

建設経済常任委員会

令和2年2月28日（金曜日）午後1時開会

出席委員（8名）

委員長 星 宏 子
委員 小 島 耕 一
委員 相 馬 剛
委員 玉 野 宏

副委員長 山 形 紀 弘
委員 森 本 彰 伸
委員 鈴 木 伸 彦
委員 吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

書記 鎌 田 栄 治

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 3月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午後 1時00分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 それでは、皆さん、午前中に引き続き午後にもお集まりを頂きましてありがとうございます。

皆様お集まりですので、今から建設経済常任委員会のほうを開会いたします。

それでは、座らせていただきます。



◎協議事項

○星委員長 2番の協議事項に移ります。

(1) 3月定例会における委員会の運営についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○鎌田議会議務局書記 (3月定例会における常任委員会の運営について)

○星委員長 説明が終わりました。

委員の皆様から何かご意見等はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 現地視察、説明あるかどうかですが、午前中どこに集合で何時ぐらいを予定していますか。

○鎌田議会議務局書記 場所も含めて検討していただけだと思います。

○星委員長 それでよければ、また時間等を決めたいと思います。

そのほかにごございますか。

では、意見等ないようでしたら、3月の定例会における建設経済常任委員会につきましては、3月11日午前中に所管事務調査を行った後に、お手元に配付の次第の審査日程及び審査順で実施した

いと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、所管事務調査実施後、次第のとおり実施することといたします。

時間なんです、8時50分集合の9時出発。9時出発にしますので、ちょっと朝早くなりますが、皆さん申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

服装に関しては、作業服とヘルメット持参ということでよろしくお願いいたします。靴のほうは普通の動きやすい靴で大丈夫です。審査はそのまま、着替えたい方は着替えをご持参いただければ。

あと、何かありますか。

○吉成委員 これ、何時に戻ってくるんですか。

○星委員長 お昼までには戻ってくる予定でいます。行って帰ってくるだけで1時間で、お昼は11時半ぐらいには戻ってこれるのかな。2時間ぐらいは考えているのですが。

昼食に関しては銘々で、皆さんご自分でご準備していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、何か気づいたらその都度おっしゃってくださればと思います。

続きまして、(2)のその他に移ります。

(常任委員会調査研究テーマの中間報告及び議会報告間の意見について)



◎その他

○星委員長 3番、その他に入りたいと思います。大きいその他で何かございますか。

○森本委員 (常任委員会視察報告書について)

○星委員長 そのほかにごございますか。

なければ、終了したいと思います、異議がご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



◎閉会の宣告

○星委員長 それでは、以上で建設経済常任委員会
のほうを閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

閉会 午後 1時15分

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

令和2年3月11日（水曜日）午後1時30分開会

出席委員（8名）

委員長	星 宏 子	副委員長	山 形 紀 弘
委員	小 島 耕 一	委員	森 本 彰 伸
委員	相 馬 剛	委員	鈴 木 伸 彦
委員	玉 野 宏	委員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

生活環境部長	鹿 野 伸 二	環境課長	室 井 勉
環境課長補佐	大 野 薫	環境企画係長	田 端 政 昭
環境衛生係長	押 久 保 順 子	公害対策係長	小 林 則 克
廃棄物対策課長	亀 田 康 博	廃棄物対策課長補佐兼一般廃棄物対策係長	井 上 早 人
産業廃棄物対策係長	鈴 木 大 介	施設係長	伊 藤 靖
生活課長	君 島 一 宏	生活課長補佐兼消費生活センター所長兼くらし安全安心係長	印 南 恵 子
交通対策係長	高 野 幸 大		

出席議会事務局職員

書記 鎌 田 栄 治

議事日程

1. 開 会
2. 審査事項

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長挨拶

〔環境課〕

- ・議案第19号 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について
- ・議案第20号 那須塩原市気候変動対策基金条例の制定について
- ・議案第44号 那須塩原市気候変動適応計画について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第15号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

〔廃棄物対策課〕

- ・議案第32号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算

〔生活課〕

- ・議案第21号 那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例の制定について
- ・議案第39号 那須塩原市交通指導員設置条例の廃止について
- ・議案第41号 公の施設の区域外設置に関する協議について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算

開会 午後 1時30分

◇

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 皆さんお忙しいところありがとうございます。

建設経済常任委員会及び予算常任委員会第三分科会を開会いたします。

座らせていただきます。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりとなります。

今定例会におきまして、当委員会が審査すべき案件は、条例の制定等案件10件、公の施設の区域外設置に関する協議案件2件、計画案件2件であります。

予算常任委員会付託案件のうち当分科会で審査する案件は、当初予算案件5件であります。予算に関する案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切り替えて審査を行います。

審査において討議すべき点がございましたらお申し出ください。執行部退席の下、暫時休憩中に議員間討議を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。、挨拶いたします。

それでは、次第2、審査事項に入ります。

◇

◎生活環境部の審査

○星委員長 これより生活環境部の審査に入ります。

初めに、生活環境部長からご挨拶をお願いいたします。

部長。

○鹿野生活環境部長 (挨拶)

○星委員長 ありがとうございます。

◇

◎環境課の審査

○星委員長 ただいまから環境課の審査に入ります。環境課の皆さん、お疲れさまでございます。

◇

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 それでは、議案第19号 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井環境課長 (議案第19号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 最後に、林地開発許可と、もう一つ言ったのは都市計画でしたっけ、2つの許可を取ったものについては適用しないと言っていた、ちょっと、多分、林地は間違いないと思うんですけども、林地開発許可を出す前の事前審査というのはこちらには入っているんですか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 今のご質問の中身なんですけれども、林地開発の開発許可につきましては、別の手続という形になりますので、そちらはそちらで手続を進めていただきまして、こちらの条例の許可の手続はまた別で進めていただくような形になります。

ただ、こちらの条例のほうは4月1日施行予定というところで、許可については10月1日から、

ただ、林地開発の許可の中で、他方での許可が受けられるもの、受けることができると見込まれるというような規定もありますので、こちらの条例を後出しで既に林地開発の許可を受けているものに対して適用するとなると、場合によってはもう一回林地開発のほうも手続が必要になるというおそれもあるものですから、こちらの条例については林地開発の手続が終わっているものについては適用しないというふうにしたいと考えているところです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっとほかの手続のシステムでいうと、都市計画法というのがあって、これは建物じゃないから都市計画法は適用されないと思うんですけども、都市計画法だと事前協議があって、それを審査して得たものが都市計画の申請ができて開発許可になるんですよね。林地の場合は事前協議制度ってないと思うんです、もともと。そうすると、ちょっとすみません、全部読んでないんですけども、市が言っている要望のほう規制がきつくて、県は従来どおりの林地開発許可になっているとすると、市の要望が、林地開発になると、市の林地開発の許可のほうに市の規制内容が、住民説明会とかそういうのがかぶさらないのかどうか、そういう意味でお伺いしたいんですが、改めて。言っている意味分かりますか。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 今のお話は、多分、県が許認可事務する部分があって市がという部分で、条例が、県の運用上で、市のほうが規制が強くなってしまわないかということによろしいですか、可能性があるかと。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 1つだけ分かりやすく言うと、事前協議、地域住民に説明するとかというところがあり

ますよね。これだけだったら説明しないといけないと思うんですよ。県のほうの、県といっても、那須塩原市がやっていると思うんですけども、林地許可を取るときに、県のほうに住民説明会を要すると、こういうことが林地開発のときにあるとなっていれば、それはダブらないと思うんですけども、県の林地開発にそういうものがなくて、市は住民にきちんと説明してほしいと言っているわけだから、これが適用されなくなると住民への説明部分が抜けちゃうんだけど、そこら辺はどうなっていますかという意味で、これ適用しないということは、住民説明会は要らない、けれども、県の対象にならなければ、住民説明会は対象になっているところは要するという話だと思うんです。そこをちょっとどういう、ダブっていませんか、要らないことになっていますとかというのは分かりますか。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 すみません、ちょっと若干分かっていないかもしれないんですが、林地開発の手続に関してのこの条例の手続をどうするかという話になるかと思うんですが、林地開発をする際には、関係法令、条例等に適合することという条件が当然ついてきますので、その中でこの条例に該当するような開発行為といえますか、になる場合には、当然こちらの条例に対応していますけれども、関係課と調整してこういう形で適用していますよという形での申請をしていただくというのが大前提に、条例が該当するようになれば、大前提になってくるのかなというふうに考えておりますので、この条例が適用になった場合には、林地開発をして太陽光発電をやるということであれば、基本的には住民説明等をやるということになるのかなというふうには考えております。

○鈴木委員 結構です。了解。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 すみません、今の補足になります。

10月1日以前に既に林地開発の許可を取っているものにつきましては……

〔「遡及はしないということでしょう」と言う人あり〕

○田端環境企画係長 はい、遡及はしないところですけれども、現在、那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインというものによりまして、事業者のほうにはガイドラインに基づく説明会のほうはお願いしているところですので、その部分については施行条例の対象になってくるところまではガイドラインに基づくお願いをしていくというところで考えているところです。

○星委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 この条例は、許可を受けたところは対象としないということで、那須塩原駅の東口のNTTファシリティーズのところは対象外だと思うんですけども、今後、NTTファシリティーズといろいろ協力関係を結ぶという場合を想定した場合に、この条例を那須塩原市で出したことで、その理解というのは、例えば、NTTファシリティーズに、こういうのを出しているけれども、これとはまた別ですよというような説明とか、そういうので連絡ということはしてあるのかどうかだけお聞きしたいんですけども。勘違いされないようにという意味で。

○星委員長 部長。

○鹿野生活環境部長 NTTファシリティーズさんのほうには、この条例に関して特段説明というのは今のところはしていません。ただ、パブリック

コメントをした中で意見を頂きましたし、あと地権者のほうからたくさん、あの部分を規制するための条例なんじゃないかというふうな勘違いといえますか、そういったことで意見を頂いております。そうした中で、地権者の代表には、私がこの条例の関係の担当部長だということで、企画部と一緒に行きまして、この条例についてはそういう意味ではありませんよという説明はしています。ですので、やっている会社に対しての説明はしていませんけれども、地権者に対してはしていますので、そちらからもしかしたら伝わっている可能性はあるのかなと思いますけれども、NTTファシリティーズのほうには改めての説明はしてないというところです。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 じゃ、誤解が生じないような工夫はあるということでしょうか。

○星委員長 部長。

○鹿野生活環境部長 NTTファシリティーズのほうには特段回答もしていないということなので、誤解を受けないようにということで、そっちには特段の回答というか対応はしていないということです。

○森本委員 分かりました。

○星委員長 よろしいですか。

○森本委員 はい。

○星委員長 ほかにございますか。

小島委員。

○小島委員 基本的なところをちょっと教えてほしいんですけども、今回は条例で地域との調和に関する条例をつくったと。その前に太陽光のガイドラインというのがあると。このガイドラインと今回の条例との関係性みたいなところ、それはどういうふうに考えているんですか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 ガイドラインと条例の一番の違いというところなんですけれども、こちらは条例によりまして許可制を導入するということが一番強い部分になってくると思います。そのほか、禁止区域の指定ですとか、そういったところも条例でなければできない部分ということで、条例のほうを制定させていただきたいということになっております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 ガイドラインには、そうすとかぶっているところがあるんじゃないかと思うんですけども、ガイドラインについてどういうふうに考えているのかというのをちょっと聞きたいと思うんですけども。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 ガイドラインによりまして、今現在、市内で太陽光発電設備を設置したいというご相談があったときには、やはり事前にどういった手続が必要なのかという洗い出しですとか、あとは近隣の方々に対する説明会の開催ですとか事業の周知というのをお願いしている。そのほか、事業計画の届出というのを市のほうに出していただくということで、こちらもガイドラインなので、一応お願いという形にはなってしまう状況です。それでも一定の効果は、近隣の方々が事業をやるといことが分かって、不安を直接事業者のほうにぶついたりすることができるというところで、効果のほうはあるかとは考えているところなんですけれども、より市として事業計画に対して、例えば排水の面でどうなのかとか、そういったところで許可基準を定めてチェックしていくということがやはり求められているのではないかと、今回許可制を導入したと考えているところがございます。

○小島委員 まあ、いいですか。分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 まず、第6条の禁止区域についてなんですが、今回、(1)から(6)というところで禁止区域というふうにされているんですが、これはこの条例を制定する前、要するに現在までは、この地域に現状で、この(1)から(6)のところに太陽光発電を設置している事実が発生しているところは現時点ではあるのかどうかお伺いしたいと思うんですが。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 市のほうでガイドラインの施行以降、事前に相談があったりとか事業計画の届出があった中では、こういった地域に設置したというのはございません。ただ、それまでにもしかすると設置していた部分はあるかもしれないんですが、そちらについては今まで許可の部分がこちらになかったというところで、完全にはちょっと把握できていない状況ではございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、第7条の抑制区域についてなんですが、これでいくと、当該地域を抑制すべき区域と指定することができるということで、(1)から(4)になっていますが、禁止と抑制をするという抑制区域というのはどういうふうに捉えたらよろしいのでしょうか。抑制というのは禁止ではないわけですので、その辺の違いをご説明いただければと。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 禁止区域と抑制区域の違いでございますが、まず禁止区域のほうは、文字どおり禁止なので、許可ができない、つくらせない区域という形になっております。

抑制区域につきましては、例えばこちらの第7条の第1項の第1号のところ申し上げますと、

自然環境が良好な区域であって、その区域における自然環境を保全することが必要であると認められるものということで、例えば、規則で実際に詳しくは規定はしていくんですけども、鳥獣保護区ですとか、そういったものを予定しております。こういった地区、地域につきましては、通常の許可基準に加えて、野生鳥獣に対する配慮ですとか、そういったプラスアルファで配慮していただくものを考えているというところで、抑制区域、太陽光の抑制につなげていきたいと考えているところでございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、規則で具体的には定めるということなんです、その規則というのはいつ頃までに出来上がる予定なんでしょうか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 こちらの条例と合わせて施行のほうを考えているところですので、4月1日予定ということで考えております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、第9条の説明会の開催について、第9条の第1項の一番最後のところで、市長が説明会を開催することが困難であると特に認められたときというふうになっておりますが、説明会を開催するのが困難というのは、どういう状況だと困難だというふうに判断なんでしょうか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 こちらで一応想定しているものとしましては、まず事業者のほうで近隣の方々に対してお知らせをして、いつ開催しますということをしたときに、実際当日誰も来なくて説明会の体をなさないという部分の場合によっては考えられるのではないかと、そういう部分については説明会を、それを開いたということにしているのかどうかというのがありますので、

そういったところを想定しているものでございます。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

吉成委員。

○吉成委員 今、相馬委員のほうから質疑がありましたけれども、禁止の部分と抑制の部分ということですね。禁止であっても抑制であっても、これはここに書かれている条文でそれを判断するって非常に難しいものというのが当然そこには存在して、それは規則で決めるという話だと思うんですけども、こういう許可制のようなものに関して言えば、当然、民地に関してそういったことが行われるわけですから、そういう場合には審議会なんかをつくってやるような形が通常のやり方じゃないかなと思うんですが、ここには審議会というのほうはたわれていませんよね。それらはどういう考えをもって今回の条例の中では入っていないのでしょうか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 まず、審議会のほうで何を審査していくのかという部分なんですけれども、ほかの市の条例なんかを見ますと、許可そのものをするかどうかというのを審議会に諮るというものがまず考えられると思います。そこにつきましては、許可基準を明確にしていくというところで裁量の余地がほとんどないものになってくるのであれば、審議会のほうでお諮りしなくても透明性とか公平性は担保できるのではないかと考えているという部分と、あとは地域の指定などにつきましては、今現在、環境審議会という審議会が環境課のほうでございまして、そちらで意見を頂きながら、今回の条例を例えば今後改正していく中では、意見を聴いたりしながら進めていくことが可能ではないかと、この条例だけを審議していくような審議会というのは今回は規

定はしていないところでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 今、係長の説明であれば、環境審議会があるわけですよね。であれば、環境審議会がこれを兼ねるみたいな、そういった一文が入っていれば、十分その中で可能だと私なんかは今の説明を受けると余計思うんですけれども、そういった検討、議論というのはされなかったんですか。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 審議会の実際にどういった運用という部分があるかと思うんですが、実は件数等をどれぐらい実際に処理しなくちゃいけないのかということもちょっと明確ではないものですから、仮にそれを審議会という形で必ず審議会にかけなくちゃいけないような形になった場合には、逆にすごい手続上の進みが悪くなってしまうおそれですとか、そういったのもちょっとございまして、必ずという形ではない形でちょっとスタートしたいなど。ちょっと事務手続の部分も若干ありまして、現状では条例に関して実際、環境審議会のご意見は、参考意見ですけれども、頂いてはいるんですけれども、ちょっとそういった形でその辺りの条例の運用上の部分も整理しながら、指摘があったような部分を対応していければということとで現在のところ考えているところです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ということは、生活環境部内で結論を出していくという理解でいいわけですか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 委員ご指摘のとおり、そういうことになります。

○星委員長 よろしいですか。

○吉成委員 はい。

○星委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 続きまして、すみません、第11条、許可の基準についてなんですが、第2項の2号ですかね、27ページの(2)、第17条の規定により設置許可または次項に規定する市長の許可を取り消された日から、第17条の要は取消しの規定で、取り消された日から起算して2年を経過していないもの、要は17条の規定で取り消された場合、2年間は申請できませんよと、許可できませんということなんですけれども、この2年間というのは、どういう理由で2年間というふうになるのかご説明をいただければ。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 まず、こちらの2年という意味合いなんですけれども、こちらの許可の取消しの部分が、例えば偽り、不正な手段で許可を得たものですとか、あとは許可を受けてから事業を実施しないで1年を経過したものですとか、基本的には、設置事業に対する許可を受けたのに、その事業をちゃんとやらなかったりとか、あとはそもそもその手続自体が不正だったというものを許可の取消しの対象にしていますので、ペナルティ的な意味で2年ということとでしております。

○星委員長 そのほかございますか。

吉成委員。

○吉成委員 実際、この20条に立入検査とかとありますけれども、この立入検査なんかはどういうふうな形で行うんですか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 こちらの立入検査は、設置事業が完了したときに立入検査をして中を見るという形なんですけど、まずは許可申請の段階で上がってきている図面ですとか、そういったものと現地の確認という部分を想定しているところでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 これは職員の皆さんがやるということ
でいいわけですか。

○田端環境企画係長 はい、職員が現地のほうに行
って検査をするということで考えております。

○吉成委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。
相馬委員。

○相馬委員 すみません、最後にもう一点だけ。
すみません、31ページの附則のところの2番で、
栃木県土地利用に関する事前指導要綱に基づく協
議を終了した事業者については、この条例の規定
は適用しないというのは、どういう状況の場合に
この条例は適用されないのか伺いたと思います。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 こちらの栃木県土地利用に関
する事前指導要綱なんですけれども、基本的に太
陽光で該当してくるものは大規模なものになっ
てきます。大規模なものについては県のほうのこの
要綱に基づいて事前協議が必要ということになっ
ておりまして、その中では関係法令全ての許可の
状況、見込みであるとか、許可済みであるとか、
そういったところを全部チェックして、最終的に
土地利用として支障がないものということで協議
が終了するという流れになっておりますので、も
う既に終了しているものに対して新たに許可が必
要ですという話になると、この協議自体がやり直
しになってしまうものですから、それは事業者に
対してあまりにも不利益になってしまうというと
ころで、この規定によってこの条例の例外として
定めているところでございます。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 太陽光の面積というか規模でいうと、
ちょっとざっと見たんですけれども、25ページの
9条の2に、設置事業者は出力の合計が20kWに満

たないときはと書いてあるということは、これは
1kWでも設置するときはこの条例に基づいて許可
申請が必要というふうに考えてよろしいんですか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 こちらの条例、設置する形態
といたしますか、形態によって若干対象外になるも
のがございまして、それにつきましては、条例の、
議案書のほうで申し上げますと、22ページの一番
下のところに、第2条の第4号……

〔「ちょっと待ってください」と言う人あ
り〕

○星委員長 22ページの。

○田端環境企画係長 太陽光の条例の最初のページ
になります。

こちらの第2条の定義の中で、第4号の設置事
業というところで、一番下のところで、ただし、
次に掲げる設備または施設に係る事業を除くとい
うふうにしてございます。まず1つが、建物の屋
根とか壁面に設置する場合、こちらは対象外にな
ります。このほか、工場などの環境施設として設
置するものですとか、あとは標識や何かに附属し
て貼り付いているような太陽光、それと災害の防
止のために、河川の例えば監視カメラですとか、
そういったものと併せて設置するものについては、
この条例に基づく許可は不要であるというふうに
しておりまして、ご質問いただいた1kWというも
のが、基本5kWぐらいであれば基本的には屋根に
つけるものというのがほとんどになってくると思
うんですが、そういったものは対象にはなってき
ません。ただ、地面に設置するものについては対
象にしていくというものでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

今ずっと説明いただいたんですけども、自分は
屋根とかそういうのはいいと思っていたのね。ポ

イントは、住宅地に例えば分譲地の一面が100坪ぐらい空いていて、建てる予定がないからソーラーパネルを張るという場合は多分30kWとか20kWぐらいしか出ないと思うんだよね。でも、そういう場合でもまず許可申請が必要なんですね、そうすると、地べただったら。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 許可が必要になります。というのは、こちらで条例をつくっていく中で、やはり住宅街の中で1区画分とか2区画分に太陽光発電をつけるというところで、近隣の方からパワーコンディショナーの騒音なんかによる苦情ですとか、あとはそもそもそこに、反射の話はあまりないんですけども、電磁波に対する不安ですとか、そういったところでの話というのが市のほうにも寄せられている状況でして、そういったところをきちんと説明していただいたりとか、あとは騒音に対する配慮ですとか、そういったのをさせていただいて、そういった上で事業をやっていただければというところで条例を制定しておりますので、許可の対象にはさせていただきたいというところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 逆に言うと、そういうところの規制のために、町内の繁華街のところの空いている空き地や駐車場にソーラーパネルを張る場合はどうかと。逆に言うと、ちょっと郊外で、那須塩原市広いので、ぼつんと農地の間に、山林対象にはなっていないけれども、雑種地みたいな空き地があって、そこにソーラーパネル30kWぐらいのものを設置しようかという、今の話では当然要ると。趣旨としてはいいんだけど、ぼんと申請つくと、測量して書類出してという、今までお金からなかったのに大変だなというのはちょっとあるんですけども、了解しました。趣旨として

は了解です。

○星委員長 それでは、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ほかにないようですので、質疑を終了したいと思います。異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第19号 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 続いて、議案第20号 那須塩原市気候変動対策基金条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井環境課長 (議案第20号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

吉成委員。

○吉成委員 実際、この基金を取り崩して事業に充てるとなった場合に、どういう事業が想定されるんですか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 現在、これといった特定の事業というものがあるわけではないんですけども、4月にはまた新しい気候変動対策局ができますので、そちらのほうでその基金を活用してどういうふうな対応する事業というところでちょっと検討していくという形になると思うので、現時点でこの基金を使ってこれというのは、明確な事業というのは今のところはちょっと想定していないというものでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、新年度予算で科目のうちということで大体のうちだと1,000円ですか、基金としては1,000円ということで予算出ているわけですけども、実際にどのぐらいの基金額とか、そういうのは全くの未定ということですか。

○星委員長 暫時休憩とします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

吉成委員、すみません。質問が終わりましたね。課長。

○室井環境課長 基金のほうにつきましては、今のところ、原資というものはふるさと納税をちょっと考えているものですから、ただ、それがどのぐ

らい集まるかというのがなかなかちょっと想定ができないというところがございますので、今回、予算上は最低額の1,000円という形での計上という形になってございます。

○星委員長 そのほかございますか。
よろしいですか。

[発言する人なし]

○星委員長 討議すべき点はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第20号 那須塩原市気候変動対策基金条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第20号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 続きまして、議案第44号 那須塩原市気候変動適応計画についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○室井環境課長 (議案第44号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 20ページの、私、果樹の専門なので、ちょっとお聞きするんですけども、温州ミカンの栽培適地だということを出しているわけですけども、これは市として温州ミカンを今後、那須塩原市に広める気があるか出しているのかどうか、そこら辺がちょっと分からないんですけども、ご意見をお伺いしたいと思います。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 今回こちらの計画を策定するに当たりましては、環境省のほうで様々な分野について将来予測というのを行っております。そちらのデータを基に、既に情報として出ているものについてはこちらに掲載するというふうな形を取ってございまして、その中で、例えばこの19ページのほうでは水稻の話で、米の収量の将来予測というのを国のほうで行っております。また、果樹についての温州ミカンの栽培適地の予測というのも国のほうで行っておりますので、今回はその情報を広くお知らせするという形で計画のほうに掲載しているところでございます。

あとは、今後、施策を進めていく中で、関係機関と連携しながらという形にはなるんですけども、例えば、どうしても既存のものが難しくなってきたときに、品目の転換ですとか、そういったところの一つの選択肢としてはあり得るのではないかと考えているところです。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 あと、(2)にいろいろなものが出ていますけれども、具体的に何か調べて、本市におい

ても関係機関と連携しながら努めますということですけども、何か考えていることがありましたらお伺いしたいと思います。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 こちらの実際これからどういったことをやっていくのかという部分につきましては、今回4月から気候変動適応センターのほうも設置を予定しておりまして、その中には、市の内部においては農業関係は農務畜産課が所管しておりますので、そちらのほうから話を聞きながら、例えば宇都宮大学のほうとも連携協定を結ぶということで、そちらのほうとの適応センターとの連携という中でお願いできる部分があれば、そういった特定の分野についての研究などもお願いしていければと考えているところですけども、今現在、この分野のこういったものというちょっと細かいところまでは決まっていない状況でございます。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 今回の質疑の中でも出ましたけれども、それぞれページでいけば19ページから、農業・林業・水産業ということであって、この中の、今、小島委員が言ったのは果樹ですよ。私なんか単純に考えて、果樹よりも露地物の野菜であったり、そういったもののほうが一般的ですよ。それに対する気候変動による障害というのは大きいような気がするんですよ。ところが、質疑の中では、国のほうの事例というものがまだ少ないということなので今回入れませんでした。今後これ自体も当然改正していくわけでしょうから、その中で考えたいということだったんですが、単純に考えると、繰り返しになりますけれども、果樹なんかより露地物野菜のほうが、ハウスは関係ないにしても、露地物野菜のほうが影響は非常に大きいん

じゃないかなと。だから、普通はここに記載があ
ってしかりだなと思ったんですが、改めてお聞き
します、どうでしょうか。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 今ご指摘あった内容は、実は
国のほうでも2点ございまして、まず事例が少な
いという部分と、あと、主に露地物野菜になると
思うんですが、野菜の植付けから収穫までの期間
が比較的短いということなので、長いスパンでの
気候変動の影響だけではなくて、その期間の天候
の影響ですとか、そういったものの影響を受けや
すいということで、ちょっと判断がつかないと、
現状ではどこまでの影響が実際の気候変動の影響
なのかという判断がちょっとつかないという部分
もあって、ちょっと知見が足りないというような
内容になっていまして、果樹なんかに関しまして
は、気温の一定、その木は長い間ある部分でも木
自体があって影響が多分確認されているんだと思
うんですが、どうしても露地物野菜というのは作
付して収穫までの期間がほかのに比べると短い
ということで、ちょっと短期間の気候変動というよ
りは、天候の影響の部分もあってちょっと知見的
に足りないというような情報提供のされ方だった
ものですから、多分今後はその辺りも含めながら
どんどん知見が上がってくるんだと思いますので、
当然こちらの計画も、来年、再来年の地球温暖化
対策の区域施策編の改定に合わせまして検討して
いく内容になりますので、知見が上がってくれば、
当然そういった部分は記載させていただくような
内容になるかと思います。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 水稻に関しては、当然、田植から収穫
までというのが数か月ということなんで対象にな
るんだと思うんですけども、言われてみればそ
うかなという気はするんですが、そうすると、栃

木県ではちょっとそういった作付しているところ
があるかどうかというのは分かりませんが、
コンニャクイモなんかは収穫までに3年かかるわ
けですよ。そういったものを作っている群馬県
であったり、それから福島であったり、そういっ
たところは野菜としてはそう書き込むような、県
の事例なんでしょうけれども、というような事例
もないことはないんでしょうね。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 国のほうの調査では、単純に
全県の調査をした中では、一応例として40件ぐら
い影響あるよというのが上がってきたということ
なんです、それがやはり今のような内容で精査
をし切れていないという状況ですので、影響が全
くないということではなくて、現にあるよという
報告はあるんですけども、こういった全国的に
周知する資料としてはちょっと知見が足りない
というような内容になってございます。

○吉成委員 了解です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 何か国のほうという言葉が出てきたの
と、知見が足りないということ、参考にちょっと
お伺いしたいんですけども、こういう気候変動
適応計画というのは、調べているかどうかあれな
んですけども、日本中の自治体の中で本当に取
り組んでいるのは既にどれぐらいあるか、または
那須塩原市はどの辺の位置なのかというあたりで
お伺いしたいんですけども。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 すみません、今現在でちょっ
と数字のほうは把握していないんですけども、
そちらの取組に関しましては、国のほうがホーム
ページといいますか、A-PLATというページ
を出しております、そこでリアルタイムに近い
形で、1つのところでもつくれば、すぐどこどこ

が作りましたよという形でどんどん随時ホームページにアップしていただくような形になっておりますので、今度、当市でも4月以降ですかね、気候変動適応センター、そういったものが設置されれば、どこどこで設置されましたということで、かなり通常のホームページより早いスパンでどんどん情報が更新されて提供されていますので、極端な話、今日見ても、あしたになると別な追加されたものが載っているというふうな可能性もあるので、かなりどんどん取組が進んでいるような状況ではあります。

○星委員長 よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○星委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 この計画を読んでいくと、市としては情報を発信することであったりとか、対応していくということが書いてあって、具体的な施策というのはあまり載っていないのかなというふうに思ったんですけども、それはこれからそういうのをつくっていくという考え、ここに載せるときに、そういう具体的な施策を載せるという議論はなかったのかということをお聞きしたいです。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 こちらの計画を策定していく中では、それぞれ、例えば農業であれば農務畜産課ですとか、そういった関係各課のほうの意見を聞きながらつくってきたところでございますけれども、ただ、実際、今やっている施策が適応に関しても効果があるものが当然中にはあると。そういったものを今後、気候変動の状況がだんだんいろいろ出てくるに従って、現在の施策で対応できるのかどうかという部分の洗い出しですとか、あとはそもそも対応できない部分については新たな施策を考えていかなければならないというところ

で、今回こちらの計画は方向性を示すという形で考えておまして、実際は4月以降、センターの運営の中でそれぞれの各所管課のほうでやっている施策がどれぐらい適応に対する効果があるかというのを洗い出ししながら、足りない部分については新たにそれを考えていったりとか、あとは国のほうで新たな適応策として何か情報提供があれば、それを関係各課のほうに下ろしていくというようなことで考えているところでございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 この計画は11年間の計画だと思うんですけども、そういう状態だと、その時々でやらなきゃいけないことというのは変わってくるのが間には出てくると思うんですね。その場合に、計画として11年というのはちょっと長いのかなというふうな印象も受けたんですけども、その場合には個別のまた例えば実施計画的なものというのをつくっていくということも考えていらっしゃるということでしょうか。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 すみません、まず、こちらの気候変動の適応に対する計画なのですが、実はこちらのスパンというのは非常に長く設定されていて、11年というよりも30年スパンですとか、そういったスパンで5年に1回ぐらい見直しという実際にはすごい長期スパンの中で計画をつくって、こういったものに対応していきましょうというのは順次対応していくということで、見直しも5年に1回ぐらいでやるということで、実はすごい長いスパンというのがもともと想定されています。

今回11年というのを設定させていただいたのは、質疑の中でもお答えさせていただいたんですけども、令和2年、3年で改定予定の地球温暖化対策の区域施策編のほうがちよっと11年間とちよ

どかぶるものですから、令和12年、それに合わせてちょっと改定ということで設定をさせていただいたんですが、どちらかというと、単独でやるのであれば非常に長いスパンでやって、目先の結果というよりは、長いスパンでやっていくというイメージの計画づくりというのが国のほうで示されているものという内容になっています。

○森本委員 分かりました。

○星委員長 よろしいですか。

山形副委員長。

○山形委員 この26ページに、健康のところの熱中症の下に、影響に対する適応策というふうに書いてあります。小中学校のエアコンの設置、あとはスポーツ大会の開催時期変更、温度の管理、こういうふうな計画ができると、部をまたいで教育なんですけれども、計画があるからといって、例えばスポーツ時期の日程を変えたり、エアコンの温度を変えたりすることもできるというふうな考えでよろしいんですか。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 こちらのほうは、こういう実際の運用に関しましては、気候変動適応センターというものを組織して運用していきますので、こちらが、今ご指摘あった教育部門ですとか、そういうところが横断的にやったもので組織しますので、当然こういった目的がある中では、そういったのを配慮して、授業の内容ですとか、例えば各部門からすれば、いろんな施設にエアコンつけてほしいですとか、例えば体育館につけてほしいですとか、そういったものもあるかと思うんですが、そういったもの全体的な部分を考えながら、当然熱中症にはどうするんだという全体的な部分で、それぞれが大きい目標に向かって日程変更を検討したいといったもので当然やっていくというふうに考えています。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 そうすると、そのセンターが主体となって、今後いろいろなケース・バイ・ケースでいろいろな、しかも恒例の感じなんですけど、センターが主体となっているいろいろ変えていくという形でよろしいでしょうか。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 具体的には、センター主体といますか、センター自体は方向性をそれぞれ協議して、どういった形でやっていきたいと思いますという方向性になると思うんですが、その現実的な部分、実際の具体的な取組に関して、当然その現場を分かっている担当部署とすり合わせながら、より現実的で効果のあるものをどういった形がいいかということで精査した上で進めていくというイメージになるかと思います。

○星委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 30ページのところで、そうしますとここに各主体の役割ということで市民の役割、それから事業者の役割、そして市の役割ということで「市は発信していきます」、それから「事業者については事業の展開を実施することが期待されます」、それから「市民については、その影響に対する対処、取組を進めることを期待されます」ですからなんですけど、この計画を最終的に検証するとなった場合に、この「期待されます期待されます」で具体的な目標数値はここにはもちろん載ってこないんで、この計画を5年ごとに見直し、それから5年ごとに検証するとなった場合に、何をもちえて期待されるんだけれども、その期待どおりになったかなとかという、そういった目標値みたいなものというのはどういうふうに考えればよろしいんでしょう。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 今のご質問なんですけれども、その上の5-2の進捗管理の部分で記載をしているところなんですけれども、国におきましても気候変動適用計画の評価という部分をどうやっていくかというところが、まだ実は定まっていないところがございます、評価書等についても今現在、国のほうでも研究しているというのがございます。なので、このほうにおきましても、そういった国のほうで示されるような評価手法があれば、それを導入しながら見直しのほうはしていきたいというところはございます。

あともう1点、役割のところの「期待されます」というところなんです、やはり気候変動が直接的に影響が出てくるのは市民の方々ですとか事業活動の中でということになってきますので、市のほうとしてはどういった影響があるのかというのをお知らせしながら、こういった対処もありますというのを情報提供しながら、やはり市だけではできない部分というのは限られてまいりますので、そういったところでそれぞれの方が自分を守るために適応に取り組んでいただいたりとか、また事業活動をよりいい方向に進めるために適応の考えを取り入れていただいたり、そういったところで今回「期待されます」というような記載をしているところです。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○星委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第44号 那須塩原市気候変動適応計画については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第44号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩にしたいと思います。休憩に入ります。10分間休憩にいたします。

14時38分から始めたいと思います。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時38分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

ここで建設経済常任委員会予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 議案第10号 令和2度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部からの議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井環境課長 （議案第10号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 81ページ、狂犬病予防費で、修繕費の電気自動車バッテリー交換76万8,000円ですけれども、この電気自動車、何年に1回バッテリー交換が必要なものなのか教えてください。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 何年に1回という規定ではないんですけども、実際に走行距離が非常に実際短くなってしまっていて、そういった関係もあって車両の更新も考えたんですが、適切な車両がちょっと存在しないということで確認したところ、バッテリーの交換であれば対応可能ということでメーカーのほうからございまして、実際に今、市内で使っていても、若干市内でも遠方に行くところとちょっと心もとないといいますか、あつという間に量が減ってしまっていて、それで聞いたところ、交換すれば回復しますよというようなメーカーの説明があったものですから、今回計上させていただいて、通常の使用に耐えられる形にしたいというような内容になります。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 では、実際にはこの車両は何年使ってバッテリー交換になったのかというのは分かりますか。

○星委員長 課長補佐。

○大野環境課長補佐 使用は5年になります。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 5年。

続きまして、今度は83ページ、地球温暖化対策推進費、5001事業の中の報償費なんですけれども、最近シンポジウムの料金がすごい高いなという印象を私受けているんですけども、これ381万3,000円ということの内訳を教えてください。

いですか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 こちらの地球温暖化対策推進費の報償費の内訳でございますが、まず地球温暖化対策講演会というものを開催しておりまして、こちらの講師謝礼が交通費込みで50万円。それと気候変動適応シンポジウムの講師及びパネリストの謝礼、こちらも交通費込みですけれども、こちらが150万円。これに加えまして環境保全総務費のほうから環境連絡会という会のほうの委員の謝礼のほうで、合わせまして約180万円ほどを予算の組替えで地球温暖化対策推進費のほうに持ってきているということでございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 それでは、シンポジウムのパネリストの謝礼というのは1人幾らですか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 基調講演の講師1名とパネリスト4名を想定しておりまして、合わせて150万円ということで考えているところでございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、1人幾らか決めていないということですか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 人選も含めてこれから検討していくような形ですので、実際、個別に基調講演の謝礼とパネリストの謝礼というのは、今のところちょっと分けては考えていないところでございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 先ほど言った講演料50万というのは、この基調講演とは別ですか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 こちらの地球温暖化対策講演会につきましては、また別事業として講演会を今

までも行ってきたものでございまして、これも来年度も継続していきたいと考えているところなので、こちらの50万円と、あと別口でシンポジウムの講師謝礼プラスパネリスト謝礼が150万円というところで計上させていただいているところでございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 先日、私も本会議の質疑でも、ほかの報償費のことをちょっと聞かせてもらったとき、パネリストが22万で司会が22万という話をちょっと聞きまして、そのときに司会もパネリストも同じ金額ですという話を聞いて、司会はただの司会じゃなくて、ただ進行するだけじゃなくてコーディネーター人だって言ったので、パネリストとコーディネーターなのかなというふうに理解したんですけれども、その辺というのは多分、分け方で一律で幾らというよりも、それぞれ例えば大学の先生であったりとか、例えば公務員の方なんかだったら多分安かったりする。多分ほぼただだっただりすると思うんですね。そういうところまではあまり考えないというか、取りあえず大枠で取るという形なんですか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 取りあえず、現在どういった方という想定がない中で、ちょっと予算組みをしたものですから、取りあえずアップで最大これぐらい必要だろうという、ちょっと予算取りをしたところですので、実際やるときには当然その人によって価格というか、お願いする報償費は当然下がってきたりとかというのはあるかと思うんですけれども、取りあえず今のところはこういう形でということです。

〔「分かりました。以上です」と言う人あり〕

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 森本委員が出した質疑なんですけれども、これ昨年度の実績何名だとか、それから昨年度実績で幾らであったかというのは分かりますか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 初めに、地球温暖化対策講演会のほうですけれども、こちらは予算の額で申し上げまして、本年度やったときに30万円でございます。気候変動適応シンポジウムにつきましては、来年度新規事業ですので今回初めてのケースという形になります。

あと、地球温暖化対策講演会の実績という形なんですけれども、こちら来場者数等で申し上げましてアンケートに答えていただいた方ということで把握しているんですけれども、そちらが155名という形になっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

あと、環境連絡会委員の謝礼の180万というの、これ、ちょっと連絡しているだけで180万なのかなと。ちょっと内訳をこれも予算なんで、お伺いしたい。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 環境連絡会の委員の謝礼につきましては、1人当たり1日7,400円という単価で見せておまして、現在63人の方がいらっしゃると。年間3回会議を開くとして、大体140万円ほどの金額になるかと思っています。

そのほか、部会も別にありまして、部会のほうは同じ単価で28人の方で2回ということで40万円ほどということになりますので、合わせてこちらのほうは180万円ほどというような予算となっております。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 今の補足なんですけど、例年、会議のほうは通常年度の初めの頃に1回と、年度

の終わりの頃に1回の2回ということで予定はしているところなんです、来年度、再来年度につきましては、地球温暖化対策実行計画の策定のほうを予定しておりますので、計画に対する意見というのもこちらの会から頂く予定になっております。その関係で回数の方も1回多く見込んでいるところで、来年度につきましては3回を見込んでいます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 7,400円って、市民の方の選ばれた方が来ているのかなと思うんですけども、これはどういう方ですか。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 例えばなんですけれども、市民の方の代表ということで、自治会長の方の全員ではないですけども何名かという形と、あとは団体ということで市民の団体、環境関係の団体ということでげんごろうの会というところですか、あとは婦人会の関係とか消費生活の会のほう、あとはエコリーダーという方ですか、地球温暖化防止活動推進員という方がおまして、そういった方になっていただいたり、あとは企業のほうから例えば東電のほうから来ていただいている方ですか、カゴメとかブリジストンなんかからも委員としておいでいただいているというものでございます。

〔「了解いたしました」と言う人あり〕

○星委員長 小島委員。

○小島委員 関連なんですけれども、地球環境温暖化の対策実行計画というのを策定するということなんですけれども、限度額が800万で実際には300万ということで考えているんだと思うんですけども、どんなところに委託するのか、具体的なものが分かればお聞かせ願えればと思います。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちら、限度額800万ということで、今年度の予算につきましては取りあえずは200万円という形で計上させていただいていますけれども、こういった計画のものにつきましてはコンサルのほうにお願いするような形になると思いますので、市のほうに登録している業者とか、そういったところから選定されて入札とかで決めていくというような形になると思います。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 説明はなかったかもしれませんが、81ページに浄化槽設置整備助成費があるんですけども、これは対象ですか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 浄化槽につきましては環境課予算ではございませんので、別の課です。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 エコポイントの引換品ということで70万で、今回もエコポイントみたいなものは継続的にやるという考え方ですか。

○星委員長 何ページ。

○小島委員 83ページの同じ地球温暖化対策推進費ですけども、エコポイント、何か前のこの地球温暖化に変わったので、何か変わっているのか、それとも今までのとおりでエコポイントをやるのか、そこら辺どのような考え方で進められているのかお伺いしたいと思います。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 エコポイント制度につきましては、来年度も引き続き実施のほうを考えております。内容につきましては毎年少しずつ中身で特に取り組んでいただきたいもののポイントをちょっと上げたりとかして、取組のほうは少しずつ変えながら実施しているところなんですけれども、来年度も実施していきたいと考えております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 具体的に、何か今年は500円のプリペイドカードだという話だったような感じしたんですけれども、具体的にはそんなものなのか、確認したいと思うんですけれども。

○星委員長 係長。

○田端環境企画係長 エコポイントのほうの達成賞ということで、今現在は500円分のクオカードというところなんです、こちらについても来年度もお渡しするものについては引き続きということで考えております。

○星委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第10号につきましては原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇
◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 続きまして議案第15号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井環境課長（議案第15号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 200ページのさくら公園墓地の中の、これ毎年聞かれているのかもしれないですけども、進入路賃借料7,000円、これの内容を伺ってよろしいでしょうか。

○星委員長 係長。

○押久保環境衛生係長 参道の土地の賃借料となっております。内訳としましては平米当たり48円、面積が136.93平米賃借しておりますので、それを計算すると6,573円、毎年支払っているというところでございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 この土地を借りている理由は、別に取得する予定はないということによろしいのでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 当然、土地を所有している方の意向とかもありますので、なかなかその辺のところの話はちょっとまだしていないところなんですけれども、もし所有者の方のほうからそういうお話があれば検討させていただきたいというふうには思います。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、担当課としては借りていたほうが良いという発想だということですか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 今後、塩原のさくら公園墓地のほうもどういうふうになるかというところも、まだ分からないというところもございますので、このところで土地を所有したほうがいいのか、それとも借りたほうがいいのかという選択をした場合、年間7,000円程度であれば借りていたほうが良いんじゃないかというような判断もちょっとあるもんですから。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○星委員長 山形副委員長。

○山形委員 両方の墓地にも言えるんですが、これ郵便料ということで、何通出して、どのようなはがきとかそうふうなものの内容はどんな内容を送っているんですか。

○星委員長 係長。

○押久保環境衛生係長 それでは、郵便料の内訳なんですけれども、赤田霊園墓地事業のほうなんです。こちらのほうの内訳が、赤田霊園1号墓地が915件、赤田霊園2号墓地が432件で、毎年4月の管理料の納付書を送るときの郵送料となっております。

塩原温泉さくら公園墓地事業につきましても、同様に4月の納付書を送る郵送料なんですけれども、こちらの件数は54件となっております。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第15号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第15号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

そのほかとして、皆さんから何か、委員からは何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で環境課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時23分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎廃棄物対策課の審査

○星委員長 ただいまから廃棄物対策課の審査に入ります。

廃棄物対策課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 （議案第32号について説明）
説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第32号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認めます。

よって、議案第32号については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○亀田廃棄物対策課長 （議案第10号について説明）

○星委員長 説明が終わりました。

ここで10分間、休憩に入ります。

43分だから、53分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時53分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。森本委員。

○森本委員 24ページ、衛生費、雑入、資源物等売払金、去年6,300万だった予算から今回4,161万9,000円ということなんですけれども、これ減の理由をご説明ください。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 単価の変動がやはり市場の影響によってあるんですけれども、紙類の価格がここに来て大分低迷をしているということで、単価のほうの数量のほうがまず原因としてあります。

あとは、処理の量も搬入量もちょっと減少傾向

にあるということで、少なくちょっと見積らせていただいています。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 去年いろいろちょっと問題があった部分でもあったんで、ちょっと心配している部分でもあるんですけども、現在、買取りを行っている事業所というのは、例えば、ほかの事業所よりも極端に値段が高いとか、それとか、事務所がちょっと明らかなじゃないとか、ほかで、ほかの例えば自治体でトラブルを起こしたりとか、そういうことがないということを確認はされていらっしゃるのでしょうか。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 入札で事業所のほうを決定しているんですけども、今年度の四半期の入札の際に入札後に事業者のほうの現地調査に行きまして、仕様に合致していないような条件が認められるかどうかということで確認をしまして、今回は大丈夫だったんですけども、万が一そういった条件満たさないようなことが確認できれば、契約しませんよということでやるような方向転換をさせていただきます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 その事業所は、買取りは来年度からなんです。それとももう既にお買取りは始まっている事業所なんです。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 今年度の第四半期から導入させていただいているので、今年度の途中からそういったやり方をさせていただいています。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、納入というか、金額納入、お金の納入という部分では、今のところトラブルは起きていないということによろしいでしょうか。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 委員おっしゃるとおり、今のところ問題なく納入のほうを確認しております。

○星委員長 そのほかございますか。

山形副委員長。

○山形委員 86ページのその他の委託料で、不法投棄監視カメラ保守、土日祝日等の不法投棄等の監視、425万5,000円なんですけれども、内訳と業務内容教えていただけますか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 それでは、私のほうから説明させていただきます。

まずは、土日祝日などの不法投棄監視業務ですが、シルバー人材センターのほうに委託しております。内容的には、土曜日、日曜日、祝日及び月曜日、祝日の翌日、不法投棄、あるいは野外焼却等の指導、監視となります。

それで、若干減になっているんですが、今年度と比べて来年度は休日が若干減ってしまうところで、委託費料も合わせて減となっております。

そのほか、不法投棄監視カメラの保守ですが、市のほうで監視カメラを撮っております。その保守料となります。動画カメラでして、何か定期的な保守をしないと時間がずれてしまうとか、そういうことがあるので保守させてもらっています。

以上です。

○星委員長 山形委員。

○山形委員 このカメラの保守事業ということで、設置しているカメラの台数は何台ぐらいなんです。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 現在、利用しているのは1台となります。

○星委員長 山形委員。

○山形委員 それ場所は、まずいんですか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 大丈夫です。ちょっと今、〇〇〇のほうに住宅街の端、端と言ったら失礼かもしれないんですが、林のところがあるのですね。そこで一時期、不法投棄が頻発したということのでつけさせていただいて、ただ、設置してからは収まっているので、よかったなと思っているんですが、以上となります。

○星委員長 山形委員。

○山形委員 じゃ、ある程度、その保守で収まっているということなんですね。今のところ。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 おっしゃるとおりです。

○星委員長 山形委員。

○山形委員 続きまして、指定ごみ袋のその他の委託料で指定ごみ袋製造、管理と配送が8,000万、その管理と配送の内訳もそれも教えていただけますか。

○星委員長 課長補佐。

○井上廃棄物対策課長補佐 こちらのほうは、指定ごみ袋の製造、配送のほうが約5,845万、手数料のほうが販売委託手数料のほうが2,154万、合わせて約8,000万というふうなことになっております。

○星委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、その配送方法というのは、ほかの業者さんに委託して、その配送料が5,800万という。

○星委員長 課長補佐。

○井上廃棄物対策課長補佐 こちらの委託手数料というのは、分かりやすく言うと業者のほうの収益の部分で、こちらのほうを業者が袋を納入して納める際には、1枚、今、可燃物の大だと500円するかと思うんですが、その分を業者の持分を引いているわけなんですけれども、その分を委託料

として、市のほうが市に納めている形になります。

○星委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、それは分かりました。

そうすると、管理は誰がどのように管理しているんですか。もう一回、教えてください。ごみ袋の管理費。

○星委員長 課長補佐。

○井上廃棄物対策課長補佐 こちらは、入札した業者のほうと市のほうで端末がつながっているものがありまして、そちらでどこのお店に幾つ配送して、今幾つ残っているという部分が、この逆に使用料にあります管理システム、こちらのほうで管理をしているというふうなことになっています。

○星委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今まで聞いたことがなかったんですけども、この87ページが一番下の那須塩原クリーンセンター管理運営費、これの委託料のこの10億となっていますけれども、これの内訳ってちょっと聞いたことなかったんで、もし、あれでしたら分かりやすく教えてください。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 その他委託料の内訳費ということでもよろしいでしょうか。

それでは、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、那須塩原クリーンセンターの管理運営包括的業務、こちらのほうが10億5,886万2,390そのほかに、白色トレイ・発泡スチロール減容業務ということで、ごみステーションから回収してくる白色トレイの減容処理業務になりますけれども、こちらのほうが265万3,200円。

それから、周辺環境調査業務ということで、施設建設工事の環境保全協定に基づきまして、周辺6自治会等の協定による環境調査業務しているん

ですけれども、こちらのほうが473万円。

それから、廃乾電池処理処分業務ということで、こちらがクリーンセンターのほうで処理のほうができないものになっていますので、こちらのほうの委託費として303万4,900円。

それから、同じく廃蛍光管、こちらもクリーンセンターのほうで処理ができないものになっていますので、こちらの処理業務委託費が176万2,200円。

同じくクリーンセンターでやはり処理できないようなタイヤとか消火器とか、不法投棄で出たしまったものを、こちら市民一斉美化運動とかで回収されたものの処理の処分業務になるんですけれども、こちらのほうの委託費が29万2,600円。

容器包装リサイクル協会への再商品化業務委託料ということで、こちらが瓶の再商品化業務の委託料になるんですけれども、こちらは48万9,968円です。

それから、大動物死体処理業務ということで、やはりクリーンセンターのほうで処理ができない大きな動物の処理業務の委託費ということで、13万3,540円。

それから、コピーパフォーマンス料がございします。こちらが7万2,600円。

それから、新規業務のほうになりますけれども、循環型社会形成推進地域計画策定業務、こちらが180万円。

続きまして、精密機能検査業務、こちら3年ごとの法定検査の業務になるんですけれども、こちらが630万円。

続きまして、小型家電の処分業務でございます。こちら先ほど課長からご説明ありましたけれども、資源売却できていた小型家電だったんですけれども、処理費用と運送費等が上回る状況になってしまったということで、こちらの処分業務委託費が

130万。同じく運送費になります。こちらが80万という内訳になります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これもできましたらですけれども、管理運営包括的などところに関して10億ということなんですけれども、その10億のまた見積りの内訳というのは、そこの部分だけですか。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 こちら5年契約の業務になってまして、令和2年度で3年目になるんですけれども、この1年間分の業務委託費ということで、今回は消費税率の改正分があるんで当初の金額よりも増えてはいるんですけれども、1年分の金額ということで包括的に業務を委託するという費用になっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 包括的ということなんですけれども、その10億という金額が、人件費なのか、どういう形で使われていることの合計としてなのかというあたりまでは聞けないのかな。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 人件費のほうも含めまして、施設の運転管理業務、あとは施設の法定点検費用、それから補修工事、あとは部品の調達費用も含まれた契約内容となっています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あと、すみません、隣のページ、4款衛生費の4001事業の、すみません、そこに備品購入費機械器具等で車両となっていてまして、768万5,000円。これは買換えなのか、どういった車両なのかということをご説明いただけますか。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 買換え費用になりますけれども、こちらクリーンセンターのほうから焼却灰を運ぶ4tの深ダンプになるんですけれども、こちらの

ほうが劣化してしましまして、後輪のフレーム部分がもう欠損してしまっていて、もうちょっと乗れない状態になってしまったものですから、購入の予算のほうを要求させていただいております。

○星委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 すみません、さっき続けて聞いておけばよかったんですけども、うっかりしていました。

86ページのごみ減量化対策事業費の中の報酬、非常勤職員報酬ということで、廃棄物減量等推進審議会委員ということで、これは何人で、どのような人を選んで、それで会議を何回ぐらいやるものなのかということをお聞きます。

○星委員長 課長補佐。

○井上廃棄物対策課長補佐 これ、前は平成28年に行っているんですけども、20名ということで、おおむね学識経験者とか、事業所とか、あとは消費生活団体、地域活動団体、あとは関係機関として県とか農協とか、あとは地域からの代表ということで、廃棄物減量等推進員、黒磯、西那須野、塩原のほうから1名ずつ出していただいて、20名の委員を選出しております。

今回もこういった団体のほうから、あまり変わらないような団体から20名のほうを予定した予算となっております。

回数におかれましては、3回、前回は7月、10月、翌年の2月とやっておりますので、やはり同じような期日で3回ほど計画をしているところで

○星委員長 森本委員。

○森本委員 次に、88ページなんですけれども、まずこれはちょっと私が知識がないので、ちょっと教えていただきたい部分なんですけれども、最終処分場の管理運営費の中の委託料の中に、新規で

ある最終覆土設計570万と書いてあるんですけども、覆土の設計ってどういう意味なのかなど。

仕様設計という意味がちょっと分からなかったもので、これはすみません、私の知識がないもので、教えていただけたらと思います。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 今現在、稼動している最終処分場のものなんですけれども、令和2年度で埋立て終了を予定しています。

埋立て終了した後に、最終処分場閉鎖するまでに覆土をしなくてはいけないんですけども、最終的に焼却灰以外に最終的に覆土する量を材料量設計というか、そういった形で委託のほうをお願いした形です。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 すみません、これは土の金額が入らなくて、それを設計するのに570万かかるということですか。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 測量、設計測量とそのほかに測量した後に実際に土がどのぐらい必要なのかという設計、別々な業務という形になります。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 これは普通の金額なんですすね。ごめんなさい、今までで本当に分からないものですから。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 業者のほう、見積りで金額のほうを見積もらせていただいたものです。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 86ページの廃棄物ごみ減量化対策事業費の中の廃棄物減量化推進員というのを設けているということなんですけれども、何名設けて、どんな方に謝礼を払っているのか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

〔「さっきと同じ」と言う人あり〕

○小島委員 同じ……いや、推進員。審議委員じゃなくて推進員のほう、普通の推進員。

○星委員長 課長補佐。

○井上廃棄物対策課長補佐 ごみ減量推進員ということで、というのが250名というふうなことで、現在は248名の方が委嘱されています。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 ただ、やっぱりそうすると自治会で1人ですか。それはどこにどういう形でという、そこから辺をお伺いしたいと思いますけれども。

○星委員長 課長補佐。

○井上廃棄物対策課長補佐 原則的には、自治会に1名ということですが、ステーションが多いところとか、そういうところでは3名ないし4名というふうなところもありまして、そういう形で248名が現在なっているということです。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 3名から4名というのは、例えば西那須野地区だと1,000戸近い戸数があるところのところが3名とか4名という考え方でいいんですか。

○星委員長 課長補佐。

○井上廃棄物対策課長補佐 委員のおっしゃるとおり、そういった考え方で結構です。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 今回、一般廃棄物の処理基本計画を策定するということですが、かなり前、やっぱりこれも大きな金額、委託するということですが、どんなところにまた同じかいとか出てくるかもしれないけれども、委託する予定なのかお伺いしたいと思いますけれども。

○星委員長 課長補佐。

○井上廃棄物対策課長補佐 前回のやはり策定を見ながら、当然、入札というふうな形でコンサルとかをしていきたいというふうに考えています。

2か年計画というようなことで、今のところは考えております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 関連ですけれども、循環型社会形成推進地域計画というのも、これは関連で同じ業者にするとか、それともやっぱり1つの業者、別々の業者にするのか、そこら辺は。

88ページのもう一つの計画ありますよね。新規で循環型社会形成推進地域計画というのを立てるということですが、これも考え方は同じですか。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 恐らく入札という形でやるようになるかと思しますので、同じ業者になるかどうかというところはちょっと分からないところです。

○星委員長 そのほかございますか。課長。

○亀田廃棄物対策課長 先ほど不法投棄巡回監視事業の中で、不法投棄監視カメラの場所、〇〇〇ということでお話はしたんですが、ここの部分は議事録から削除していただければと思います。

あまり特定されないようにしたいと思います。

○星委員長 そのほかございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 88ページの旧清掃センター管理の6001なんですけれども、新規事業で剪定費60万と書いてあって、これは何ですか、年に一遍の剪定で毎年やっていく、どんな考え方なの、これは。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 毎年というわけではないんですけれども、やはりちょっと前回いつやったかというのはちょっと分からないんですが、今の状況を見ると結構低いところまで伸びてきちゃっている状況になっています。

あそこは通学路にもなっていますし、意外とちょっと車の量も多いのかなというところで剪定のほうをさせていただければということで、計上させていただきます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと使って、使ってなくはないんだな、運営費で毎年出るのかなと思って聞いたんですけども、草刈りと剪定費というのは、これは一緒になって60万だと思うんですけども、そこは幾らくらい、幾らと幾らにしているんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 一応、剪定費のほうは、27万程度にさせてもらっています。

敷地内の草刈りのほうなんですけれども、こちら年2回予定のほうをさせていただいてまして、金額的には34万4,000円弱ぐらい、金額で計上させていただきますいております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あと、その段の下で公課費、汚染負荷量賦課金って、これ結構大きい、あまり使っていないんだけど、これからずっと経常に払い続ける金額なんだろうと思うんですけども、これって実際はどういうふうなために使っているのでしょうか。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 こちらなんですけれども、昭和30年から40年代に公害、健康被害の問題があったものに対する補償制度という形になっているんですけども、昭和62年4月1日現在でばい煙発生施設を設置していた事業所に対する賦課金という形になっています。

旧清掃センターなんで既に廃止はしているんですけども、当時、ばい煙発生していたということで、過去分の硫黄酸化物の排出量によって負担金のほうを算定しまして計上しているという形に

なります。

健康被害者なんですけれども、平成30年3月末現在で3万2,845人、これ全国なんですけれども、にいられます。平均すると57.4歳という形なんですけれども、この方たちが生存している限り、この補償制度は続いていくという形になります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そういう方たちの補償金なので、ここはずっと続く、支払いしていかなければいけないと。ちょっと飛んでしまうかもしれませんけれども、であれば、クリーンセンターなんかを保有のものはないんですよ。

○星委員長 係長。

○伊藤施設係長 今、稼動している那須塩原クリーンセンターにつきましては、昭和62年4月1日現在の施設ではないので、こちらは該当しないという形になります。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

そのほかとして、委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で廃棄物対策課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時21分

再開 午後 4時22分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎生活課の審査

○星委員長 ただいまから生活課の審査に入ります。

生活課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第21号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 それでは、議案第21号 那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○君島生活課長 (議案第21号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 道路環境の整備というところが、37ページのところにあるんですけども、市は自転車の安全な利用の促進のために、国、県、警察、その他関係機関と連携し、歩行者、自転車及び自動車利用者が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとするところなんですけれども、市道の部分で、例えば自転車専用道路を専用帯を造るとか、市でできる市の道路の部分というのもあると思うんですけども、そのことに対する明記の考えは、というか考慮をしなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 委員がおっしゃったような形の明記をしなかったのかということなんですけれども、当然に市道といたしまして、いろんな形の形態のもの市道がございますので、そういった部分も含めまして、委員のおっしゃっていただいたような、例えば自転車云々のというふうな形も当然に広く含めた形の中で、どういう形でその環境のほうを整備できるのかなというふうなイメージをしまして、この対応条項をつくりましたら、こんな形で整理をさせていただきました。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 ごめんなさい、ちょっと今のよく分かんなかったんですけども、市の道路に関しては市でできるわけですね。

その市でできる部分に対してのこんなふうにならめていくとか、そういう今日は結局できるものですよ、市で、そこに努めていくまで、多分予算とか、そういういろんな部分があつて、いきなり

全部やれという意味ではなくて、この条例の中で市はそういうものを、努力目標でも、例えば数字目標でもいいとは思うんですけれども、市道に例えば何%自転車専用道路を造ります。専用の走行帯を造りますとか、それとか、それを進めていきますとか、そういった文言が、これ県とか国とか、警察に訴えるという部分はあるんですけれども、市で何ができるかが載っていないという部分に対して、ちょっと違和感を感じたんですけれども、その検討はしなかったのかという質問だったんですけれども。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 その辺の事由を納得しなかったかというところ、当然にその辺は考えさせていただいたところはあるんですけれども、これを基に、今おっしゃいましたように、例えばですけれども、財政的な部分だとか、あとは当然に繰返しの部分があるかもしれませんけれども、市道になりますとかかなりの本数があるという、それによって状況の違いもかなりあるといったところを踏まえまして、大変申し訳ありませんが、今の時点ではこのような形で含めさせていただいているというのが現状です。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 私も全部やれと言っているわけではなくて、結局、それを推進するなり、そういう姿勢はないのかなというふうに思ったということなんですけれども、これはもう任せる、国や県に任せるという部分だけでいいんでしょうか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 この条文でその辺が逆に言うところちょっと弱い部分があるのかなとは思うんですけれども、逆に森本委員がおっしゃるように任せるというのは、当然、市としては、100%、市の置きどころではありませんので、結局、繰返しになり

ますけれども、数字としては示すことはできませんでしたが、当然にこういう形で条例として固めるということは、0.1%になるか、例えば1%になるかはっきりと申し上げられないところがありますけれども、そんな形で当然に市のほうも環境のほうはよくしていかなきゃないという、当然には市の部分ということで考えてございます。

○森本委員 それ以上、言うと言問になっちゃうのかな。

○君島生活課長 ちょっと、それ以上の部分の……。

○森本委員 いいです。

○星委員長 そのほかございますか。

吉成委員。

○吉成委員 基本理念で、基本理念じゃないね、そのあとの4条、5条、6条、それぞれの責務というのが、7条とか8条もそうですよね、9条も。だーっと全部あるわけですからけれども、これらについては、どういうふうに啓蒙を進めていくんですか。

この条例をそれぞれ責務が、市はもちろんですけれども、ほか、例えば、事業者の責務とか、8条になりますよね。関係団体の責務、9条、そこにどうするの。この条例自体をこういう条例つくりましたよと分かっていたかかないと責務は果たしてもらえませんよね。つくるのは簡単ですけれども、それはどういうふうになるんですか、この。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 この点も月並みな答えの部分になるのかなと思うんですけれども、なかなか一遍にこれをつくったんで周知というのは難しい部分もあると思います。

市のホームページだったりとか、そういったところを通して啓発というのをやらせていただいて、地道にやっていくという形を取っていくというのがもう正直なところの話になるのかなと思います。

当然、例えばですけれども、交通安全啓発の教室であったりとか、そういったところを利用して、例えばですけれども、自転車関係のほうの安全対策のほうもというような形で周知を図っていききたいなど。

そんな形で地道に努力という形で、遠回りかもしれないんですけれども、そんな形でやっていくというようなことをまずは考えていきたいなというふうに考えています。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それは了解しました。

先ほど、課長の説明、補足説明の中の聞き逃しあったんですけれども、ヘルメットの着用ということで、中学生、小学生、それぞれ割合が何%と言っていましたよね。ちょっと確認させてもらっていいですか。

○君島生活課長 中学生が36.4%……

〔「ええ」「そんなに低いの」「いやいや、全国でしょう。全国、事故を起こした人の」と言う人あり〕

○君島生活課長 前段がありまして、要は18年までの5年間で自転車に絡んだ死亡重傷事故が4万6,374件あり、その人たちのヘルメット着用率ということになったときには、近年は小中学生は上昇傾向にありますけれども、18年は中学生が36.4%、小学生が25.7%、高校生が4.8%というような状況になっています。

ですから、ええっていう話が出ましたけれども、中学生とかなんかですと、かぶっている方というのは当然に一番率としては高いんだと思います。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 数字的には、そういう直接、本来はもっとかぶっている子どもたちはたくさんいるということなんでしょうけれども、そこで、今回のこの条例の中で、6条、自転車利用者の責務のとこ

ろの3項でヘルメットを着用するよう努めなければならぬというふうに入っているんですけれども、ちょっと気になるのは、保護者の責務であったり、ないしは12条の学校の長の責務、こういったところにヘルメットの着用というものを入れたほうがより、より何というのでしょうか、条例としては分かりやすいような気がするんです。

要は、自転車に乗っている人はみんなヘルメットを本来してよ、でも、現実的に今の数字見て、高校生がそういう状態でしょう。じゃ、我々一般でヘルメットかぶって自転車に乗っているかというところ、そういう高いのに乗っている人たちはみんなしていますよ。

でも、そうじゃないママチャリの人たちはしてないですよ。そうすると、やっぱりここは小中学校、そしてその親たちにこれを訴えるべきところだったんじゃないかなと、これ見たとき、すぐそう思ったんですけれども、その辺の検討というのはなされたんですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 吉成委員が思うところまで検討がされたかどうかというところ、ちょっと、そうなんですところ、言えるかどうかというのは、ちょっと判断難しいところだとは思いますが、条項立てとしては、6条でこのような形で設けさせていただいている。

その先に進んでいくのが7条であり、12条であるというような構成立ての中で、このような形になると思うんですけれども、条例という形での条項立ての組立てとなったということです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 以前に自転車に関しては私も質問したことがあって、損害賠償保険、これはぜひ市のほうが少しの補助でも出して進めたらという話はしています。

今回、条例の中にこうやって文言として入ってきているから、それは評価したいなと思うんですが、ヘルメットはちょっと残念だったなど。

以上です。

○星委員長 そのほかございますか。

山形委員。

○山形委員 今回の保険の話なんです、この保険に入っている方々ってどれぐらいいるか、それ想定して、その条例に反映させたんですけれども、どれぐらいの保険、未保険者というのですか、そのあたりはどうですか。

それに、自転車買ったときに普通、保険入るんですけれども、保険に入っていない方々の自転車の車両って。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 すみません、これは県のデータなんですけれども、全国のデータの中で栃木県の割合なんですけれども、50%の方が加入されているという情報がありまして、全国で見ると27番目、27位あたりという情報はあります。

ちなみに、全国の加入率は56%です。全国を下回っている。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 この条例、今お話が出ていたとおり、利用者のヘルメット、それから対人賠償責任保険、この2点だと思うんですが、小中学生は恐らく学校等でほぼほぼみんなヘルメットかぶって歩いています。

中学校卒業した時点で、高校生、1年生、高校生になったときにやっとヘルメットから解放できるという、されるという言葉をよく聞いて、幾つかの学校の高校の先生に聞いたんですが、学校の生徒手帳の校則、そういったところにもヘルメット着用等はほぼほぼうたっていませんので、どこかの高校の生徒会の、何だ、規則か、にもうたつて

ないというふうに伺ってはいるので、そういったところも高校生、それから実際に自転車を利用している高齢者、そういったところにヘルメット着用をどうやって着用しなければならないという条例を実現させるための方策をやはり考えていただくことと、それから保険については、家庭、子どもたちがいる場合は、ほぼほぼ自動車保険か、家庭の損害賠償責任保険とかで、自転車による対人賠償責任保険とかが結構入っているという話は。

P T Aなんかでは、そういう保険に入ってくださいという、そういうP T Aから保護者に対しては、そういう話は必ず毎年、年に1回の総会でお話しているというのがP T A等から聞いてはいるので、問題は、あとは高齢者の自転車を利用している人に対して、どうやってこれは普及するかどうか。それによって、恐らくこの条例の目的が達成されるんだろうというふうに思いますので、その辺も具体的にきちんと条例の目的が達成できるような、恐らく条例制定するということであれば、毎年毎年検証するということになってくるんだろうと思いますので、その辺も含めて具体的なものをもうちょっと考えてもらいたいというふうに思います。

すみません、質問ではないのですが、すみませんでした。

○星委員長 そのほかありますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 これをつくるに当たって、よく何でしたっけ、ネットとかでアンケート調査みたいな、何ていうんですしたっけ、アンケート調査みたいな、調査みたいなこと、パブリックコメント、そういったものは取っていますか、取っていたらどんな状況だか。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 パブリックコメントは取って

おりません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、この話の流れの中で、確かに小学生、中学生、ヘルメットかぶったほうが、転んだり事故になったときには安全なんですけれども、例えば高齢者とかになってきたときに、それから市民誰にでもといったときに、こういう条例を市がつくったときに、一般の市民が、じゃ、かぶってくれと言われたときに、そういう条例って、俺たちは要らないよというような気持ちになる人が結構いるんじゃないかって、私は今ちょっと思ったんです。

だから、その辺の市民の意見は確認はどの、どういう、全然確認していないんでしょう、これ、ヘルメットの着用に関して。小学生、中学生はもう既にかぶっているの、自分の子どももさせて、それはもう当然だと思っているんです。だけれども、高校生あたりからは、どうなのかなと思うんですけども、意見をちゃんと確認はされているんですか、こういったことの、何か。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 細かく市民というわけではないんですけども、高校生の場合は、各高校に直接お邪魔をしまして、条例に対するポイントと、学校の責務とこういうものを盛り込みたいという打合せといたしますか、そういったご説明はさせていただいて了承いただいて、この形にしたというところですよ。

○星委員長 そのほか質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第21号 那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 続いて、議案第39号 那須塩原市交通指導員設置条例の廃止についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

○君島生活課長 (議案第39号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 交通指導員廃止は分かるんですけども、今度、ボランティアじゃないですけども、

交通指導員、まだこれからもお願いしますよね。
それはどんな形でやるのか、ちょっとお伺いしたい。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 こっちで今、教育指導員が2名と一般指導員が55名います。教育指導員は会計年度任用職員のほうになりまして、一般指導員のほうは有償ボランティア、それで4月1日からを予定しております。

○星委員長 そのほかはございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を、討議すべき点がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第39号 那須塩原市交通指導員設置条例の廃止についてを原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第39号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第41号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 続いて、議案第41号 公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○君島生活課長 (議案第41号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第41号 公の施設の区域外設置に関する協議については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第41号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第10号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会(第3分科会)に切り替えて審査を行います。

す。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○君島生活課長 (議案第10号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小島委員 1つ。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 45ページのゆーバスの運行費ですけれども、1億4,900万円なんですけれども、これは歳入が入っていないんですけれども、人が乗っている乗っていないに関わらず出しているんだと思うんですけれども、歳入のほうはどういうふうにして、市のほうの歳入に充てているのか、そういう関係みたいなものはどうなっているのかお伺いしたいんですけれども。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 運行経費から運行収入のほうをマイナスさせていただいて残った部分がマイナスの、ここでいう例えばゆーバスですと7,800万円、そのつくりとといいますか、そんな形になっております。

○小島委員 そうするともう、もう最初からもう引いちゃっているんでしょうか、一応予算は。決算分もそうですか。

○君島生活課長 はい。

○小島委員 決算も最後には。分かりました。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 すみません、44ページの新規のドライブレコーダー2台分ということなんですけれども、これで全部ですか、これまた今後追加していくという形なのか、それともこれ2台分で全部になるんですか。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 生活課としては、パトロール車が2台あるので2台ということなので、長期的にはちょっと……

○森本委員 私も、そのバスの青パトの話で言ったんですけれども。

○高野交通対策係長 パトロールする専用の車は2台ということなんです。

○森本委員 2台で全部全てということね。分かりました。ありがとうございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 同じく44ページです。交通安全対策費の指導員は55名ということだったんですけれども、この需用費の消耗品費の内訳、200万の内訳をお伺いしたいんですが。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 こちらは、需用費の消耗品の内訳としては、指導員の装備品、指揮棒とか警笛とかですか、そういったもの以外にも、電柱に巻く交通安全の巻き看板という黄色い「スピード落とせ」とかというような看板ですとか、あとはそのほか交通安全運動とか学校の交通安全の教育、啓発に使う啓発品などもろもろのものが含まれております。ポスター、チラシもそうですか。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これは例えば何か新規指導員がボランティアだとかって替わったんですが、それで何か新規に変えなきゃいけないんじゃないじゃなくて、以前と同じだとしても、経常的に毎年かかっている経費だということよろしいでしょうか。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 はい、そのとおり、消耗して買い換えなければならないものになります。

○星委員長 じゃ、鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、その下の備品購入費、常用器具

費で交通指導員制服というのは、これも55名の制服なのか、それとも制服といっても、今まで着ていたものがどうなのかとか、新しいものに替えるとか、そういったことの説明が頂ければ、説明いただける。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 もちろん新任の方については、新しい制服を購入する予定なんですけれども、あと今まで継続されている方については、特に夏のYシャツとかはやはり1年ですけれども、襟のあたりとか汚れてしまうので買換えとか、更新期に係るものもこちらに含まれているということです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、指導員新規の人というのは幾らぐらい見て、経費で見ているんですか。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 この令和2年度については、実は有償ボランティアに制度が変わるところで、多くの方が替わるんじゃないかということをちょっと想定して、ちょっと20人程度を審議の中で見ていたんですが、いろいろ協議をしていく中で、ある程度なるべく制度が変わる前と変わらないようにうまく移行できたものですから、それほど多くの方は今回入れ替わらなかった、実際5名の方だけが入れ替わるだけになったので、多くは見積もってはいらんですけれども。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 いや、1人当たり幾らかって聞いたんですけれども、5名で160万ということはないと思うので、この辺が分かるように説明をしてください。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 その新任の指導員の制服代一式1人当たり7万5,620円、冬服と夏服とかもありますので。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、ほかの人は夏、Yシャツが1年ぐらい着たから1年ごとに取り替えるという意味で、この今のただだと7万で5人だと五七三十五から4万とかぐらいですよ。160万のうち、あと100万近くの内訳はどういうことなんですか。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 あとは更新される方の、要するに継続して交通指導員になっていただける方の更新分の服代として、30人で見込んでいますけれども、全員が全員必ず全部替えるわけではなくて、希望、もうぼろぼろになってしまったものだけ希望調査を取って、必要な分だけ替えますので、一応見積りとしては、その更新分としては3,500円掛ける30人程度で見積りを。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 では、そこは了解しました。

次ページの45ページで、市営駐車場管理運営費で、そのの使用料、これは那須塩原駅西口自転車駐車場用地、防犯カメラと書いてあって、この内訳は聞いていなかったんですけれども、防犯カメラで、その場所の防犯カメラで85万1,000円もかかるわけではないと思うので、この内訳どうなっていますか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 私がちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、防犯カメラのリース料は2か所、西那須野駅の東口の駐輪場、それから西口の駐輪場、東口のほうは38万2,000円、西口のほうは25万6,000円のリース料となっております。

それから、もう一つ上に点がありまして、それ以外の那須塩原駅西口自転車駐車場用地ということで、こちらについてはJRへの高架下に無人、

無料の駐輪場を設けているんですけども、こちらの用地の賃借料ということで、21万3,000円ほどになっています。合計で85万1,000円というような金額になっております。申し訳ありません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしましたら、次、46ページで、101事業、防犯対策費、そこに使用料賃借料で防犯カメラとなっていて、これが175万円とあるんですけども、これは175万、積算根拠ですよ。

○君島生活課長 こちらも、やはり西那須野駅の東西連絡橋、それからあと黒磯駅の東西連絡橋、2か所のリース料になっておまして、西那須野駅のほうは62万3,000円、それで黒磯駅のほうは112万8,000円で、合計で175万というふうな金額になっています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 常識とかそういうのは全くないんですけども、防犯カメラをつけておくだけで、60万とか70万かかるということなんですけれども、防犯という意味ではあるんですけども、その費用対効果とか、それからこれが本当によそと比べて高いのか安いのかというのは、検討はして、した上でこういう見積りをされている、したんですか、しましたか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 費用対効果としてどうかというふうになった場合に、ない場合というのが数字としてこうなりませんので、当然につけることによって何らかの効果はあるというふうに考えております。

○星委員長 ほかにありますか。

○鈴木委員 いやいや。

○星委員長 はい。

○鈴木委員 まあ、費用対効果というのは、それに

よってとかじゃなくて、ランクみたいなのあるじゃないですか、すごく何か何かで24時間とか365日間ずっとビデオがちゃんと起こしてあって、これと10年後でもちゃんと見られるというのと、1週間こっきりとか、そういう、何というんだらう、過度に高性能のついているとか、そういう意味での費用対効果はどう、検討していますか。

○君島生活課長 その辺は、すみません。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 それは、昨年リースの満了になって更新になっているんですけども、その際に、設計業務等業務委託料を頂きましてやっております。その中で、当然にその部分、どの地点にカメラをつけさせていただくことによって、最大の運用効果が得られるかというのも、今、現地等も確認しながら確認させていただいて、このような175万円というふうな形のリース料のほうを計上させていただいたというところにつながっているのかなと思います。

○鈴木委員 まあ、そうですね。分かりました、結構です。

○星委員長 そのほかございますか。
相馬委員。

○相馬委員 45ページの広域公共交通事業6501事業の那須地区定住圏地域公共交通調査ということで534万円ということで委託料になっておりますが、これは当然、定住自立圏の構成市で負担金ということになっているんだと思うんですが、負担するんだらうと思うんですが、全体で幾らかかって、この534万円の本市の負担分というのがどういう割合でなっていて、しかもこの地域公共交通の調査の委託先とその調査の内容を伺ってよろしいですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 ちょっと、まず構成市町村ごとの

費用の割合分は、ちょっと私の記憶の金額があれ
なんですけれども、多分何百万か何千万まで行か
ない場合には、定住自立圏的那須塩原市が親がと
いうと、その中で費用負担ができる形になるかと
思うんですけれども、そうすると金額自体にこの
534万というのは、その線を超えていないんだと
思うんです。ということで、この金額がまるっと
別の業務委託費用の金額になると。

それで、こういった調査につきましては、後で
コンサルさん等もこれから、予算のほうを承認い
ただけましたら、年度替わりまして早急にコンサル
さんのほうを決定させていただいて、それで調
査のほう業務委託に移りたいというふうに考えて
いるところです。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 もう一度、じゃ調査の内容は一体何を
調査するのか。

○星委員長 係長。

○高野交通対策係長 具体的には、現在、広域公共
交通の計画に沿った事業を進めているところす
けれども、段階的にその事業の進み具合というの
は、方向性、要は修正するためにやはり乗降者数
ですとか、あとはその実際の人の動きですとか、
そういった調査はしながら適宜、計画がぶれない
ようにというんですか、コンサルさんに助言なり
指導を頂きながら進めていくような調査というこ
とになるかと思いますが。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃ、この534万円に対する歳入とし
ては、何か市のほうから、ごめんなさい、国か県
のほうから何か歳入が当てがあるものはあるん
ですか。

○君島生活課長 すみません、あの……

○星委員長 課長。

○君島生活課長 特別交付金というふうな形で歳入

のほうを対象となります。

○鹿野生活環境部長 じゃ、私のほうから。

○星委員長 部長。

○鹿野生活環境部長 定住自立圏の中心市になりま
すと、上限で8,000万までの特別交付金が受けら
れます。それ以内ですと、市からの実質持ち出し
はないということで、実際例えばそれがなくな
れば、この534万円ですかについても、参加の市
で割合を決めて、幾ら幾らというふうに負担金を
もらうことになるんですけれども、その上限に達
していないということで、市からの持ち出しも実
質ないということで、構成市からは頂いていない
ということです。

○相馬委員 そういうことなんですか。

○鹿野生活環境部長 はい。

○相馬委員 なるほど、分かった。すみません、了
解しました。

○星委員長 そのほかにございますか。

○小島委員 あと、ちょっと。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 つい、追加で申し訳ないんですけれど
も、ゆーバスの差額は分かったんですけれども、
実際の係る経費と、あとは歳入、バス運行会社が
幾らぐらい入っているかというのを、この分か
れば教えていただこうと思ったんですけれども、分
かるものですか。計算、今回試算したときの。

○君島生活課長 よろしいですか、委員長。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 とかその辺の数字は……

○小島委員 ああ、いいです、いいです。

○君島生活課長 運行経費のほうで1億700万、
107,000,000で、運行収入のほうで28,400,000、
それでちょっと差引しますと、補助金の額と少し
ずれているところは出るかもしれませんが、ざ
っくりはそんな数字ということでご理解いただ

きたい、それがゆーバス。

○小島委員 それゆーバスね。ゆータクのほうは分からないですね。

○君島生活課長 これはちょっと……

○小島委員 確かめてくれたら分かるんで。

では、分からなければいいですよ。

○君島生活課長 じゃ、よろしいですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 7,200万が運行経費で、運行収入が260万円です。

○小島委員 7,200万が運行経費で、収入……

○君島生活課長 運行収入のほう……

○小島委員 運行収入が260万と。分かりました。

○君島生活課長 すみません、ちょっと数字がやはりずれている可能性があるんですけども、7,100というふうな、になるということ。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 そのほかありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他として、皆さんから、委員の皆さんから何かございますか。

森本委員。

○森本委員 (防犯カメラの設置について)

○星委員長 課長。

○君島生活課長 すみません、可能だと思います。

○森本委員 可能、ぜひそういうふうな方法も検討していただけたらと思いますので、これはお願い……

○君島生活課長 それも、いずれも学校の部分の地域防犯カメラという部分で、それがどうとコラボ連携の形に……

○森本委員 数が増えて、一つのクラウドを使うとすれば、単価が安くなるんです。それだけお願いできたらなと思いました。

○星委員長 そのほかございますか。

○吉成委員 ちょっと、じゃ確認。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 (環境性能割交付金の対象事業について)

○星委員長 執行部から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、以上で生活課の審査を終了いたします。

これで生活環境部の今定例会における審査は終了となりますが、生活環境部全体としては何かございますか。

○鹿野生活環境部長 特にございませんけれども、条例制定が3件ほどありまして、いろいろご意見を頂きましたので、十分に参考にさせていただき

ながら、今後も進めてまいりたいと思います。

本日はありがとうございました。ありがとうございました。

○星委員長 どうもありがとうございました。



◎散会の宣告

○星委員長 以上で本日の委員会を散会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午後 5時32分

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

令和2年3月12日（木曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員 長	星 宏 子	副 委 員 長	山 形 紀 弘
委 員	小 島 耕 一	委 員	森 本 彰 伸
委 員	相 馬 剛	委 員	鈴 木 伸 彦
委 員	玉 野 宏	委 員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

産業観光部長	小 出 浩 美	農務畜産課長	田 代 幸 士
農務畜産課長 補 佐	佐 藤 裕 之	農業振興係長	栗 川 成 人
担い手支援 係 長	広 瀬 美 香 子	畜産振興係長	星 野 卓 央
農業再生 協議 会 副 主 幹	薄 井 隆	堆肥センター 所 長	柳 崎 修 造
農林整備課長	吉 澤 克 博	農林整備課長 補 佐 兼 農村整備係長	村 木 和 夫
林 務 係 長	伊 藤 好 美	地籍調査係長	須 藤 俊 一
商工観光課長	渡 辺 直 次 郎	商工観光課 主 幹	和 久 強
商 工 係 長	吉 田 和 則	企業立地室長	相 馬 和 男
企業立地室 主 査 (係長級)	室 井 秀 明	企業立地室 主 査 (係長級)	植 木 智
観光振興 セ ン タ ー 所 長	和 氣 広 美	観光振興 セ ン タ ー 主 査 (係長級)	松 本 英 治
まちなか交流 セ ン タ ー 館 長	後 藤 明 美	まちなか交流 セ ン タ ー 副 主 幹	小 池 雅 之
農業委員会 事 務 局 長	久 留 生 利 美	農業委員会 局 長 補 佐 兼 農 政 係 長	村 松 隆

農地係長	新	卷	昭	美	上下水道部長	磯			真
水道課長	河	合		浩	水道課長補佐 兼総務係長 兼黒磯・塩原 事業所長	添	谷	弘	美
営業係長	田	中		綾	建設係長	岩	波	秀	典
施設管理係長	斉	藤	哲	也	下水道課長	室	井	正	幸
下水道課長 補佐兼 普及係長	君	島	幹	夫	管理係長	柳		英	希
下水道 建設係長	江	面	宏	信	施設係長	清	水	智	尚

出席議会議務局職員

書記 鎌田 栄治

議事日程

1. 開会

2. 審査事項

〔上下水道部〕

- ・上下水道部長挨拶

〔水道課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第17号 令和2年度那須塩原市水道事業会計予算

〔下水道課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第18号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計予算

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

- ・議案第33号 那須塩原市地域資源総合管理施設条例の一部改正について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算

〔農林整備課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算

〔商工観光課〕

- ・議案第 34 号 那須塩原市板室健康のゆグリーングリーン条例の一部改正について
予算常任委員会 (第三分科会)
- ・議案第 10 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 16 号 令和 2 年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算

〔農業委員会事務局〕

- ・農業委員会事務局長挨拶
予算常任委員会 (第三分科会)
- ・議案第 10 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計予算

3. その他

4. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き建設経済常任委員会を再開します。



◎上下水道部の審査

○星委員長 これより上下水道部の審査に入ります。

初めに、上下水道部長からご挨拶をお願いします。

○磯上下水道部長 (挨拶)

○星委員長 ありがとうございます。



◎水道課の審査

○星委員長 ただいまから水道課の審査に入ります。

水道課の皆さん、お疲れさまです。



◎議案第17号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 水道課については建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第17号 令和2年度那須塩原市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○河合水道課長 (議案第17号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形副委員長 収入のほうの収益的収入及び支出のほうで3ページになります、その他の特別利益、東京電力原子力損害賠償金。昨年度よりこの金額が増えているのですが、その賠償金の内容、今後その賠償金をどういうふうに使っていくのか教えてくださいませんか。

予算説明資料の3ページです。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 9月に見ていただいたかと思うのですが、鳥野目浄水場でろ過で使った汚泥が出ていたところですが、その処分する費用ということで、前に高濃度の汚泥がずっと保管されていたのですけれども、それを今年度処分いたしました。その費用を翌年度に請求するというところで、若干いつもの年よりは高くなっているのですが、そういった収入になっています。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 その汚泥の量、今年は増えていてどれぐらいの量なんですか。それに対しての金額なんですか。汚泥が量に対して多ければ、賠償金がそれだけ多く入ってくるというふうな考えでよろしいですか。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 量で言いますと、重さで申し上げますと377tということで、ずっと蓄積されていたものだったのです。指定廃棄物までにはならないのですけれども、今まで処分してくれる業者がいなかったり、昨年度もちょっと入札が不調に終わったという案件だったんですけれども、それを今年度再度入札を行って処分ができたということで、過去から累積されていた量なので、ちょっと何年分と今ばっと出なくて申し訳ないのですが、

そういった感じになります。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 そうすると、今回の377 tで処理は全て終わり、汚泥はもうないということの認識でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 8,000Bq未満のものについてはありません。ただ、指定廃棄物といわれている8,000Bq以上のものについては、まだ継続して保管しております。

○星委員長 ほかにありますか。

吉成委員。

○吉成委員 それでは、予算書1ページ。

昨年と比べると、今回給水戸数が増えてきています。これはどの辺が増えてきているのでしょうか。市全体といわれると、それも困っちゃいます。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 これは過去の平均等を出してはいるのですが、どの辺が増えているかということ、西那須野地区と黒磯地区の部分。ただ、この戸数についてはメーターの個数的なところもありますので、この戸というのは1世帯ではないです。アパートの1部屋もカウントなので、少し考えられたら難しいかもしれないのですが、水道を使っている戸数ということで、アパートの1部屋も一般住宅の1戸という数え方をしていますが、地区的には今言っていたように黒磯地区、西那須野地区という大ざっぱな答えになってしまいますが、そういったところでいいですか。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 やはり、戸建てであってもアパートであってもマンションであっても、当然戸数が増えているということと、那須塩原市の人口であったり、それから経費であったり、そういったものところというのは結構密接につながっているのだと

思うんです。そういうふうな戸数の出し方というのは、どういうふうに予算上は立てているんですか。何かの合計を見て、そこからはじき出すような形になるんですか。

○河合水道課長 確認して、後ほどお答えさせていただきます。

○吉成委員 では、続けていいですか。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 毎年更新事業をやっている石綿セメント管の件なんですけど、来年度の事業を見ると1.4 kmということになっています。昨年よりは1 kmぐらい減っているんですけども、これが1.4 km石綿セメント管の布設替えがなって、そうすると、残り250 km程度あったような気がするのですが、残りはどのぐらいになりますか。来年度の事業が終了すると。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 距離ではちょっとあれなんですけれども、更新率という形で答えさせていただいてよろしいでしょうか。

昨年度の決算、平成30年度ですと更新率が72.4%、今回今現在の令和元年度が終了すると73.4%となります。令和2年度を終了すると74%になる見込みを立てております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、0.74を掛ければいいんですか、距離に。そういう数字にはならないんですか。

○星委員長 係長。

○岩波建設係長 まず、先ほど距離が出た240 kmなんですけれども、これは平成18年度末現在で残っている石綿セメント管の延長になります。先ほど課長のほうからお答えした延長なんですけれども、大体令和元年度で176 kmが更新が完了となっている。そこに、来年度は1.45ですか、計画どおりに

いけば1.4kmが加算されますので、大体178kmの予定です。178kmが更新分ということになります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、最終的に全て更新されるのはどのぐらい先ということになるのでしょうか。聞くなって感じ。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 こちらについては石綿セメント管の部分、あとは比較的浄水場ですとか、そういった施設の近くに残っているんです。そこについては浄水場とかそういった更新と併せて実施をしたいと思っていますので、先にそこだけ交換しても浄水場を直すという無駄になってしまうので、ちょっと上水道の更新と併せてということになりますので、現在は鳥野目のほうと順次今後考えていきたいと思っているのですが、ちょっといつというのはまだはっきり言えないですけども、そういったものと併せて更新をしていきたいと考えております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 資料の企業債の13ページですか。企業債については前年よりも大分大きな企業債になっていますよね。この中で、幾つかもちろん石綿セメント管もそうですけれども、耐震化の事業を昨年もやって、今年その最初の1ページの中に耐震化について事業は入っていないんですよ。でも、企業債ではここで耐震化ということで事業として入ってきているので、それは記載の仕方の問題なんですか。入っていますか、ごめんなさい。1か所やるということですね。勘違いです。これはちなみにどこになるんでしょう。

○星委員長 係長。

○斉藤施設管理係長 耐震化施設の事業としまして、今年は鳥野目第3の耐震化改修事業を行う予定でございます。

○吉成委員 第3ですね。了解です。

○星委員長 そのほかございますか。
小島委員。

○小島委員 水道事業の会計のほうで、人件費が今までと違って入っているんじゃないかと思うのですけれども、企業会計になったので人件費をこの予算の中に入れたという考え方ですか。例えば、総務費ですと何名分とかと実計が入っていますけれども、これはどんな考え方で今までとどういふふうに違っているとか、企業会計でどんな違いがあるか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○河合水道課長 水道の話でよろしいですか。

○小島委員 水道事業です。

例えば6ページの2目で給料で5名分とか入っていますよね。1,614万円とか。これ、市の職員ではこう変わったのか、前からこういう計算していたのか、ちょっとそこだけ教えてください。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 記載の仕方については、特段変えてはおりません。昨年度については、ここは同じく一般職給与、ただ人数のほうは7名いるんです。令和2年度は今度は5名ということで、2名減っております。ただ、1名は再任職員が減ったのが、会計年度任用職員に1名移行しています。そういった減少であります、表記自体は同じような形でやっております。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 まず、13ページになるんですが、収入の部の資本的収入の企業債というところで、配水施設再編成事業ということで、1億2,800万円を企業債。これで、再編成事業というのは、何か何か委託料として出てくることになるんだろうと思うのですが、この再編成事業というのはどういう事業なのか伺いたいと思います。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 一番大きなところとしましては、先ほど塩の湯配水池の築造工事というのを申し上げたかと思うのですが、塩原地区の温泉が塩の湯という地区で、現在配水池があるんですけども、そちらを水源ももともと別のところ、喜十六水源というところから取り入れて現在塩の湯温泉地区に配っているのを、今度は大きく配水池の場所を変えまして、さらに水源、水を要害浄水場とか中山配水場というそちらのほうの施設の水を回すということで大きく編成を再編するという、そういったところから再編成事業という形でやっていくところが何個かございます。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

吉成委員。

○吉成委員 予算書21ページになります。

予定ではありますけれども、損益計算書があります。これで営業収益と営業費用、その差引きで営業利益ということになるわけですが、今回マイナス計上になっているんです。これについて説明をお願いします。

○星委員長 課長。

○河合水道課長 こちらについては令和元年度ということで、今現在の予定損益ということで、昨年度立てた予算に基づく3月補正まで行ったところの予定の計算書となっています。なので、予算から積み上げていくと、営業利益のほうちょっとマイナスという表記になっているのですが、実際の決算ではプラスというところではなる予定でございます。ただ、昨年度の当初予算での見込みが収益より費用のほうを上回るような予算の組み方であったというところがございます。

○吉成委員 その理由です。マイナスというところ、く敏感に。ただ、これはあくまでも予定ですから、

今説明があったとおりでないでしょうけれども。

○河合水道課長 ちょっとそこは確認して申し上げます。

○吉成委員 以上です。

○星委員長 暫時休憩にします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

○星委員長 休憩前に引き続き会議に入ります。

そのほか、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますか、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますか、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案17号 令和2年度那須塩原市水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第17号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

水道課所管の審査事項は以上となります。

そのほかとして、委員の皆さんから何かございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 執行部からは何かございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 ないようですので、以上で水道課の審査を終了いたします。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎下水道課の審査

○星委員長 ただいまから下水道課の審査に入ります。

下水道課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第10号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 下水道課につきましては、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○室井下水道課長 （議案第10号について説明）

○星委員長 説明が終わりました。質疑を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 歳入です。県の補助金が減になった理由です。2回目説明してくれということなんですけれども、ページが開けられないんです。すみません。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 基数がやはり減ったことにより。予定していますより。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 減るところで見積りをしていると思うんですけども、最近の状況というところから説明いただけますか。なぜ減らしたのか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 昨年度基数を予定していたものにつきましては、消費税増税等がありましたので、ある程度多く予定しておりました。実際見込みからいきますと、予定している数までいっていないということもありましたので、来年度につきましては今年度の想定しているぐらいの数字という形で実際今来ているような数字を計上させております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっとページがぱっと出てこないんですけども、今度支出のほうも減っているというのは、それに併せて見込みを減らしたことによって、儀礼的に減らしたという支出になる。そういう計算の仕方でいいですか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 そのとおりです。

○鈴木委員 分かりました。

○星委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議ないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、休憩いたします。10分間休憩に入ります。開始は11時7分に開始いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

◇

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 続きまして、議案第18号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井下水道課長 (議案第18号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

何かありますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 28ページに未払未済額と書いてあると思いますけれども、その傾向と、今後どういう対応をしていくのかという。収入減ですよ。第4条ですけれども。

○星委員長 係長。

○柳管理係長 予算書のほうの28ページでよろしいでしょうか。第4条の2のところの特例的収入及び支出のところよろしいでしょうか。

こちらの特例的収入及び支出というのは、来年度から下水道会計が企業会計に変わるということで、今回の令和元年度の決算につきましては、打切決算ということで3月31日に決算をすることになります。そうしますと、従来の出納整理期間というものがなくなりまして、その未払い金と未収入が発生してくることになります。それを整理するために、こちらの予算書のほうに明記した上で執行していく、来年度の予算の中で執行していくという形でこちらに計上しているものであります。従来であれば、いわゆる出納整理期間中に処理すべき金額、支払いまたは収入をする金額というふうに捉えていただければと思います。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○星委員長 ほかにございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 あと、工事の箇所が、これは要望になってしまうかな。言ったきりで要望になってしまうんですけども、図面をもらえるとありがたいなということです。言葉だとぱっと分からない、

三島のどこだと言われても分からないので。本当は知りたいんですけども。質疑なんですけれども、説明がないと分からないという話です。道路課だと結構出してくれるんですよ。

○星委員長 鈴木委員、市内で西那須野地区が何か所とかいった場合に、その図面できちんところ記したものを。

○鈴木委員 質疑的にはどこだと聞きたいんですけども、図面があれば早いということです。

○星委員長 そのほかございますか。要望としてよろしいですか。

○鈴木委員 知りたいだけなので、質疑ではあるんですけども、今はできないと。

○星委員長 そうですね。では、要望としてそのほかはございますか。

相馬委員。

○相馬委員 予算書の27ページの第2条の(4)のイの一番下に、ポンプ更新事業2か所というふうになっているのですが、これは年によって箇所数というのは相当変動するものなのでしょうか。それとも、大体2か所ずつ行っているということなんでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 現在のところ20年以上経過している箇所がありまして、ずっと続いていますので、来年度まではずっと2か所ぐらいやっていますが、この次に20年超えるというのが若干なくなってきましたので、そうしますとゼロになったり1になったりする期間が若干出ます。ただ、また5年ぐらい先になりますと今度つけたのが増えてきますので、計画的に20年以上という形でやらせてもらっています。実際、多いものについて設置してから30年以上たっているものが今回はずっとあったので、やってきたので続きました。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。
相馬委員。

○相馬委員 29ページの第7条の1一時借入金の限度額10億円というのは、これも毎年同じで、その根拠は何でしょうか。

○星委員長 係長。

○柳管理係長 こちらの一時借入金の限度額の設定の方法なんですけど、年間の現金収支予定を立てまして、その中でやはり3月に起債の償還等がございまして、このところで大きく資金不足を生じる可能性が高いということで、それで見込みをつけた額が10億円ということで。なので、毎年償還というのはそんなに大きくは変わらないかと思うので、これぐらいの額は必要になってくるのではないかとこのように考えます。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ちょっと教えていただきたいのですが、予算書47ページにセグメントという言葉が出てきて、2つの事業を一つにということでの内容だと思うのですが、これをちょっと詳しく教えていただけますか。

○星委員長 係長。

○柳管理係長 こちら、今回下水道事業会計ということで排水事業、今まで下水道事業と農業集落排水事業特別会計のほう、こちらを一つの会計にまとめさせていただきました。これらの経営、事務の効率化を図るためでございます。しかし、従来あった事業の内容が全く見えないというのは、やはり区分がちゃんとされていないということになってしまいますので、こちらセグメントということで従来の特別会計の下水道特別会計、農業集落排水特別会計をセグメントとして分けることで表示させていただいているものです。当然会計の中ではそれぞれの事業の収支につきましても管理し

ているところでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、このセグメントというものの考え方というのは、2つ以上の事業があった場合に会計としては企業会計にするけれども、それぞれの独自のものを表示するという理解でいいですか。

○星委員長 係長。

○柳管理係長 そのとおりです。

○吉成委員 了解しました。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 では、23ページの収益的収入の未収金の下水道事業で、委託料でストックマネジメントの実実施計画を策定するとありますけれども、どなたに委託して、どの程度いつ頃に整えられるのか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

○星委員長 清水係長。

○清水施設係長 答弁させていただきます。

今年度やっている中で、全体計画の策定業務委託というのを今やっているところではあるんですけれども、こちらの中で今後5年間、来年度から5年間の設定期間になるのですが、こちらのほうで実際やるところを今ふるいをかけている状況です。そちらの中で実際にやれるもの、予算の制約も含めてできるものを考えまして、実際5年間の計画を作るのがこの実施計画の策定業務になります。こちらのほうを国のほうに提出しないと、再来年度以降の交付金の交付が受けられなくなってしまいますので、こちらは必ずつくるようなものになります。

○星委員長 課長。

○室井下水道課長 実施機関については、日本下水道事業団のほうへお願いします。

○小島委員 了解しました。

○星委員長 そのほかございますか。

討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第18号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第18号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

下水道課所管の審査事項は以上となります。

そのほかとして、委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

磯部長。

○磯上下水道部長 (下水道工事個所の図面について)

○星委員長 下水道課の審査を終了いたします。すみません。保留になっていた部分での答弁。

では、課長お願いします。

○河合水道課長 先ほど保留させていただいた質問

が2件ほどあったかと思えます。

まず、1点目なのですが、給水戸数の算出方法ということなんですけれども、先ほど私メーターがあるという話をしたのですが、そうではなくて、給水区域内の世帯数の人口を市民課のほうから情報を頂きまして、そちらを利用してカウントしています。また、次年度の予測については前年度の同率、そのまま同じ率を使わせていただいて算出しているところでございます。

もう1点、やはり予算書の中で令和2年度の予定区域計算ということで、営業利益の部分がマイナスのほうになったその理由はということですが、その点については令和2年度の予算と比較しますと、先ほど言った汚泥の処分が特別、放射能の汚泥の処分をしたといったお話があったかと思うのですが、まとめてやったそういった費用ですとか修繕費、そちらのほうが多かったというところで令和2年度の予定はマイナスの赤字というような形の計算になったところでございます。

○吉成委員 課長言われたように決算ではそこは黒字になるという理解でいいですね。

○吉成委員 これは東電から後から入ってくるからということですか。

○河合水道課長 いえ、入ってくるのはあくまでも令和2年度の予算になるので、先ほどご質問いただいたのは令和元年度の予定の損益なので、そこは年度が分かれてしまいます。

○吉成委員 分かりました。

○星委員長 ありがとうございます。

お疲れさまでした。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時44分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎産業観光部の審査

○星委員長 これより産業観光部の審査に入ります。
初めに、産業観光部長からご挨拶をお願いします。

小出部長。

○小出産業観光部長 (挨拶)

—————◇—————

◎農務畜産課の審査

○星委員長 ただいまから農務畜産課の審査に入ります。

農務畜産課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 議案第33号 那須塩原市地域資源総合管理施設条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○田代農務畜産課長 (議案第33号について説明)

○星委員長 説明は終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 確認も含めてなんですけれども、ここ

は市のほうで補助を出している事業だと思うんです。それと、収益で戻ってくる部分があると思うので、今まで過去はどれぐらいで、今後お金が変わると思うのですが、下水とかそういう使用料も任せるんですけれども、そうすると、結局市は来年度は収支的に幾ら出して幾ら戻ってくるというあたりのざっくりした数字を教えてください。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 こちらのグリパルにつきましては、予算上は6款1項2目6001事業中山間地域活性化事業費に当たりまして、詳細はこの後の予算書の中でご説明をさせていただければと思うところでございますが、こちらの指定管理料、令和元年度は当初予算上の金額でございますが、2,124万8,000円という金額で見込んでおりました。今回、改修工事ということで、補助事業及び市費を入れての改修がございましたので、これからの収益増も見込めるということもございまして、令和元年度の指定管理料は1,644万3,000円と約500万円程度減額で指定管理をするというようなものでございます。こちらにつきましては、先ほど条例の中で説明をいたしました光熱水費の行った来たをなくしたものと、その市費を投じて改修をしたということで、若干その分を指定管理料の中から減額したというような整理で、おおよそ500万円を減額するというようなものでございます。

○鈴木委員 了解です。

○星委員長 そのほかございますか。

吉成委員。

○吉成委員 資料のほうでそれぞれ新旧対照で施設の利用料金というのは変わっているわけですね。今説明があった部分が指定管理の部分の説明なんですけれども、この面積に対して幾ら幾らというふうな計算をして、例えばカフェコーナーであれば年間60万何がしという計算になっている。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 委員がおっしゃるとおり、面積に対して幾ら幾らというような形で積算をしております。より詳しく言いますと、先ほど言いましたとおり総額、これまでの現行で頂いている使用料の総額を変えずに、総額を各施設の面積案分で割り替えて、この施設は幾ら、この施設区分は幾らというような形で計算をし直したものが改正案でいっております使用料ということでございます。

○吉成委員 大まかな面積に対してどのぐらいになったら。平米で。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 これまでの使用料の総額を対象の面積で割り替えしますと、1㎡当たり3,620円という金額でございます。

○星委員長 そのほかございますか。

討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第33号 那須塩原市地域資源総合管理施設条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第33号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで昼食のためここで休憩に入ります。

開始は1時からになりますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前 1 1 時 5 9 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

—————◇—————

◎発言の訂正

○星委員長 ここで、課長からお願いいたします。

課長。

○田代農務畜産課長 午前中、アグリパルの使用料の平米単価をご質問いただきまして、私3,620円ですと回答させていただきましたが、その中に自由室、要はお金を取らない部分の面積も含めて積算してしまったものですから、正しくは7,333円と訂正をさせていただければと思います。

誠に申し訳ございませんでした。

—————◇—————

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 それでは、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予

算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○田代農務畜産課長 （議案第10号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 92ページ、はじめてのふるさとごはん事業なんですけれども、当初の目的はなんですか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 この事業は、1歳6か月のお子さんを持つ世帯に特別栽培米20キロを贈呈して、最初に食べる、要は、お米を、那須塩原市産の美味しいお米でスタートして、地元のお米を食べることか、郷土愛の醸成とお米の購入促進といえますか、消費拡大というような、2つの大きな方向性があった事業でございます。

私どもが実施したアンケートによりまして、事業の満足度は大変高いと。20キロお米を差し上げているということもありまして、とてもおいしいお米を頂いてよいという話はあるんですが、そういったところから、農産物に対する意識は上がったたり、郷土愛というものも醸成されたりというところはあるんですが、一方で、那須塩原市産のお米を購入するようになりましたかというようなところでは、なっていないということもございまして、購入するようになったという声というのは12%とか、そういう一番多いお答えが、もらえるので購入していないという答えで、ということもございまして、那須塩原市産米を購入すると、いわゆる消費拡大というところにはなかなか目標として至っていない、効果としては低かったということもございます。

事業のやはり見直しというところもございまして、このまま続けるのではなく、やはりPDCAという中で、市民満足度も高く、効果も一定程度得られたと。その消費拡大、そういったところは、また違うベクトル、角度で考えていくというところもございまして、今回この事業を終了としたところでございます。

長くなりましたが、その中で、当時言いました目的は、そういったところで始まった事業でございました。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 そうしますと、これは、当初、先ほどの説明では、当初の目的は達成されたので、この事業を廃止するというような説明だったんですけども、この事業は、目的を達成できない事業だと思ったから、見直しをしたというほうが正しくないですか。質問です。質疑ですね。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 私の説明にやや誤解を招くところはあったかもしれませんが、確かに、当初の全て目的を達成するのが難しかったということもございまして、事業の見直しを図ったというほうが、より正確であったかなと思います。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 チーズフォンデュのことが、95ページと、2つ聞きたいんですが、いつごろ、どのくらいの規模でとか、それを大会をリードする知見を持った人、チーズフォンデュに明るい人がどんな人なのかとか、それから、チーズフォンデュそのもののチーズの調達、製造を含めて調達とか、その辺の大会をやるための背景等を聞きたいんです。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 チーズフォンデュ選手権の内容でございますが、詳細は次年度詰めていくとい

うところで、今回、予算を組むに当たっての想定でのお話をさせていただければと思います。その中で、まず、審査員、審査をする方の候補といたしましては、実際に料理をする方、料理人の方であったり、料理研究家の方であったり、または、チーズの専門家ということで、チーズの販売をしている方であったりという方たちを想定しておりますが、実際にどなたを選ぶというところまでは、まだ、現段階では詰めてはいないところでございます。

実際に、選手権ということで、2分野に分けて、プロの部と一般の部というような2部門での出場者を募って、そこで味を食べ比べするというような大会を想定しているところでございまして、市長が、公約事業でもございますので、言っておりますけれども、オール那須のチーズフォンデュというようなことで進めておりますので、チーズもできれば地場産のものをメインに据えて。ですので、市内には2軒のチーズ工房があります。那須地区とすれば、もっとチーズ研究会のメンバーなども含めれば、10軒程度のチーズ工房がございまして、そういったところからの調達等、また、食材についても那須塩原、または那須産というようなところで統一ができれば。そういった想定でございまして。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 概略は分かりました。また、今お話聞いたこと、詰まりましたらまたお尋ねしたいと思います。

○星委員長 ほかがございせんか。

玉野委員。

○玉野委員 生乳本州一という、それはベースはございましてけれども、そういう形で付加価値が上げていくということは必然ですし、ここは市長この前の天皇の、将軍と天皇という話をやられたと思

うんですけれども、天皇の御食材ということの本を出されている方が、天皇の健康食という本を出されている横田哲治さんという人がいます。ですから、その牛乳は低温殺菌で日本で2つしかないというところでの時代、昔ですね、今は低温殺菌どこでもやっていますけれども、そのころは2か所しかなかった。天皇の御食材という地域背景がありますので、その辺を組み立てられればなと思っています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 95ページの、今、上段のほうでチーズフォンデュ選手権の話がありましたけれども、審査員というのはどういう方を想定していらっしゃるのでしょうか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 審査員、想定といたしまして、シェフ、料理研究家、チーズ職人、そういった方々、舌を専門的に鍛えていらっしゃる方であったり、チーズに造詣が深い方、そういった方々を審査員としてお招きできればというふうに想定を考えているところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 一般人として、私みたいな人が選ばれないですか。

○星委員長 質疑なんですけれども。

○鈴木委員 そういう一般人の人は入れないんですかというんです。そうか、予算じゃない質疑としては、どういう人になるのかというのは駄目か。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 どういった形で審査をしているかというのは、先ほど玉野委員にもお答えしたとおり、最終的にはこれから詰めていくところでございます。その中で、一般の方々の食べ比べできるほうがいいと、そういった機会があったほうがいいということであれば、そういったつくり方

もできるかとは思いますが、ただ、この当初予算の想定では、専門家に審査していただくというようなところで、予算計上を諮ったところでございますので、よろしくお願いいたします。

○星委員長 じゃ、続けて鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、ページ変わりました94ページ、上の段の新規事業で那須地区食肉センター解体工事、これは全体、多分分けた関連しているところで経営しているということで、その事業費につきましては幾らですか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 総事業、解体費の3市町での補助額総額ということでお答えをさせていただきますが、2,832万円と予想しております。

○星委員長 そのほかございますか。

玉野委員。

○玉野委員 質問というより、先ほどのチーズフォンデュですけれども、ここの背景の、那須はずばらしいところだ、チーズをつくるに当たって。それを提案された方は、フランスのボジョレーのチーズコンクールで賞を取った人で、大賞を取った。北海道の共働学舎というところの宮嶋さん。この方が、那須には朝日が当たりますか、夕日が当たりますかと言ったんです。朝日が当たる夕日が当たるで草が違うんで、餌が違うということで、全部牛乳の質のチーズが違うから、そういうところをこだわっていくとすばらしい。ここ朝日ですといたら、朝日に合った草はこうで、虫はこうで、こうやっていくと、すごいプレミアムついたものができるように、生乳、またはチーズできるよということを言っていた人なんで、宮嶋さんと工場等をやっている方は、彼から教わっています。

○星委員長 玉野委員、予算の質疑なので、ご意見はその他のところでお願いします。

小島委員。

○小島委員 91ページ、農業振興費で、食育地産地消推進会議ということで、今年から始めるんだと思うんですけども、何人ぐらい予定して、どんなくらい会議を取るのか、お伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 委員さんにつきまして10名で、令和2年度につきましては、1回の開催を想定しております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 1名当たり幾らぐらい払うつもりで積算しているのかちょっと。積算根拠をお願いしたいと思いますけれども。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 まずは、7,400円で9名、お一方大学教授をというふうを考えておりますので、その方が1万5,000円で、1回で総額8万1,600円という形で計上させていただいたところでございます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 了解しました。

ちょっと高い気もしましたけれども。

それで、もう一つは、チーズフォンデュのところ、チーズフォンデュの中の産業連関表……、104ページのチーズフォンデュの提供店にマークをつくらうとか、あと産業連関表を作成するというようなことですが、これは産業連関表の作成って、どんな趣旨でどんな産業連関表を作るのか、ちょっと見えてこないんですけども、そこら辺を、どんな工夫で産業連関表を作るのか、お伺いしたいと思いますんですけども、

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 産業連関表とは何ぞやというところから、ちょっとお話をさせていただきます

けれども、産業連関表ということを知るものというのは、市全体の産業別の生産額であったり、地域に入るお金と地域から出ていくお金。そして、地域経済の収支バランスから見た改善点であるとか、経済波及効果、そういったものを算定するといった資料だということをごさいます。要は、那須塩原市全体の産業を見たときに、外からどのくらいお金を稼いでいて、逆に外にどれだけお金を払っているのかということ进行分析するツールで、例えばそれが今後どこを増やすとか、どこを減らすとか、そういったところに役立てていければという趣旨でつくるものでございます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 現在、国では、食料・農業・農村基本計画の見直しをしているところですが、この産業連関表は、その生かし方として、どのように生かしていくのか、そこら辺の考え方を聞きたいんですけども。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 これが、こと農業に関することだけとか、例えば観光に関することだけということではなくて、まず、農観商工連携事業推進事業という事業の中で行うというところで、私も農観商工連携推進協議会という組織立てをしております。それは、農業観光商工、そういったところから来ている方々での組織でありますので、要は那須塩原市全体の中で役に立つような分析、資料とできればと思うところでございます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 今さらだけれども、この産業連関表を入れる場所が、こういうところなのかなという感じは若干したんですけども、例えばこの次の計画とか、そういうところで、例えばもう既に国では、農業基本計画の策定がほぼ3月にはできてくるわけです。そういう中でいくと、来年度辺りで

いくと、もう実際には、県の計画ができると。市もつくっていくということの中では、そういうところで扱ってもいいのかなという感じはしたんですけれども、そこら辺は私の希望ですけれども、所見があればお伺いしたいしたいと思います。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 アグリプランという市の農業関係の計画もあと2年というところで、来年度はアンケート、そして再来年度は策定というような流れではあるんですけれども、先ほどご説明をしたとおり、この産業連関表が、殊農業に関するものだけでなく、市全体の産業別というところなものですから、それは農業のところだけに置くというのは、ちょっと分野が違うのかなというところで、分野横断的に産業観光部門の中では、ここに置くのがベターであろうというような観点から、今回の農観商工連携推進事業の中で、この予算計上をさせていただいたというところでございます。

○星委員長 そのほかありますか。

相馬委員。

○相馬委員 93ページの農業後継者育成事業3001事業の委託料のところで、14万2,000円の減になりましたと。人員が減ったためですということだったんですけれども、その人員が減った理由をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 こちらは、当初の見込みでは短期研修で3名、長期研修で1名という形で想定をしておりましたが、今年度、令和元年度実績ということで、1人も該当になる方がいなかったというところを踏まえまして、予算査定の中で、短期研修の1名というところではまず査定を頂戴したところで、その分減額というところで、この予算の段階で、既に候補者が、この人とこの人とこの人とこの人がいたのに、都合が悪くなって減っ

たとかそういう話ではないものですから、まず枠として実績で見合いまして、こういった金額に落ち着いたというようなところでございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 この事業の委託先というのはどこになるんでしょう。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 市の農業公社になります。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 じゃ、93ページで。これは本会議の質疑にも出ましたけれども、お試しファーマー事業、今回に関して、新規就農しようという方のお試しということで、短期での農家とのマッチングで農作業手伝いという、そういう事業になっていると思うんですが、予算額としては60万ぐらいのお話でしたので、大体何人ぐらいを想定されているのか。農家が、1日3,000円から3,500円、その辺説明いただけますか。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 こちらのお試しファーマー事業に関しましては、短期で2カ月間というものなんですけれども、予算的なもの、大体1人につき2カ月間が最低期間、最長1年間できる事業にしていまして、一旦ナスの定植とかで、1か月やりました。収穫のときも2か月やりましたというようなプログラムなんですけれども、なので、一応通算5人分を予算取っております。1年間として5人分。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 実際にこの事業を計画するに当たって、そうすると、新規就農者というのは、年間何人ぐらい見て、そういったところから割り出して、この5人程度でお試しをということになったんでしょうか。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 新規就農者に関しましては、毎年15人を目標にしてはいるんですけれども、実際に計画をしているときは15人想定で予算のほうを計上しようと思ったんですが、まずは5人ぐらいで、どれだけの希望される方がいらっしゃるかというのを把握しまして、また、令和3年度に向けて人数を確定していきたいと思っています。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 当然マッチングするわけですが、農家がないことには話にならないわけですよね。農家に対してのアンケート的なものというのは取っているんですか。それぞれ水稲農家だったり露地の野菜だったり、当然酪農、畜産あるわけですが、その辺はどうなんでしょうか。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 受入れ農業者に関しましては、一応那須塩原市にいらっしゃいます栃木県農業士の方、那須塩原市農業指導者の方、こちらの方を基本に考えております。基本的にこちらの方に関しては、高度な技術を持って、教えるということを前提にしている役職になりますので、この方たちを基本にいろいろな作物を検証していただくような想定をしております。

ただ、こちらの方に限定してしまうと、受入れ農家さんが少なくなってしまうので、例えば、農業の担い手の人材育成を行う意欲を有している農業者さんであれば、例えば、認定農業者さんだったりであれば、こちらからご依頼をかけて、受入れ農業者さんになっていただくということも想定しております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

じゃ、続いて同じページのスマート農業に関してなんですが、これ新規事業ですから、当然説明

も頂いているんですけれども、正直言ってぴんときないんです。それは、テレビでやっていたり、ああいったイメージは湧くんだけれども、現実的なものになった場合に、あのとき説明がちらっとあったと思うんですが、市内でもそういった農家が幾つかはあるというんですが、そうすると、那須塩原市の場合のスマート農業というのは、先ほども言ったように、稲作、水稲であったり、それから、どういうものでやっていて、今回は、この金額的には少ないんですから、研修と視察をしたりということも入ってくるんでしょうけれども、その辺ちょっと内容としてもうちょっと詳しく教えていただいていたいいでしょうか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 現にスマート農業に取り組んでいる方、または各種補助金でこれからそういった機械を導入したい方、それぞれいらっしゃいます。まだ那須塩原市全体でこういったスマート農業が向いているというところまでは至っておりませんので、来年度の中で、まずは講演会であるとか、先進地視察であるとか、そういったところも踏まえて研究していったら、那須塩原に向けた那須塩原市の農業経営形態であったり、また、後継者不足であったり、中山間地であったりとか、そういった特色に合ったスマート農業はどんなものかというようなものを探る年だと考えておまして、既に機械化という意味では、畜産で搾乳器などは既に入っておりますので、ただ、それはかなり大きな初期投資、何千万というような投資にもなります。一方で、園芸農家さんと合ったスマート農業というものはどういうものかというのは、これからなんだとは思っております。それらを踏まえて、次年度から取り組んでいきたいというようなところでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 資料説明の中では、もう具体的なプラン作成をするんだというふうな表示があるんです。これなんかは、じゃ、今回視察等をやっ、今年度中にプランを作成するという事なんですか。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 具体的なプラン作成は、今年度中というところはまだ考えておりません。そういう蓄積をした上で、施策として盛り込んでいくにはそういった計画を今後つくっていきたいというようなところがございますので、具体的にいつまでにどれだけのものをつくるというところまでの、まだちょっと詰めはできていないというのが本当のところでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

では、先ほど来出ていますけれども、95ページのチーズフォンデュの件なんです、実際市内には何軒ぐらいありますか、この料理を出しているのは。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 それらも含めまして、今、調査といいますかアンケートを取り始めているところでございます。その中で、現に商工会さんを通じて依頼をしまして、現に出しているかとか、出していないければ、何か出すつもりはあるかとか、出せない理由はあるかとか、そういったところの分析をさせていただいた上で、実際には、J Aと事業展開をできればというところがございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ちなみに、栃木県でも那須塩原市でもいいですけども、チーズの消費量というのは何位ぐらいですか、全国で。チーズでやるというのだから、当然それは、いっぱい食っているでしょう。

○星委員長 課長。

○田代農務畜産課長 いわゆる食品の消費量というのは、政令指定都市単位で出る調査だということなんです、申し訳ございません、今ちょっとそのデータを持ち合わせてございません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 一番我々分かりやすいのは、やはり餃子だと思うんです。消費量ということで、仕掛けなくても宇都宮は食べているから、浜松と競ってあぁなって、これだけ有名になった。

そうすると、やっぱり宣材として宣材の中に、那須塩原市がチーズの消費量が非常に高いということであれば、そこからここにつなげていけますので、ストーリーは。うまくできるのかな、その辺は多少仕掛けにあったのかなと思ってお聞きしたんですが、ないんですね。分かりました。

以上です。

○星委員長 ほかございますか。

では、司会進行を山形副委員長に替わります。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 先ほど森本委員から、はじめてのふるさとごはん事業があったんですが、その次のところに、ふるさと回帰米事業があります。これは、今年で2回目になるかと思うんですが、成人者にアンケート用紙のほうも入れて、たしかお配りしているかと思います。そういったことも含めて、今後今回の予算づけにはなっていますけれども、今後の事業展開の考えをどのように生かしていくのかをお聞きしたいんですが、お願いします。

○山形副委員長 課長。

○田代農務畜産課長 こちらにつきましても、委員長がおっしゃるとおり、来年度で3年目という年になります。事業このまま進めていくのか、見直しをするのかも含めて、今現在、取っておりますアンケートなどを参考に事業のほうは検討していきたいと思っております。来年度の中で。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 アンケートがすごく貴重なデータになると思うんです。関係人口という部分にも、やはりここから広がるという部分では、Uターンということを考えると、地元に残ってまた就職とかというふうにも使っていけると思うんですが、今のところ、アンケートも送って戻ってくる率というのはどのくらいあるのか、分かたらお聞かせ願えますか。回収率です。

○山形副委員長 係長。

○栗川農業振興係長 アンケートなんですけど、この令和2年の成人式は1月なんです。このときから回収をしまして、若い年代ですので、紙を入れて回答して送ってくださるというやり方ではなく、QRコードをつけて、ネットで回答でもらうという状況なんですけど、2月末の時点で、数件程度しかまだ回答がない状況でございます。

○星委員長 分かりました。

○山形副委員長 ここで議事進行を星委員長に交代します。

○星委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、続いて討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議のないものと認め、質疑を終了いたします。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議のないものと認め、討論を終結し、

これより採決いたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

農務畜産課所管の審査事項は以上となります。

そのほかとして、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部から何かございますでしょうか。課長。

○田代農務畜産課長 (豚コレラ(豚熱)の状況について)

○星委員長 以上で、農務畜産課の審査を終了いたします。

農務畜産課の皆さんお疲れさまでした。

ここで、10分間休憩に入ります。開始は14時10分からにします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時07分

○星委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎農林整備課の審査

○星委員長 ただいまから農林整備課の審査に入ります。

農林整備課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第10号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 農林整備課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○吉澤農林整備課長 （議案第10号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 すみません、聞き間違えたかもしないですけども、101ページの県営林道整備事業負担金は、減になったと言いましたか。ごめんなさい、確認で申し訳ないんですけども。

○吉澤農林整備課長 前年度比は減でございます。

○森本委員 前年度比減になった。幾らの減と言いましたか。

○吉澤農林整備課長 250万1,000円。あ、増なのか。間違えました。

○森本委員 見た目が増だったんですけども、減と言ったように聞こえたんで、聞き間違えかなと思って。

○吉澤農林整備課長 すみませんでした。

○森本委員 減と言っていたから、ごめんなさい、増ですよ。だったら大丈夫です。

○星委員長 ほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 99ページ、下から3行目の高林地域森林管理費、これは新規なんですけれども、場所はどの辺りなんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 場所についてなんですけれども、板室地区地内におきまして、沼ッ原湿原に上がっていく道沿いの市有林になります。

○鈴木委員 私じゃなくて那須塩原市の市。

○伊藤林務係長 そうです、はい。旧財産区の部分になります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 理由があると思うんですけども、なぜ今なんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 こちらの部分、昔旧黒磯時代に財産区というところが持っていた場所の山になりまして、そちらには、杉の木、それからカラマツ等が植わっている部分でありまして、今回はその杉の木がちょうど伐採適齢期になってきたものだから、それを伐採して、有効利用していこうという形を考えています。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 もう1点、100ページの8001事業、森林環境整備促進基金積立金2,524万2,000円、これ積立基金が2,524万2,000円と、これは結構金額が大きいか、今まで聞いてないんですけども、これは、積立の目的をすみません。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 こちらにつきましては、今年度から国のほうで始まりまして、森林環境譲与税、こちらをお金を積立って使う基金という形になっておりまして、今年度につきましては、やはり1,200万円ほどの譲与税が入ってくる形になっております。来年度からは、それが倍増するという

形で国からお金が来まして、来年度につきましては、2,500万円というところでは、譲与税が入ってくるというのを予定しております、基金に積み立てていくという形で予算計上しました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 一応何か目的があって積み立てているんですね。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 今回、国のほうの制度もございまして、森林環境譲与税という形で、国からお金が来るといって来まして、こちらの部分、使える部分が、森林等の間伐、森林整備です。それから、その森林整備に従事する方の人材育成、それから、木材の利用促進、そういうものに限定されているという形があるものですから、それに基金を積み立てて、その事業に充てていくという形をしております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それだけ積み立てるといってことなんでしょうけれども、聞けばですけども、今言ったような使える項目があったと思うんですけども、それは、今現在は想定はあるんでしょうか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 森林の整備の部分で、今回個人がお持ちの山林に森林経営管理制度というのがまた新たにできまして、その部分に使っていくという形になっておまして、個人の方がお持ちの山林で、個人で管理できない部分には、自分でもう年配になっちゃって、手が入りられない。そういう山にこの譲与税を使って、下草刈りとか間伐をやっていって、森林を適正な維持管理していくという形の部分を、来年度からも少しずつやっていくという形で考えております。

○星委員長 ほかがございますか。

山形副委員長。

○山形副委員長 100ページの、これ全協でも出ましたけれども、新規で鳥獣対策の実施隊員ということで、人数は何名でしたっけ、ちょっと何名を予定でしたっけ。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 実施隊のほうなんですけれども、今、猟友会のほうに希望を取っております、おおむね110名程度、今のところ希望が来ておりますが、そこから、ちょっと審査とか入れまして、100人前後では発足していきたいというふうに思っております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 この間の報酬の中では、年額が2,000円で日当が2,500円、そういったところの金額の積算根拠で、これがこういうふうに予算が立ったと思うんですが、その辺の積算根拠みたいなのはありますか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 まず日当2,500円についてなんですけれども、大体活動の内容としまして、現地の被害調査、それから、対策の指導と、2時間程度を想定している形になっておまして、栃木県の最低賃金プラスそこまでの交通旅費みたいな形で、2,500円という形で設定させていただきました。

それから、年額2,000円の部分につきましては、捕獲に従事した場合に、年額2,000円という形でお支払いする形を考えておまして、近隣の市町、隣的那須町、それから、矢板市等が2,000円なものですから、その単価を使わせていただいたという形をしております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 年間どれくらい活動日数が予定されているのか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 捕獲の部分ではなく、その被害調

査という形で、約100回程度の出役を想定しております。1回3人程度を活動してくれるということなので、300回程度で考えて予算計上をしております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 その下を書いてあるこの従事者の保険、有害捕獲の回収箱、これは自治体のやることによって、この保険と回収箱ができたということでしょうか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 まず、保険についてでございます。こちらの保険が、実施隊の保険とはまた別な形の計上になっております。実施隊員は特別職の非常勤の公務員になりますので、そちらで補償を考えておまして、実施隊の業務委託とは別に、熊とかそれから、カモ、カラス、鳥類、期間限定の部分の巡視を一般の猟友会のほうにお願いしようという形を考えておりますので、その部分の保険という形になっております。

次に、機器購入費の回収箱、こちらにつきましては、実施隊の活動とはまた別なんですけれども、捕獲したときに、捕獲の鳥獣、けもの処分に困っているという形があるものですから、そちらにダストボックスみたいものを置いておいて、そこに回収に行って、業者に委託してですけれども、そこで、なるべく負担にならないような形で処理をしてきたいというふうに考えて計上させていただきました。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、回収箱が6万8,000円で、処理料は別だということですね。その下が処理料になるんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 処理料につきましては、その上の
その他委託料の中の1,196万円の中に含んで計上

しております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 最後ですが、どのくらいの頭数が見込まれるか、その辺は考えている予算立てなんでしょうか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 処分につきましては、捕獲頭数約半分程度という形で考えておまして、鹿、イノシシ合わせて250頭前後です。

○星委員長 議事進行を山形副委員長に替わります。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 同じところなんですけど、有害鳥獣費の委託料の有害鳥獣捕獲、さまざまの1,196万円の内訳を教えてください。何が幾らかというところ。1,196万のそれぞれの捕獲とか、処分が幾らという感じで。

○山形副委員長 係長。

○伊藤林務係長 お時間かかってすみませんでした。内訳ですけれども、有害鳥獣捕獲、猿、鹿、イノシシです。その捕まえた部分の委託料としまして376万円、それから先ほどの捕獲処分等につきましては87万2,000円、続いて、鳥獣対策巡視員になりますけれども、そちらにつきましては497万7,000円。それから、次に、巡視者の予防接種、そちらにつきましては17万9,000円等になります。ごめんなさい、申し訳ございません。捕獲の部分が、猿、鹿、イノシシしかちょっと入っていなかったものですから、ちょっとお待ちください。

申し訳ありませんでした。捕獲のほうですけれども、猿、鹿、イノシシ、それから、鳥類、熊を合わせて593万3,000円になります。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 すみません、この捕獲なんですけど、これは、前年と比べて予算のほうなんですけど、どのくらい多いのか少ないのか、すみません、前年度

調べていけばよかったです、ちょっと教えてください。

○山形副委員長 係長。

○伊藤林務係長 捕獲につきましては、具体的な数字はちょっとあれなんです、減っております。減になっております。

○星委員長 減ですね。

○伊藤林務係長 はい。なぜかと言いますと、実施隊をつくることによって、今まで猟友会にお願いした部分の費用を、自治体の人件費のほうで計上しておりますので、その旨減になっているという形になっております。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 そうしますと、これから実施隊ができるということで、活動を始めると思うんですが、実施隊に含まれない猟友会で活動されている方もいらっしゃると思うんですけれども、その辺りで捕獲をした場合に、実施隊が捕獲したのと、あとは猟友会単独で捕獲したのとでは、やはりそこで差が出てくるということでしょうか。1頭につきどのくらいなのかという計算なのか。それとも、隊として幾らというふうに予算を立てるのか。

○山形副委員長 係長。

○伊藤林務係長 まず、今の委員もおっしゃった実施隊と猟友会として捕獲するときの差があるのかという形なんですけれども、まず来年度からは、実施隊員にしか有害の捕獲の許可は出しませんので、一般の猟友会員の方は有害駆除はできません。あくまでも一般猟友会員の方は、猟期にハンティングをするのみという形になりますので、有害駆除作業に従事しませんので、差は出てこないというふうになります。今現在も、実施隊できていないんですけれども、駆除隊に入っている方にしか有害駆除の許可は出しておりませんので、1年間

を通しての有害駆除は、そういう許可を持った方じゃないとできないので、一般の猟友会との差はないという形となります。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 近年、鳥獣、熊でも猿でもイノシシでもかなり頭数も増えてきていますし、捕獲数も増えてきていると思うんです。今回に至っても、やはりちょっと頭数に対しての、多分熊が1頭幾らでという手数料があったかと思うんですけれども、そういったことを見たときに、頭数が増えているということに対して、この予算で、要は予算見込みがこれで合っているのかどうかというところでは、その捕獲の伸び率というんですか、増えている率も見ながら予算立てていかなきゃいけないと思うんですが、その辺りはどのように見込んでいるのか。

○山形副委員長 係長。

○伊藤林務係長 まず、星委員のおっしゃるとおり、熊につきましては、捕ったからといってお金が発生するものではまずございません。お金が発生してくるのは、猿、鹿、イノシシについて、捕った部分の報奨金が発生してくるという形になっておりまして、そちらにつきましては、内訳としましては、予算計上時は、猿が80匹で鹿が300頭、それから、イノシシにつきましては180頭の捕獲を予定しておりまして、予算を計上させていただいているという形になります。もし、それで、不足が生じてくれば、途中の補正とかで対応していきたいというふうに考えております。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 分かりました。じゃ、あとはその他で聞きたいと思います。

○山形副委員長 じゃ、議事進行を星委員長に交代します。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 100ページの、すみません、先ほどの森林環境保全の関心の森林環境整備促進基金活用事業ということで、新規で7001事業というのがありまして、その他の委託料で、今年度は1,200万入る予定だということで、それが1,201万9,000円で予算がなっているんですが、来年度に。この森林経営管理制度対象森林抽出というこの委託の業務は、一体どこにどういう業務を委託するのかお伺いしたいと思います。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 まず、こちらの業務につきまして、先ほど説明しました、森林管理制度で管理をしなければならぬ市内にあります個人の方がお持ちの山、市内の約4,000ヘクタールぐらい、個人の方がお持ちの山林がございます。こちらの山林を、まず数字上は分かるんですけども、エリア的にどのエリアにどのぐらいの点しているのかというのが、数字でしか分からないものですから、その所有者の数、所有者の方、どの方がお持ちなのかというのも分からないものですから、その辺を調べるために、委託する業務を考えております。

委託先につきましては、これから選考になってくるとは思うんですけども、うちのほうで、県のほうから森林のデータを頂いて、活用している森林GISというシステムがあるんですけども、そちらのデータをうまく活用していきながら、業務委託したいと思っているものですから、そちらの保守点検をやっている業者になるのかなというふうに思っているところなんですけれども。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 1,100万という数字なんですけど、調査でそのぐらいかかるという見込みなんですか。この1,100万という金額になっていますが、その調査だけでこのぐらいの金額がかかるというちょっとイメージがつかめないのですが。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 先ほど説明させていただいた約4,000ヘクタール、面積上、数字上がありまして、実際その数字の4,000ヘクタールが本当に山林としてあるのかという部分の調査とか、それから、そのデータが5年前の県から頂いているデータになっているものですから、その間の5年間のうちに、伐採したり、あと太陽光になってしまったりとか、山林として使われていない部分の場所が約1,000筆ぐらいあるんですけども、そちらのデータの入力作業等々を、人件費がかかるという形で考えております。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 関連ですけれども、今年農林業センサスの調査が行われたわけですけども、そういう中で、今回の農林業関係の経営者のデータというものは入っているんじゃないかと思っておりますけれども、どんな状況か確認しているかどうかお伺いしたいと思います。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 委員がおっしゃるとおり、今年度の調査のほう、その農林業センサスをやっておりますけれども、今回、こちらのデータのほうにはそちらは反映していないデータになっています。あくまでも森林簿という、独自の森林の管理している台帳みたいなものがあるんですけども、そちらを基に抽出した部分という形になっております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 了解しました。

私のほうからちょっと質問したかったのは、96ページの農業基盤施設整備事業費のほうなんですけれども、佐野三本木地区を中心に、今後基盤整備するということだと思っておりますけれども、このため池の類を何かをつくるということなんですけど

れども、具体的に、佐野三本木に関係するのか、それとも那須塩原市全体を含めてつくるのか、ちょっとイメージが湧かないので、お伺いしたいと思うんですけれども、

○星委員長 課長補佐。

○村木農林整備課長補佐 那須塩原市には、防災重点ため池が4か所ありまして、その4か所のうち、今年度は2か所、戸田と赤田の調整池については、ハザードマップ作成を今、しているところで、残りの2か所について、来年度ハザードマップを作成して、周りの住民に、ハザードマップを見てもらって、安全かどうかという確認をしてもらおう。

○小島委員 分かりました。今回、戸田と赤田。

○村木農林整備課長補佐 今回は湯宮と熊久保です。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 じゃ、あと、新規で農業施設農用地の5,728万で農業用施設の整備をするということですから、どんな施設を造るのかちょっとお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長補佐。

○村木農林整備課長補佐 工事請負費でよろしいでしょうか。

○小島委員 工事請負費です。

○村木農林整備課長補佐 三本木から佐野のほうに向かって農業用排水を整備する予定であります。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 その下の農業用施設で、新規でこれも出ているわけですが、これはどんな中身か教えていただきたいと思います。

○星委員長 課長補佐。

○村木農林整備課長補佐 土地購入費です。排水路の施設。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 具体的に面工事はいつから始まるのか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、

○星委員長 課長補佐。

○村木農林整備課長補佐 実は、この工事も、プロジェクト交付金というので、相の川から下流からずっと三本木まで着くと、大塚のほうへ向かってJRのほう向かっていく路線と、それから三本木に行く路線で計画を立てていまして、24年ですか……、今ちょっと資料ないものですから分かりません。

ちょっと資料がないのですが、平成二十何年から始まっている事業で、その国庫補助はもう消化してしまっただけで、これから、県の単独事業費補助金をもらって、今年度再開しているということです。28年度に1回終了しています。

○小島委員 分かりました。いいです、じゃ。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 20ページ、不動産売却のときに、市有林の売上げだったんです。そのとき、これ高林と書いてありますが、その辺かな、財産区かなと思うんですけれども、もっとイメージが分かればいいなと思っているんです。

それから、どんな木を切って、この金額の積算、購入者は決まっておられるのか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 こちら20ページの不動産売却の分の課長が説明しました売却の分なんですけれども、場所につきましては、先ほども板室地区の市有林の伐採になっております。予算書の事業的には99ページの林業振興費の高林地内の地区の管理費がかかりました間伐事業、こちらで出た樹木の売却分という形になっております。樹種につきましては、主に杉の木になります。

一応、森林組合のほうに、現地のほう見ていただきまして、おおむね1,200立米程度、約4,000本ぐらい出るだろうということで、予算のほう計上しております。買主のほうはまだ決まっておま

せん。木材の共販所等に販売していこうという形で考えております。

以上です。

○星委員長 よろしいですか。

吉成委員。

○吉成委員 今、玉野委員のほうから高林の森林管理費、新規の4,000本という話がありましたけれども、今年初めて、新規だから入るわけですね。これ物すごく広大な面積が、財産区はたしかあったと思います。そうすると、今後何年も続くんじゃないかなと思うんですが、何年ぐらいのこれは事業になるんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 来年度から行う予定をしておりますのは、板室地区の持っている市有林の約40ha、板室地区であるんですけれども、そのうちの、来年度は2haから3haぐらいの伐採、皆伐と間伐のほうを考えております。

その後、その板室地区に毎間2haぐらいの間伐程度を行っていきながら、二、三年ぐらいかけて、この板室地区の部分の市有林の山のほうを補正していきたい、更新していきたいというふうに考えております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 高林財産区から、市のほうで受け入れをして、管理をするといっても、当然森林組合のほうが今回もやるわけですが、そうすると、ここの板室が終了すれば、また当然そろそろここも間伐指定になっている地域があると思うんです。そうすると、今後は、板室と限らずほかの元々の財産区、そういったところにも当然間伐入っていくということによいですか。

○星委員長 係長。

○伊藤林務係長 委員がおっしゃるとおり、板室地区が終わりましたら、そのほかの部分、嶋内山の

奥のほうにある、私らは小巻地区と呼んでいるところですが、そこにも杉木が時期的にありますので、板室地区が終わりましたら、そちらのほうに入っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他として委員の皆様から何かございますか。

司会進行を山形副委員長に替わります。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 (有害鳥獣捕獲に係る予算について)

○山形副委員長 司会進行を星委員長に交代します。

○星委員長 そのほか皆さんからございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で農林整備課の審査を終了いたします。

農林整備課の皆さんお疲れさまでした。

ここで、10分間の休憩を取ります。15時7分から開始します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時07分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎商工観光課の審査

○星委員長 ただいまから商工観光課の審査に入ります。

商工観光課の皆さん、お疲れさまです。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 議案第34号 那須塩原市板室健康のゆグリーングリーン条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○渡辺商工観光課長 (議案第34号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形副委員長。

○山形副委員長 65歳から70歳までは、今度は200円取るということで、そうすると、今、計算で

れぐらいの方々がいて、どれだけの収入が得られるかというのは。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 もうこれ、平成30年度ベースの数字になってしまいますが、現在、グリーングリーンに年間トータルだと、全員で9万7,000ぐらい入館者がいました。そのうち4万5,000人ぐらいが70歳以上の市民でした、約半分弱ですが。ということで、今回その4万5,000人が無料から200円になりますよというところで、単純に言えば4万5,000人掛ける200円なので、900万円になるんですけども、ただ料金無料から200円になると、若干入館者が減るかなというところで、例えば4万5,000人から2万人に減っても、2万掛ける200円で400万の収入はあるかなというような見込みになっています。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、以前に比べても利用頻度が少なくなるというふうなことも考えられるんですが、その辺も考慮したのか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 70歳以上の市民の利用頻度というところによろしいですか。

○山形副委員長 そうですね、はい。

○渡辺商工観光課長 グリーングリーン施設の今の年間約10万人という数字は、結構もうアッパーに近いところです。これ以上になった場合、1日当たりの入館者が多いと、やはりお風呂、施設も結構傷んできている部分もあるので、これ以上の入館はちょっときついなというところで、入館者が減ったとしても、施設の存続のためにはいいんじゃないかというふうに考えています。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 この間、グリーングリーンで聞いたかもしれないんですけども、その身分を証明

するものというのは、どういうふうな形でやるんですか、その方法を教えていただけますか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 確定的に決めたわけじゃないんですけども、免許証とか何か保険証とか、もし証明できるものがあれば、できれば提示してほしいんですけども。あとは、常に来ていたような人だと、毎回ということはないかもしれないんですけども、その辺のほうはちょっと実際運営しているほうとの打合せの中で決めようと思えます。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第34号 那須塩原市板室健康のゆグリーングリーン条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認めます。

よって、議案第34号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○渡辺商工観光課長 （議案第10号について説明）

○星委員長 説明は終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 104ページ、まちなか交流センター管理運営費の中で、新規で空調設備工事4件というのが入っているんですけども、空調設備は毎年点検するんですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そうですね、まず昨年度から開館したんですけども、昨年度は年度の途中の開館だったので、まだ必要ないだろうという話があって、令和2年度から毎年していくことになっています。

○森本委員 はい、分かりました。

続きまして、107ページの2年に1回ある那須野ふるさと花火大会なんですけれども、これのどのくらい人が来ていたりとか、あとは市内の人がどのくらいで、市外からどのくらい来るとか、そういうのっていうのは、調査したりとか確認したりとかということを行っているのかをお聞きします。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 まず、この花火大会につきま

しては、主催が市でないので、詳しいデータは取っていないんですけども、人数的には大体、前回のときは5万人ぐらいと聞きます。

〔「5万人、どこからは」と言う人あり〕

○星委員長 森本委員。

○森本委員 どの地区から来ているということは聞いてはいないんですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そのデータは持っていないようです。

〔「これは、じゃ商工会青年……」と言う人あり〕

○星委員長 森本委員。

○森本委員 これは商工会青年部と青年会議所、主催したのはね。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 主催は商工会青年部とJCです。日本青年会議所。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 市は後援になっている、それとも共催。どういう形になっているのかお聞きします。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 後援しています。市の補助金をこれに出しているところです。390万。

○森本委員 はい、ありがとうございます。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 106ページの観光マスタープラン策定委員の謝礼ということで、委員が何名で、謝礼が幾らぐらいかを教えていただけますか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 マスタープラン策定の委員は全部で22名でございまして、こちら謝礼で、報奨金の欄に98万7,000円でございますが、単なる謝礼と、それプラス遠くから来ている方もいるというので、費用給付、費用弁償も込みでの金額が98

万7,000円となっております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 年間どれぐらいこのマスタープランの方々は、会議とか委員会を実行するのか教えてください。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 マスタープランの策定会議については、令和元年度、今年度は3回でして、あと令和2年度には、残りあと3回予定してまして、合計6回というところで計画を策定と予定をしています。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 その下の新規でマスタープランの印刷製本費、金額は少ないんですが、どういうふうな印刷物で、何部ぐらい、どういう場所に配布するのか教えていただけますか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 マスタープランの印刷については、まず部数については50部ぐらいを見込んでいまして、実際この製本は、策定委員さんとあとは観光協会とかで、そういう関係機関に配る感じをいまして、それ以外はデータで、必要な場合は紙ベースでコピーするという形になります。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 その下のシェアサイクルのほうの収入の部の部だったんですが、多分60万というふうな収入のほうを予想していて、自転車のほうにロゴとかつけるというふうな形なんですけど、1区画よく1万とか2万とか、そういうふうな収入料に対する協賛の概要みたいなもの、金額みたいなもの、設定しているんですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 まだ詳細は確定してはいないんですけども、この予算計上した中での見込みの金額としては、1つの企業、1か月2,000円と

して、掛ける12か月として、この自転車は一応25台としたものですから、2,000円掛ける12か月掛ける25台で60万円という見込みです。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、1つの協賛いただいたところをいただくと、25台、同じやつがば一つとつくというふうな考えでよろしいんですか。それとも1台に対して1社ということなんですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 それはちょっと契約の中でないので、何台になるかもちょっと。1台かもしれないし、まだ決まっていない。

○山形副委員長 はい、分かりました。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 それでは、そのシェアサイクルの使用料金なんですが、歳入で315万円というふうにごめんなさい、6ページですか、なっているんですが、この振興費の充当分が315万円ということか……この使用料の設定はどうなったんですか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 一応まだこれは、実際の単価とか確定しているわけではないんですが、実際のやっている日光市さんとか、ほかの当地の地区を参考にはじいているんですけれども、この算定根拠としましては、今、25台の自転車がありまして、じゃ1年間にどのくらい利用するのかなというところで、稼働回数ですか、それを一応365分の半分にして180回ということ想定して、これ時間、多分15分か30分単位で料金設定するんですけれども、それをちょっと計算上置いて、そうすると15分で大体70円とかでやっているところが日光であったんです。それで計算すると、4時間だと1,100円ぐらいなんですよ。ただし、1日フルで8時間借りても、上限1,000円にしましょうとや

っているところが多いので、今回、設定根拠としましては、先ほど申し上げた25台掛ける180日掛ける1,000円で、掛ける0.7とありますけれども、それは0.3の30%は、実際に自転車のシステムを運用している会社のほうの収入になるということです。実際、お客さんがお支払いするうち、3割はこちらの収入になるので、うちの収入は7掛けというところですよ。で、315万円。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 関連でちょっとそのシェアサイクルでお聞きしたいんですけども、まずは3つの駅に置くんだと思うんですけども、那須塩原と黒磯、西那須野と。何台ずつ配分するかお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 こちら25台というところで、今予定している箇所は8か所ぐらい想定しているんですが、ただJRの駅とか道の駅とか、その他観光施設なんですが、民間施設については、まだ用地交渉とか済んでいないので、具体的にはまだ申し上げられないんですけども、例えば25台を8か所に置くので、平均3台ぐらいになるんですけども、頻度の高いところは4台、5台にするとかその辺もちょっとバランスよくしたいと思っています。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 関連ですけれども、西那須野駅なんかは、商工会が無料の貸出しの自転車なんかを置いてあったと思うんですけども、あそこの利用率というのはどんなものだったのか、ちょっと分かればですけども、調べたり聞いたり……

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そうですね、あそこは東口に多分自転車があつて、西那須野観光協会が運営している機関ですけども、毎日使っていないと

思いますし、多分そんなには出ていないと思うんですけども、台数はちょっと分からないです。すみません。

○小島委員 分かりました。いいです。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 温泉ガストロノミーツーリズムが107ページでやられるということですけども、実行委員会がこれからやるということですけども、どんな方々が実行委員会に入って、そしてどんな運営をしていくのかという、そこがちょっと見えてこないんですけども、どういうふうになっていくのかお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 実行委員会組織、これからちょっと立ち上げていくんですが、このガストロノミーツーリズム事業がやはり観光、農業、その他、結構あらゆる分野に関係していくので、基本ベースは、今ございます農観商工連携推進協議会、そちらにあるので、そちらを中心として、それちょっと外れちゃうところは何か追加したりしてやっていくと考えているところです。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 この予算が250万というのは、どんな積算根拠になっていますか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 そうですね、ガストロノミーツーリズム、実際やられている自治体がほかにもあるんですけども、それを参考に今、作っているんですけども。これについては、食の部分とともありまして、実際参加される方から負担金を取っているレストランもあります。大体3,000円から3,500円または4,000円、負担を取るんですけども、人数も200人前後でやっているところが多くて、例えば3,000円の負担金を頂いて200人だ

と60万円。この市の補助金が250万円で、合計310万になりまして、それを実際提供する食とか、あとはテント設置費とか、あとはPRの経費とか、それを使っていくということになります。

○小島委員 はい、分かりました。

○星委員長 何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 続きまして、議案第16号 令和2年度

那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○渡辺商工観光課長 （議案第16号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形副委員長。

○山形副委員長 先ほどの舗装、県道拡幅の工事、この間、現地に行ったときに、ちょっと忘れちゃって……県道の拡幅は2車線にするとか、信号機を設置するとかというのは、どんな工事の内容で4,000万かかるのか、工事の内容を教えてくださいますか。

○星委員長 課長。

○渡辺商工観光課長 県道拡幅の内容については、まず2車線というよりは、駅方面から向かってきて右折レーンを設ける工事になります、メインは。あとは、信号は今のところは予定されていないです。

○山形副委員長 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第16号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第16号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆さんから何かございますか。

山形委員。

○山形副委員長 （新型コロナウイルスに対する経済対策について）

○星委員長 以上で産業観光部の審査を終了いたします。

産業観光部の皆さん、お疲れさまでした。

ここで執行部入替えのため暫時休憩といたします。ここで10分間休憩します。開始は4時10分からにします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時11分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎農業委員会事務局の審査

○星委員長 ただいまから農業委員会事務局の審査に入ります。

農業委員会事務局の皆さん、お疲れさまです。

初めに、事務局長からご挨拶をお願いします。
事務局長。

○久留生農業委員会事務局長（挨拶）

◇

◎議案第10号の説明、質疑、討
論、採決

○星委員長 農業委員会事務局については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
事務局長。

○久留生農業委員会事務局長（議案第10号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 歳入で国有地の管理費か何かの歳入が入ってまして、90ページの下から2段目のところに国有地管理处分事業ということで事務経費として5万6,000円となっているんですが、この事業内容をご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○星委員長 局長。

○久留生農業委員会事務局長 こちらは、国有農地としましては、市内に20筆、1万6,457平米の国有農地がございます。その維持管理ということでのお金なんですけれども、実際に維持管理といっても、そこを使っている方がいらっしゃるので、去年は住宅地図を買ったりとか、何らかの消耗品を買うという程度の事務なんですけれども。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 これは、そうすると実質、農地ではないということなんですか。

○星委員長 局長。

○久留生農業委員会事務局長 農地もありますけれども、農地以外もございます。

○相馬委員 はい、分かりました。

○星委員長 いいですか。

○相馬委員 はい。

○星委員長 ほかにございますか。

小島委員。

○小島委員 90ページの農業者年金の業務費で、加入推進活動謝礼ということを出しているというんですけれども、どんな方に活動してもらって、謝礼をどういうふうな形で出しているのか、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○星委員長 局長。

○久留生農業委員会事務局長 こちらは、農業委員と最適化推進委員の皆さん、64名に活動していただいて、それで上がってきた場合に、まずは活動したということでの謝礼、これ年間3,000円なんですけれども、それと実際に契約が取れたという場合は、実績で1件当たり5,000円という形にはなっております。

○小島委員 はい、分かりました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それでは、実際にこの3年の任期が農業委員さん終わってということなので、今回のこの、消耗品費の部分ですけれども、新規の部分で、被服ということで、前はジャンパーとかそういったものがあったんですが、これは今回の場合にはどういうものが対象になるわけですか。何人分で、これ予算見積っているんでしょうか。

○星委員長 局長。

○久留生農業委員会事務局長 こちらの作業服であったり、あと防寒着、長靴とか帽子、あと農業委

員バッチとか、そういった関係の消耗品なんですけれども、こちら一応、定数の20人と、あと最適化推進委員が44人いるものですから、その人数分で予算上は計上してございます。

○吉成委員 予算は幾らなんでしょうか。

○久留生農業委員会事務局長 予算は……ちょっとお待ちください。

○星委員長 局長。

○久留生農業委員会事務局長 改選分ということで180万円要求しているんですけども、ちょっと削られまして0.8掛け、180万の0.8掛けです。

〔「すみません、0.8掛け……」「了解です」と言う人あり〕

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

そのほかとして、委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で農業委員会事務局の審査を終了いたします。

農業委員会の皆さん、お疲れさまでした。

—————◇—————

◎散会の宣告

○星委員長 以上をもちまして、本日は散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時27分

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

令和2年3月13日（金曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員 長	星 宏 子	副委員 長	山 形 紀 弘
委 員	小 島 耕 一	委 員	森 本 彰 伸
委 員	相 馬 剛	委 員	鈴 木 伸 彦
委 員	玉 野 宏	委 員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

建設部長	大 木 基	都市計画課長	黄 木 伸 一
都市計画課副参事	鈴 木 隆 行	都市計画課長補佐	渡 邊 章 二
都市計画係長	江 面 史 彦	開発指導係長	相 馬 福 光
都市整備課長	佐 藤 正 規	都市整備課長補佐兼都市整備係長	田 中 和 広
空き家対策係長	伊 藤 良 司	建築係長	千 田 晃 司
駅周辺整備室長	浅 賀 保 幸	駅周辺整備室副主幹	小 野 治 夫
道路課長	増 子 芳 典	道路課長補佐兼建設係長	高 野 茂
管理係長	藤 城 大 幹	維持係長	大 野 昭 博
用地係長	浦 田 謙 一	河川係長	角 田 晃
建築指導課長	松 村 儀 久	建築指導課長補佐兼指導係長	高 橋 力
審査係長	鈴 木 美 津 治		

出席議会事務局職員

書 記 鎌 田 栄 治

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔都市計画課〕

- ・議案第35号 那須塩原市屋外広告物条例の一部改正について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算

〔都市整備課〕

- ・議案第36号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算

〔道路課〕

- ・議案第42号 公の施設の区域外設置に関する協議について

- ・議案第48号 那須塩原市道路舗装修繕基本計画について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算

〔建築指導課〕

- ・議案第29号 那須塩原市手数料条例の一部改正について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 散会前に引き続き建設経済常任委員会を再開いたします。

◎建設部の審査

○星委員長 これより建設部の審査に入ります。
初めに、建設部長からご挨拶をお願いします。
部長。

○大木建設部長 (挨拶)

◎都市計画課の審査

○星委員長 ただいまから都市計画課の審査に入ります。
都市計画の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 (議案第35号について説明。)

説明が終わりましたので、質疑を許します。
相馬委員。

○相馬委員 まず最初に、言い回しを変更するための行政何とかという説明があったんですが、それについて若干ご説明いただけないでしょうか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 まず、言い回しのほうにつきましては、こちら今回の例規改正の作業、これは総務課と一緒にやるんですけれども、これ総務課

と一緒にやるんですけれども、その中で出てきたものです。行政リーガルドックの指摘を受けたのは、先ほど言った一番最初の禁止地域、これの内容、条例で定めて告示で抜くというところ、これが分かりにくい。あと期間、3年と書いてあるだけじゃ、どういう3年なのか分からないでしょう、実際は3年以内の最初の9月末日というような運用をしておりますので、そういうのをちゃんと制定しなさいというのが行政リーガルドックの指摘でした。

以上です。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。
相馬委員。

○相馬委員 再度すみません。第3条(1)の下線部を全て削除するという、そのもう一度、理由をご説明いただいてよろしいでしょうか。ちょっと分かりにくかったです。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 こちらは、第1種低層住居専用地域から田園住居地域まで、まず禁止地域に条例でしているんですよね。ところが、別で定めている告示で、これ現行1号の一番下、括弧で市長が指定する区域を除くとございますよね。この市長が指定するというのは別の告示で定めてありまして、この第1種低層住居専用地域から田園住居地域については除くというふうにそこで定めているんですよ。ということは、結果的にここは禁止地域じゃないんですよね。

もう少し説明しちゃいますと、もともとの県条例のつくりはこれであって、県条例を引き継いだものですから、こういうのが残っちゃったんですね。実情としては、ここはうちとしては除いてはいはずなんで、当初そうやって条例を定めちゃったけれども、もうここまで来たんだからいいでし

ょうということで、条例から省くという操作をしたものです。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 そのほかありますか。

小島委員。

○小島委員 私もこの法律よく分からないんですけども、第3条で掲出物、県の設置してはならない場所というのは、この意味、この景観地区と風致地区とか特別緑地保全地区というのは、地図で見ればあるんでしょうけれども、どんなところなのか。ちょっと簡単に説明していただければと思いますけれども、お願いします。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 言葉で説明するよりちょっと図面で。

これは現行のほうです。この濃い緑は禁止地域です、一番濃い緑。

あと、薄い色のところが許可地域で、いろんな段階、この例えば薄い緑が自然保全型許可地域だとか、許可地域のレベルがいろいろあるんですね。レベルごとに分けて、原則禁止地域というのはこの濃い緑のところですね。

○小島委員 いろいろ色ついていますが、それ以外はないんですね、ずっと。その濃い緑のところは禁止地区だというだけなんですね。

○黄木都市計画課長 あとは許可地域なんですけれども、許可地域の中にもレベルが4段階ぐらいございまして、その色のつけ方によって規制の度合いが変わってきております。

○小島委員 赤い地域はもうオーケーなんでしょう、都市計画の地域は。

○黄木都市計画課長 赤い地域は市街地形成許可地域です。やはり許可が必要になります。

○小島委員 許可が必要なの。

○黄木都市計画課長 はい。

簡単に、ちょっと無制限とかはないということです。

すみません、相対でやりとりしてしまいましたが、すみません。

○小島委員 分かりました、結構です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 今回改正には載っていませんけれども、36条の件ですが、実際に罰金規定というのはどういう規定なんですか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 例えば罰金規定、第33条でいいますと、第18条1項の規定だから、違反に対する措置、市長の命令ですね、従わなかった者は50万円以下の罰金に処するというようなのがあります。34条も、例えば規定に反して広告物を掲出した者等については30万円以下の罰金に処する。例えば次の35条については、資料等の提出、報告を求めたものについて、それに虚偽の報告した者等については20万円以下の罰金に処するという、この33条から35条までは罰則を定めております。

○吉成委員 これまでに実際に該当した例はあるんですか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 ないと記憶しております。

○吉成委員 ないんですね。分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第35号 那須塩原市屋外広告物条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第35号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○黄木都市計画課長 （議案第10号について説明）

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 こちらは、3軒分を計上しております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 これは法定の手数料ということでよろしいのでしょうか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 そうですね。関谷、那須塩原、西那須でおのおの1軒ずつで、その中の販売区分

がございますよね。それが今おっしゃられた法定手数料3%に消費税1.1%を掛けたものを計算しております。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、その下の委託料なんですが、分譲地の草刈り等150万円でございますが、これは何か所で何㎡ぐらいの予定でしょうか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 合計で関谷、那須塩原駅西口、西那須野周辺の3か所で、1か所3回ずつの見込みとなっております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 合計の面積は分かりませんか。

○星委員長 係長。

○江面都市計画係長 箇所が関谷と那須塩原駅前と西那須野とそれぞれございます。昨年売ってしまった分がありますので、昨年の実績よりちょっと報告させていただきますと、西那須野地区ですと約1,000㎡ぐらい、関谷地区ですと1万500㎡ぐらい、那須塩原駅前がやはり1,000㎡ぐらいございます。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 では、今、相馬委員が質疑されたところのその他の負担金で、今年に限ったというわけではないんですけども、コンパクトなまちづくり推進協議会3万円ほど拠出されるわけですけども、これ具体的にどういった協議会なんですか。

○星委員長 係長。

○江面都市計画係長 こちらにつきましては、まちづくり交付金の情報交換が一番メインの、まちづくり交付金というのがあって、その以前あったんですけども、立地適正化計画の中でコンパクト

なまちづくりというのを国で推進していくということで、そのために情報交換会をメインということで、会議というよりも方法を頂いたり、あと、新しい先進事例の情報を頂いたり、あとは定期的にこんなところで視察ありますよとか、そういった情報があって、もし行けそうであれば私どもも参加しているという状況でございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、今の係長の説明からすると、そういった情報に対して先進的な取組事例が参加をしたという経緯があるということですか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 今のところありませんし、今年度予算は、これを目的とした旅費は計上しておりません。

○吉成委員 分かりました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 では、その下の屋外広告物の件なんですけれども、昨年12月に事務事業評価が今年は例年になく早く、山本はるひ議員の市政一般質問の中でもありましたけれども、私も以前もこの事務事業評価については取り上げたことがあるんですが、その評価の中で、この屋外物に関しては適正推進事業ということで、今後においても違法広告の是正に向けた実効的な取組を推進してほしいというような評価があったわけですね。

これを見ると、印刷製本費の部分で、今回、規制図を作ると。その辺の少し強化したのかというふうな捉え方をしようと思えばできるんですが、具体的にこの事務事業評価と今回の予算づけの関係では、どの辺を実効性を担保していこうと思っていますか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 今のご質問なんですけれども、まず、規制強化については、とりあえずは職員自

らの手でやろうとしておりますので、予算との関連づけがはっきりしたものはございません。今般のこの条例改正に伴いまして、新しい規制に基づき、先ほど言ったように実態調査の把握をしたら、結構、違反している広告物があるんですね。これを、今ちょっとまだ課内で検討中なんですけれども、これから4年から5年かけて是正していこうのが今検討中です。

なぜそんな4年も5年もかかるのかということ、かなりの件数があるんですよ。これを年割して、実はちょっと1回かなり協議したんですけれども、4年、5年でも無理なんじゃないかというぐらい数があるんですよ。

ですから、今後においては、まず令和2年度において職員でやってみて、そして業務委託等が必要になれば、例えば令和3年度予算から計上が必要になるかもしれないという、そういう可能性がありますけれども、先ほど言ったように現行では予算との関連はございません。あくまでも職員の手でやっっていこうとしてはおります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、今の段階で違法看板というのはどのぐらいあるんでしょうか。

○星委員長 係長。

○江面都市計画係長 課長のほうで申しました現地を確認した報告書の中で違法、違法というか、基準に不適合とされたものについては3,615件があります。全体で1万3,588あるうちの……

○吉成委員 すみません、1万幾つでしたか。

○江面都市計画係長 全体で1万3,588、その中で基準に合っていないよというのが3,615、約26.6%が不適合です。

○黄木都市計画課長 委員長、ちょっと補足でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○**黄木都市計画課長** こちらのデータは実態調査の時点でありまして、その後、その当時の条例不適合なものについては適合すべきということで、補助金を出しながら回収していったものでございます。今回条例改正により、不適合から外れるもの、指摘のないものもございまして、それから、不適合だと分かって撤去してしまったものもございまして。ですから、あくまでもこれは調査時点です。今後、この調査時の裏づけを取りつつ、まだ違反しているものを指導していこうというのが先ほど言った我々職員で作業に当たると。

○**吉成委員** ということですね。分かりました。

○**星委員長** 吉成委員。

○**吉成委員** 今回のこの屋外広告物の規制図なんですけれども、約40万かけるわけなんですけれども。これはどのぐらい実際に作って、どういう用途で使われるんでしょう。

○**星委員長** 課長。

○**黄木都市計画課長** 作るのは5部で、窓口等で活用する。あと、電子情報をもらいまして、ネットで公表というのも考えております。

○**星委員長** 吉成委員。

○**吉成委員** 5部というのと、どのぐらい。

○**星委員長** 課長。

○**黄木都市計画課長** こういうものを作って、要はこれをネットで公表して行って、業者さんにはネットから落としてもらうというような使い方が多いんですね。

○**星委員長** 吉成委員。

○**吉成委員** そうすると、例えばチラシを作る、そういうものとは違うということですね。

○**星委員長** 課長。

○**黄木都市計画課長** そうですね。一般の市民の方に周知というよりは、屋外広告物という許可は県の制度上の登録を受けた事業者しかできない事業

なんで、その業者に周知すれば済む話なんですね。そうすると、そこに配布するというよりは見ていてという感じで使い方をするんで、こういう形になります。

○**星委員長** 吉成委員。

○**吉成委員** 要は、ネット情報としてやると、こういう金額になると、そういったことでいいわけですね。分かりました。了解です。

○**星委員長** 玉野委員。

○**玉野委員** 今のところですけども、これ新しい図面はいつできるんですか。

○**星委員長** 課長。

○**黄木都市計画課長** すみません、新年度予算でやりますので、1か月ほど見込んでございます。

○**星委員長** そのほかございますか。

鈴木委員。

○**鈴木委員** 10ページですね。歳入ですけども、課題の説明を受けました。都市計画手数料でとりあえず見積もった件数、一緒に面積を教えてください。

〔「どちらでもいいですか」と言う人あり〕

○**鈴木委員** そうですね、開発許可申請手数料を見積もっているわけでしょうから、それも込みですね。

○**星委員長** 課長。

○**黄木都市計画課長** 開発許可手数料でいいんですね。

○**鈴木委員** はい、そうです。

○**黄木都市計画課長** これは過去3年間の平均になっています。

○**鈴木委員** 件数は。

○**星委員長** 課長。

○**黄木都市計画課長** 件数……

○**鈴木委員** 算出根拠、じゃ、件数じゃなくて、ど

ういう計算ですか。

- 黄木都市計画課長 金額の3か年平均ですね。
- 鈴木委員 金額で平均をしているんですね。
- 黄木都市計画課長 件数は出ますけれども、金額を平均しております。
- 星委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 とりあえず金額だと、件数は分からないんですけども、どれぐらいの申請を、そうすると3年間平均で受けているかというのは分かりますか。
- 星委員長 課長。
- 黄木都市計画課長 3年間で平均104件。大体30件ちょっとということになります。
- 星委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 これは、面積は、見積りに関係をしていますよね。そうすると、面積も大体どれくらい、今年は何れくらいの面積が出てくるのかなという感じは、この見積りのときには想定はしているんですか。
- 星委員長 課長。
- 黄木都市計画課長 先ほど申しましたように3年間平均です。
- 鈴木委員 計算して出てこないよね、今はね。分かりました。
- 黄木都市計画課長 というか3年間の平均です、純粹に。
- 鈴木委員 面積が全然想像できないので。
- 黄木都市計画課長 私もできません。すみません。
- 星委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 分かりました。了解しました。

次、119ページ、1001事業、都市計画総務費の負担金補助金及び交付金、その他負担金のところの先ほど吉成委員が質問したコンパクトの下の段で、質疑させていただきます。

全国街路事業促進協議会というのがあって、こ

れ会費みたいなものなんでしょうけれども、これはどういった会議なんでしょう。

- 星委員長 課長。
- 黄木都市計画課長 私どもの市でいいますと、期成同盟のような、要は要望活動を行う全国団体ですね、この街路整備に関するような団体になります。
- 星委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 本市としては、例えば去年、今年はどうかということなんですけれども、市に照らし合わせてどのような実際の対応というか、取組、そういうものはありますでしょうか。
- 星委員長 課長。
- 黄木都市計画課長 というか、ごめんなさい、行った本人に。
- 星委員長 副参事。
- 鈴木都市計画課副参事 昨年、私参加したんですが、それは総会、横浜市長が頭の総会、それで、国会議員等も来ていますし、そこで要望活動をする、そういった大会です。
- 星委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 本市独自の要望とかそういったものはございましたか。
- 星委員長 課長。
- 黄木都市計画課長 街路整備について本市独自のものはございません。
- 星委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 了解しました。
次、ちょっと全部を今回聞かせていただきたいと思うんですけども、関東道路協会というのは、やはり同じような質問をさせていただきたい、どのような会議で、本市としてどのような対応をしているのか、取組をしているのか。
- 星委員長 部長。
- 大木建設部長 関東道路協会、これはやはり同じ

く国道の整備促進といいますか推進で、国道ですから、国直轄、あとは県管理の国道があるんですけども、どちらかという国直轄の国道ですね。整備を促進してほしいということで、国土交通省が当然やるわけなんですけれども、それを支援するといいますか、お願いするというようなことを主にやっていく団体でありまして、国道を所管する都道府県、あとは関係自治体が加盟しております、要望活動をやっているということになります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 要望活動を行っているということですが、本市としては独自に何か要望活動を行っているような箇所とか、そういった具体的にどこかあるのでしょうか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 この協会とは別になりますけれども、国道4号を初めいろいろな道路に対して独自の要望を行っておりまして、期成同盟を設けて複数自治体と一緒に要望活動を行ってございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、今この予算の3万6,000円ですよ。これとは別であって、これについては特にそういう、これについての要望活動とかそういうのはないということ。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 これはこの団体の名を連ねることによって要望活動に参加しているということになります。

○鈴木委員 なるほどね。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今までのちょっと説明で感じたんですけども、そうすると残りのやつ全部一つ一つ聞くのも何かなと思ったんですけども。要するに

そういう団体の要望活動の大本みたいなところに参加して、個別のものはそこを通じてやっている。そういうイメージでよろしいのでしょうか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 そうですね、要望活動をする、事務局が置いてあるところに負担金を納める。我々が持っているところは我々が負担金をもらって、要望活動の会議をしているということですね。ですから、独自にやっているものについては会議を設けていないので、旅費だけでやっていますけれども、そうじゃないところは、要は先ほど言ったように地方自治体でやって期成同盟を組んだりするものについてはこのような会議を設けて要望活動の資金としているというようなことを想像していただければと思います。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そういった中で、構造的なものというかな、仕組み的なものは理解したつもりですけども、そうしましたら、この一番下にあるのが東北縦貫自動車道拡幅整備促進期成同盟会にはやはり同じように入られているということですが、市としては何かこの中に入っていて、こんなふうにしたいとか、極端な話、4車線化にしたいとかね。そういった考えは、市独自ではお持ちでしょうか、この予算の中で。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 東北縦貫自動車道の拡幅については、こちらのほうの整備促進期成同盟会については、県内東部を縦断すると、宇都宮までは6車線化になっていますけれども、以北については4車線ということで、何とか6車線に拡幅をお願いしたいということで、これは県が事務局を持っている同盟会なんですけれども、やっています。那須塩原市においても、県への独自要望というのをまた1つやっているんですけども、その中で国に

働きかけてほしいというような形の要望書を出しております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 以上です。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 その下の屋外広告物景観形成、2001事業のところの一番下のボランティア活動保険に入っているんですけども、このボランティアというのは何人ぐらいいて、どんな活動をしているのかをお伺いします。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 この予算計上時点では3つの会、合計62人を予定して計上しておりましたが、実際、実は年度末に団体と相談しました結果、2つの団体がもう離脱することになりました……

[発言する人あり]

○黄木都市計画課長 1つの団体が抜けることになりまして、2つの団体32人が残ることとなりそうです。

○森本委員 32人、じゃ随分大きなボランティアだな。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 活動内容は。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 主に違反広告物の除去とか見回り、今は余りないと思うんですけども、公衆電話にびたっと貼ってあるようなやつ。実際、使わなくなっちゃって、活動実態が余りなくなっているんで、実は規模縮小を働きかけているところなんです、実は。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 それは保険を掛けるということは、それはけがをすとかそういうことを想定しているということでよろしいですか。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 はい、そうでございます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 120ページの都市計画総務費の開発帰属施設の関係で雨水浸透維持修繕というところですか。開発帰属施設というのはどういう施設が今現状どんなあって、今回の設置の場所はどこら辺のことを想定しているのか。

○黄木都市計画課長 細かい数まで説明したほうがよろしいですか。

○小島委員 何か所ぐらいですか。

○黄木都市計画課長 いや、いっぱいありますけれども。

○小島委員 いっぱいあるんですか。じゃ、大まかな説明で。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 開発帰属施設というのは、開発行為によって設置した公共施設、例えば分譲地でいえば道路とか雨水浸透槽とか、そういうものについては、要は開発した人が持ったまましていると、後々トラブルになる可能性がございますよね。市のほうに寄附してくださいと、もう開発のときにお願いをするわけです。それによって開発後に寄附を受けたもの、要は市に帰属したものを指してございます。言ったように分譲地であれば道路とか、ごみステーションの敷地であるとか、あと雨水浸透槽とかになります。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 今年210万ということで、どこの場所とかというのは決まっているんですか、それとも……

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 こちらにつきましては、調査の上、修繕計画をつくりまして、予算計上時では見込みだよということで、ここの場合は4か所を予定しております。ただ、去年のような大きな台

風とか大雨が来たりすると、その順番が前後したり、飛び込みがあったりするので、実際予定どおりいかないことも多々ございます。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 ほかがございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

そのほかとして委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、以上で都市計画の審査を終了いたします。

都市計画課の皆さん、お疲れさまでした。

ここで執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時44分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎都市整備課の審査

○星委員長 ただいまから都市整備課の審査に入ります。

都市整備課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 (議案第36号について説明)

説明が終わりましたので、質疑を許します。
相馬委員。

○相馬委員 確認しますが、全て上位法の改正によって市の条例を改正するという内容だということでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 民法の部分と、あとは国のほうがこのたび、やはり公営住宅はセーフティネット的な役割を果たせといった要請がございましたので、全て民法ではなくて、そういった要請にも応じて改正する内容もございます。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 ほかにありますか。

森本委員。

○森本委員 12条2項で市長は入居者が賃貸借に基づいた債務を履行しない場合には敷金をその債務に充てることができるか、と書いてあるんですけども、市営住宅で敷金というのは何か月分ぐらい。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 3か月でございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、その3か月分ということは、例えば弁済に充てる3か月を超えたら全部ということなのか、その1か月もう滞納したら、すぐにもう1か月も取っちゃうということですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 こちらはですね、入居者が退去したときに未納のものがあつた場合、充てるということですので。

○森本委員 分かりました。ありがとうございます。

○星委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第36号 那須塩原市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第36号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○佐藤都市整備課長 （議案第10号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ここで10分間休憩に入ります。11時4分からですので、11時14分に再開いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。相馬委員。

○相馬委員 すみません、120ページの、これは駅前広場整備事業の黒磯駅西口広場の管理費として、さっきの芝刈り、新しく芝のところできて、その芝刈りということなんです、芝の管理ということなんです、これの費用を伺ってもよろしいでしょうか。290万のうちの幾らなのか。120ページの2001事業の黒磯駅西口広場維持管理費、全

部で290万なんです、そのうちの芝の管理は幾らなんでしょう。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 83万円であります。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 これについては、そうすると、図書館がある限りずっとこのぐらいの金額がかかっていると、そういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 広場に関しましては、あくまでも駅の西口広場という位置づけで都市整備課のほうで管理いたしますので、駅西口広場として、あの状態を保つための費用というご理解を頂ければと。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃ単に、先ほど芝刈りとおっしゃったんですが、芝の管理だけではないということですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 あくまでも西口の広場ということで、今年度は新しくトイレなども設置しておりますので、そういったトイレ、ごみ拾い、植木の剪定、そういったものも全て含んでおります。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 今、相馬委員が質疑されたところなんですが、那須塩原駅の東口の広場の街灯の漏電調査という説明が先ほどありました。これは何灯あるんですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 街灯自体が灯数を細かく把握していませんが、電気の経路として、街灯及び有料市営駐車場の料金機、あれも全部一つの電気の系統になっていまして、簡単にはちょっと漏電箇

所が見つからなかったという状況がございまして、今回その電気の系統を全て見ますので、単に街灯の部分で漏電しているとは限らないような状況がございまして。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 漏電している箇所自体は分からないということですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 その障害が発生するのも、雨が強いときとか、出る場合、出ない場合がございまして、そのタイミングでないと調べられないということで、今現在、漏電箇所を特定しておりません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 あそこ例えば地域では、特に市営駐車場に関しては盆踊りなんかでも利用させていただいたりもしているんですね。街灯自体が非常に暗いんですが、そういったものを換えるということは、この調査によってということまで、先々は考えられるのでしょうか。整備計画があるんで無理かなと思います。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 今回の予算では、そういった街灯の更新までは考えてございませんが、ただ、だんだん街灯に関しては、先々LEDというものに全て切り替わっていくことになっておりますので、現在の施設が老朽化が著しくなった場合は、そういったものも考えていかなければならないと思います。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 じゃ、もう一つですね、やっとう東口のエレベーターが供用開始したわけですけども、ここでは開通式ということで予算計上されてます。予算が幾らぐらいで、本来はいつやる予定だったんでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 式典自体の予算は48万円を計上してございました。現在のようなコロナウイルスの関係の状況がなければ、4月の半ばに開催する検討をしておりました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ということは、先ほど最初に説明があったので、まだ明確な決定はしていないということではないですか。

○佐藤都市整備課長 はい。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 121ページのほうで、公園整備事業の件なんですけど、戸田の水辺公園せせらぎ水路を撤去すると。せせらぎ水路と言いつつ水は流れていませんけれども、あれを撤去することなんですけど、何度か見ているんですけども、実際にはあれは本当に費用のかかっている工作物だと思うんですけども、あれを撤去して、トライアスロンの競技ができるスペースを確保することなんですけど、実際にはあれどのぐらいの費用が撤去をするのかかるんですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 既存の工作物を撤去して平らな広場に整備する、その費用を含めて1,350万円です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 これは、委託料のほうも含んでですか。工事請負費と設計関係の委託料も含んで1,350万円ということですか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 1,350万円につきましては、工事費のみでございます。そのほかにかかります委託料に関しましては、200万円を計上しております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 本当に単純に考えてこれだけの費用がかかるのかと、今単純に思ったんですが。どのぐらいあれ大きさがあるんですか。平米でいうとどのぐらいになるんですか。せせらぎの水路、長いことは長いですけども。

じゃ委員長、結構です。

○星委員長 結構ですか。

そのほか。

鈴木委員。

○鈴木委員 120ページの4項3目のまちづくり事業ですかね。下段のほうに工事請負費というのがありますが、この4,584万円で、これは今年度で終了するのかどうかだけちょっとお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 工事請負費4,584万円につきましては、令和2年度内で発注し、年度内で完成を見込んでおります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あと、例えばこの周辺整備でこういう外回り、周辺事業というのは残っているものはもうないのでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 街なみ環境整備事業、補助事業のほうでは、この道路の美装化というものは工事を行っているんですが、それは残事業としてはまだございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 了解です。

続きまして、121ページ、これは私は地元が西那須野なので、ここにある鳥ヶ森公園の園路機能という設計等工事があるんですが、まずちょっと私にも分かるように位置のことをちょっとご説明いただければと思うんです。

○星委員長 課長。

○黄木都市計画課長 工事区間につきましては、烏ケ森公園の西三島側にお墓から駐車場が南側に、旧わんぱく広場の手前に駐車場があるかと思うんですが、あの間、350mの区間です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あそこは道路が狭いんですね。それを何かこう、どういうふうに設計なり改良するかお伺いしたいんですけども。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 事業の経緯からお話しさせていただきますと、県道400号を造るに当たって、中央分離帯ができるということで、今現在は出て右折ができるんですが、右折ができなくなってしまうということで、今現在、公園のほうは、あれは園路扱いで、柵をして出られないようになっていんですよ。それを今、あの園路をすれ違いができる道路として、道路整備をまずいたします、車道整備を。そのことによって、ここ歩行者のスペースがなくなってしまうものですから、その道路に近い部分で、公園内に遊歩道的な園路を造りますので、道路の歩道としてもこれは使えるものとなると思います。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あとは、この工事請負費というのがもうここで予算計上してあるようですけども、概算で結構です、幾らで見積もっているんでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 烏ケ森公園園路機能補償工事につきましては3,000万円の工事費を計上しております。

○鈴木委員 了解です。

○星委員長 そのほかございますか。
山形副委員長。

○山形副委員長 121ページの黒磯公園の段差解消ということで、市政懇談会とかでもよく言われていたと思うんですが、場所とその工事の内容はどういうふうな工事なのか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 黒磯公園につきましては、いきいきふれあいセンターのほうの舗装から公園内に入る園路があるんですが、そちらが結構段差がございまして、車椅子が入れないといったところの段差解消。それが1か所と、あとは旧野球場のほうから、やはり園路のほうに入るために段差があって車椅子が入れないというところで、そちらを2か所、車椅子で入れるようなスロープにするというようなものであります。

予算といたしましては110万円程度計上しております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、いきいきふれあいセンターと公園の中、2か所で110万円、両方合わせて110万円要した。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 その積算でございます。

○山形副委員長 分かりました。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 隣のページです。特定空き家解体ということで、1つの物件が予定されているということで、予算で160万円なんですけど、その金額で足りるのかがちょっと心配なので、その辺の160万円を出した積算根拠みたいなのを。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 こちらにつきましては、かなり老朽化が進んでおりまして、もう朽ち果てているような状況でありまして、中に残存物件も大きいものがございませんので、その状態でなかなか設計というのが難しいものですから、こちらは業

者のほうの見積もりを徴収しまして、それを根拠に予算を計上しております。

- 星委員長 山形副委員長。
- 山形副委員長 場所を教えてください。
- 星委員長 課長。
- 佐藤都市整備課長 地区につきましては本郷町でございます。
- 星委員長 山形副委員長。
- 山形副委員長 続きまして、隣のページです。
市営住宅の集会所のトイレの洋式化ということで、先ほど3か所トイレの洋式化があるということで、市営住宅の3か所のトイレの場所ですか、集会所を教えてください。
- 星委員長 課長。
- 佐藤都市整備課長 稲村団地、若松団地、下厚崎団地の3か所です。
- 星委員長 山形副委員長。
- 山形副委員長 昨年も予算化されていて、それが順次更新して行って、今年はその3か所で、584万6,000円、そのうちのトイレの洋式化は大体幾らぐらいかかっていますか。
- 星委員長 課長。
- 佐藤都市整備課長 集会所のトイレ洋式化の予算につきましては120万円になります。
- 星委員長 山形副委員長。
- 山形副委員長 そうすると、その施設内のトイレは全て洋式化になるということよろしいですか。
- 星委員長 課長。
- 佐藤都市整備課長 集会所にはたしか1か所しかないと思ひまして、そのほかにも中層住宅で集会所があるんですが、この3か所完了すれば、全ての集会所が洋式化されます。
- 星委員長 小島委員。
- 小島委員 121ページ、都市公園等長寿命化事業費で、烏ヶ森公園の水飲み場更新工事ですか。こ

れ具体的にはどんなことの事業費なのかちょっと教えてもらっていいですか。

- 星委員長 課長。
- 佐藤都市整備課長 烏ヶ森公園の水飲み更新に関しては、老朽化したものを車椅子対応でも、車椅子でも飲めるような形のものに更新するものであって、あずまやにつきましては、修繕に関しては旧わんぱく広場の真ん中にあるあずまやの修繕になります。
あと、大池のところにもあるあずまやがあるんですが、そちらも含んでおります。
- 星委員長 小島委員。
- 小島委員 負担金補助金のほうにやっぱり同じように、122ページですね、空き家のほうなんですけれども、空き家と書いてあり、160万と出ていますけれども、その下の特定空き家等解体というのがまた別に1,290万というのも上がっているんですけれども、これは、この上のやつとどういふふうに違うのかということと、それと、これ具体的にどんなところを想定しているのかちょっとお聞かせ願えればと思います。
- 星委員長 課長。
- 佐藤都市整備課長 空き家バンク関連の3つの補助金、これに関しては、空き家バンクに登録された物件を購入された方がリフォームする場合とか、その移住・定住されるご家族に高校生以下のお子様同居する場合は子育て世代補助、あと、不動産の売買手数料がかかりますので、その売買手数料に関しても一部補助をするという、空き家を利活用される場合の補助金であります。
特定空き家解体につきましては、空き家の所有者が自主的にそのものを解体・除却する場合には、空き家解体工事費の一部を補助するものですので、利活用の部分と除却の部分の区別がございます。
- 星委員長 小島委員。

○小島委員 この特定空き家解体費用1,190万、何軒ぐらい今回、積算根拠となっていますか。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 空き家解体費につきましては、立地適正化計画で定めます居住誘導区域内につきましては上限70万円でございます、7件490万円ですね。それ以外の地域に関しましては、50万円上限といたしまして14件、その700万円、合わせて1,190万円を計上しております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 これは予算額であって、要望がここまですれば使わないとかという形になるんですか。それとももう大体想定されていて、ほとんど使うような形になるのか、現在の実態をお伺いしたいと思うんですが。

○星委員長 課長。

○佐藤都市整備課長 予算規模に関しましては、これまでの大体の実績で来年度の見込みがございますので、場合によって、それを上回る場合には、また補助等との兼ね合いもありますが、補助金等を頂けるようであれば増額と、そういったことも検討してまいりたいと思います。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終了したい

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

そのほかとして委員の皆さんから何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (市営住宅の今後の方向性について)

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 (戸田水辺公園の駐車場整備について)

○星委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、以上で都市整備課の審査を終了いたします。

都市整備課の皆さん、お疲れさまでした。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時42分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎道路課の審査

- 星委員長 ただいまから道路課の審査に入ります。
道路課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

- 星委員長 続いて、議案第42号 公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題といたします。
執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

- 増子道路課長 (議案第42号について説明)

- 星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

- 小島委員 難しい言葉でしゃべられたんで、具体的にもうちょっと簡単に何を今回ね、大田原市から求められているんでどうしたというところをちょっと教えていただけますか。

- 星委員長 課長。

- 増子道路課長 そもそもこの大田原市の市道親園一区町線が路線として那須塩原市に入っていること、もともとが。そこに交差点の改良をすることによって、その部分が拡幅される、拡大されるというところから、議会の議決を求めるものとなります。

- 小島委員 拡幅ね。

- 増子道路課長 はい。

- 小島委員 了解しました。

- 星委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

- 星委員長 討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

- 星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

- 星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第42号 公の施設の区域外設置に関する協議については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第42号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

- 星委員長 続いて、議案第48号 那須塩原市道路舗装修繕基本計画についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

- 増子道路課長 (議案第48号について説明)

- 星委員長 説明が終わりましたので、質疑を認めます。

鈴木委員。

- 鈴木委員 このきちんと計画書、報告書として出来上がっていると思うんですけども、これはど

のようにやったのか、委託をしたのか。委託した場合はどういうところに委託したのかをお答えいただけますか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 この計画の作成については職員、我々が行いました。

○星委員長 そのほかございますか。
相馬委員。

○相馬委員 1ページのはじめにというところで、事後保全型から予防保全型への、要は管理の手法を転換するためにこの計画をつくりましたよということになっているわけですが、先ほどの予算措置もそういうことで、7年間でそういうことで考えていると。現状として、ここの写真に出ているようなこういったひび割れが発生している、事後保全型というか、こういうふうになっちゃっているところ、その現状での優先順位というのは、もう全てこの計画で入っていて、この計画どおりに行えば、こういうところは整備は行っていくという、そういう考えだということではないか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 基本的にはおっしゃるとおりでございます。

あくまで点数順というのを原則論としておりますので、点数というのはいろんな観点がありますので、見た目が状態がよくないだけで最優先になるとは、またちょっと違うところもありますが、基本的にはその計画書にのっとった順番、順位路線を今後行っていくということで考えております。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。
〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。
〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第48号 那須塩原市道路舗装修繕基本計画については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第48号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○増子道路課長 （議案第10号について説明）

○星委員長 説明が終わりました。

それでは、ここで休憩に入ります。1時間休憩に入ります。開始は1時からになりますので、よ

ろしくお願いいたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時59分

○星委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部の説明が終わりましたので、質疑を許します。

玉野委員。

○玉野委員 117ページの2001事業のその他委託料の中の豊浦佐野線、これのどういう形になるのかとかですね、完成とか、使える時期がいつなのかとか、場所ですね。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらについては、ちょうど市役所脇の県道黒磯高久線を西那須野側に行きまして、黒磯消防を超えて最初の信号を左に曲がったところが佐野開墾踏切と言いますけれども、こちらが現在、狭隘だということで、こちら踏切の部分の歩道部分をつけるというような工事をJR側に委託するところでございます。

こちらについては、ちょっと繰り返しますが、線路内の作業ということから、JR側に負担金を返して、相手方に行ってもらおうというようなところでございまして、こちらについては、通学路の指定もされているというようなところで、早急な対応が必要であるというようなところから、着手しているところでございます。

なお、こちらについては、来年度、令和2年度完成予定で今進めているところでございます。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 歩道をつけるという形で、その拡幅というのはどの辺なんですか。

○星委員長 係長。

○浦田用地係長 現在、3mの幅なんですけれども、改良後は9.6mの予定になっておりまして、そのうち歩道部分2mの拡幅を予定してございます。

以上になります。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 複線になるということですよねですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 車道で2.5mにして相互通行ができる道というようなことになります。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 そうすると、イメージで何かこう、線路を真っすぐ行くところと団地の方に行くところがありますね。どんなイメージになりますか。

○星委員長 課長補佐。

○高野道路課長補佐 今お話ししましたように踏切のところは今、JRへ委託ということで。あと、団地のほうへ向かうすぐ左に来るところ、その改良工事も予定しております。あと、踏切の前後ですね。団地のほうへ行く道、そういったのを拡幅ですね。そこを予定しております。

○星委員長 ほかにありますか。
鈴木委員。

○鈴木委員 では、114ページです。維持管理費ですね。その中のやや上の辺り、新規のところの市道南郷屋・睦420号線基本設計というのが、もしかしらどこかで聞いていると思うんですけども、改めてお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらについては、ちょっとそれに関連するような一般質問が出ましたが、あそこの路線については、中央通りから先の部分と言ったら良いですか、ご存じかと思いますが、非常に狭い道であるというようなところで、この内容に

については、今、待避場を設けるといような形で、少しでも相互交通の往来の緩和をするというのを目指した工事となっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 工事まで入っているんですか、設計。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 すみません、ちょっと訂正させていただきます。こちらについては工事はまだですね、委託料でございますよね。失礼しました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 いいものになるといいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、その下、工事請負費のところ新規の事業として、市道三島・三区町線舗装修繕というのは、どこでどのような工事をやるのかご説明頂けますか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 三島・三区町線については、縦道から旧塩原の大貫に抜ける道となるんですが、こちらについては、ちょっと舗装の状態も余り芳しくないという状態です。

[発言する人あり]

○星委員長 課長。

○増子道路課長 失礼しました。訂正させていただきます。

こちらについては、旧400号から西那須野のボーイスカウトの前の道の舗装の修繕となります。

○鈴木委員 舗装修繕ですね、分かりました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 同様に二区町はどの辺りか、ちょっとまとめて言っちゃいます、二区町と、あと、私の興味があるのは、その下に東三島506号線ですね、そのあと2か所、どの辺りか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 まず、二区町250号線ですか。こ

ちらについては、西那須野庁舎前のあの県道をずっと野崎方面に向かっていきまして、縦道を越して、これは何と申したらいいんですかね。縦道を越して県道をちょっと横断している道になるんです。ちょっと周りに目ぼしいものがないものから、そういった説明になってしまうんですが。こちらについてですね、こちらが舗装の状態がよくないということで、440m程度の舗装の打ち換えをするという内容となります。

続いて、三島・東三島506号線でございますが、こちらは先ほどちょっと説明いたしました旧国道400号を境に三島・三区町線、こちらが西側になりますけれども、東側のちょっと三島の碁盤の目の中の横断する形で、一番ちょっと東側という言い方になってしまうんですけれども。こちらの今、改良工事といいますか、国道4号の整備が行われておりますけれども、そちらの1本北側を並行する道というところで、こちらについても舗装修繕という形で、こちらは200m程度を予定しているという内容になります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 道路課でやるので、支所でやると130万という枠があるんですけども、これだと、私が言った3件は、大体舗装工事費というのは幾らですか、それぞれでもいいです。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらについては、当然、規模によって額の大小は出てくるものでございますけれども、こちらについては、大方になりますけれども、三島・三区町線については大方2,000万円前後、二区町250号線については800万円前後、三島・東三島506号については約1,000万円前後あたりを予算として要求しております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

では、117ページに移らせていただいて、防災・安全交付金事業の中で、やはり工事請負費、太字のゴシック体の中に扇町・太夫塚222号線というのがありますけれども、この場所と金額、一応ここに括弧書きで書いてあるんで大体分かるんですけども、その辺の事業概要をお教え頂けますか。

○星委員長 課長補佐。

○高野道路課長補佐 薄層カラーの舗装化ということで、路肩で今使われています交通整備の中でグリーンにするというような内容ですけども、場所については、225号ですね、これは東小学校の通学路でございます、これは国道400号を起点に終点が整形外科、あそこまでの間。

○鈴木委員 狭い道路。

○高野道路課長補佐 狭い道路なんですよ。

○鈴木委員 あそこが222なんですよ。

○高野道路課長補佐 あそこは、今年度も実施してまして、全体で400mあるんですが、今年度は200m、来年度については残りの200mというような予定になっています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 場所と事業内容と予算規模というところまでお願いしたので、最後に、幾らぐらいの事業なのか。

○星委員長 課長補佐。

○高野道路課長補佐 こちらについては、450万を予定しています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 同ページの一番下の市単独道路整備事業の中にやはり新規で三島・三区町線測量設計というのがあるんですが、これはどういった事業なのか教えていただけますか。説明願います。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらについては、今、県のほう

の事業としまして、国道400号の改良事業が、今、北に向かって延伸しているところがございます。それに合わせるような形で、こちらの道路が交差するというようなところで、市道部分においても何らかの線型的な改良措置が必要だというようなところの内容となっております。ですので、こちらについては、県の進捗に合わせてながら市のほうも一緒になって進めていくというような側面を持ち合わせております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、位置的なイメージがちょっと説明がなかったんですが、どういう箇所かという、説明できない箇所なのか、ある程度ね、1か所なのか複数にわたっているのかね、その道路が広がるわけですから、400号が。その辺の位置的なもの、それから、どういう取付け内容だとか、設計ですからね、予算概要ですから。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 場所ということですけども、400号を北上しまして、先ほどのボーイスカウトに入る道、角に工場ですか、その交差道を指しているところがございます。ですから、400号が広がることによって、市道も線型を変える必要があるというようなところでございます。

こちら工事についてはまだちょっとそこまで形が煮詰まっていないものですから、金額的なものはまだ算出しておりません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その続きで、工事請負費の中で、先ほどもちょっと烏ヶ森公園の道路について質問したんですけども、これは道路改良、烏ヶ森公園東側道路整備・道路改良というのがあるんですけども、これについても説明してください。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらについても、国道400号関

連となります。国道400号はもうある程度南側は進んでおりますけれども、片側2車線の合計4車線になるというようなところで、中央分離帯を造らざるを得ないというようなところから、地元のいろんな調整等の中で、やはり中央分離帯が相互移動がちょっと困難になると……

- 鈴木委員 同じなのかい。
- 星委員長 同じ箇所だと思います。一度説明聞いていますので。
- 鈴木委員 そうそう、同じなら同じで構わないんだけど、ただ、場所が違っているから。違うんで質問しているんですよ、同じなら同じでいいけれども。
- 増子道路課長 補足してよろしいですか。
- 星委員長 課長、お願いします。
- 黄木都市計画課長 先ほど都市整備課からの説明があったのは、園路のほうで都市整備課ということで、増子課長が言ったのは市道のほうの整備ということで、同じ場所なんですけれども、役割が違うんで、違う課で予算化しているという内容になります。
- 星委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 ということは、全く同じ事業で、予算をやるということですか、それとも場所が少しずれているんですか。
- 星委員長 課長。
- 黄木都市計画課長 園路を整備する事業は都市整備課が行います。市道として整備する事業は道路課のほうで行います。要は同じ箇所が違う、少し何ていうのかな、並行して違う道路が走っているというふうにイメージしていただければ。
- 鈴木委員 分かりました。
- 星委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 せっかく前の課長もいるので、そういうふうな説明を受けたかったんですけども。そ

れで、こちらの事業も予算的には別なわけでしょう、予算取りは。

- 星委員長 部長。
- 大木建設部長 先ほど都市整備課のほうで説明がありましたけれども、あれは園路ということで、都市公園の中の施設。ですから、公園施設と。こちらのほうは、整備した、整備は市道認定をかけたして、道路として整備すると。なので、道路事業ということで予算を分けているということ。
- 星委員長 鈴木委員。
- 鈴木委員 予算を分けているんですよね。そこが確認したかったところなんで。要するに向こうは歩道がこういうので、これはそれで道路としてやっていると。同じような路線の場所だということが分かればいいんですけども。そういうところですね。
- じゃ、とりあえず以上で。
- 星委員長 吉成委員。
- 吉成委員 114ページの道路維持管理費の中の役務費の通信運搬費で冠水情報施設のウェブカメラの回線なんですけど、これについては、これまでももちろんあるわけですけども、これによる情報というのはどのぐらい毎年入ってくるんでしょうか。
- 星委員長 課長。
- 増子道路課長 こちらの常時監視しているものということで、そのようなところから1年365日ということになるんですけども。こちらについては、情報として、当然のことながら、例えば夏場のゲリラ豪雨とかですね。そちらについて異常な数値が出た場合は、そのためにこちら、冠水情報を入れたんですけども。
- 幸いにして、今までここが、そのカメラを見て、何か即行動に移さねば危機が迫るというような事案はございませんでした。殊、雨水だけでいいま

すと、こちらJRのアンダー部分を整備する際に、那珂川に向けて雨水の排水を造ったものですから、そちらの成果が出ているものというふうには判断しております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

その下のその他委託料のゲリラ豪雨の際の土のうの作成ということで、これも予算化されていると思うんですけども、これ実際にはどのぐらいのものを造るんですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらについては、ゲリラ豪雨時、我々職員もまずあらかじめ必要な個数を見計らって準備するところがございますが、やはり昨年度のああいった状況になると、なかなかそれだけでは住民ニーズに応えられないという形で、これについては民間への委託になりますけれども、この予算上は450袋をもくろんだものというふうにしております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、昨年でいえば、どのぐらい作ったんですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらについては、実はちょっと予算書ともあれなんですけれども、こちら委託する分というのは来年度が実は初めてになります。今までは全て直営という形を基本に動き、やってまいりました。

○吉成委員 直営だったらどのぐらい作ったんですかということですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 ちょっとこの場では資料等を持ち合わせておりません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 昨年の予算書を見ると、やはりゲリラ

豪雨対策土のう作成ということで予算化されているんですよ。これは昨年に関しては、でも、委託料のところに入っているんだから、当然、委託はしていると思うんですけども。よくそこが今の説明だと分からないんですが。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 ちょっとお答えが不足しておりました。

予算上は継続しているものでございます。

幸いなことに昨年度においては、我々も夏場だけ作っているわけではなく、年間通じてある程度の夏場に備えてというようところで準備しているところがございますが、昨年度については、結果として、こちら委託するまでもなく、ストック量で賄ったというようなこととところで、今の段階ではちょっとそういった事情となっております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 450袋、これは予算は幾らになるんですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 30万円程度を見込んでおります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 じゃ、その下の市道島方縦線の待避所の件なんですけど、これは待避所1か所ということですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらについては、線路を挟んで上下1か所ついて、合計2か所を今のところで。

○吉成委員 線路を挟んで。

○増子道路課長 上下で1つ、そういう形で路線として2つを今予定しているところがございます。

○吉成委員 待避所としてはどのぐらいの予算になりますか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらは道路構造令に基づく基本

的な寸法というはあるんですが、今後、地権者の方と折衝の結果、最終的には決めていきたいというふうに思っております。それで、今のところはまだちょっと詳細な推移等はつかんでおりません。

○吉成委員 以上です。

○星委員長 ほかがございますか。

小島委員。

○小島委員 今、114ページ、鈴木委員も質問したんですけども、市道南郷屋・陸240号線、交差するためのね、どの辺りに造る予定で今考えているのかお伺いしたいと思いますけれども。

○星委員長 課長補佐。

○高野道路課長補佐 陸240号線ということで、その狭いところ全長で240mほどあるんですね、中央通りの終点から、こちらの健康センターのほうまで240mあるんですが、途中に100mぐらい西那須野側から行きますと、左側に山林になっている土地があるんで、今の現段階のイメージとしては、その100m部分を利用して、部分的な拡幅、待避場といいますか、部分的な拡幅をこれから計画していくという、設計に入っていくということでございます。ちょっとまだ詳細は確定しませんが、そんな状況でございます。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 これもちょっと先ほどと同様の補足になるんですけども、こちらは地権者の方とその辺をちょっと詰めているところでございます。

そういった中で、1人の地権者なんですけれども、間口全体を、今、補佐から説明しましたが、間口全体に向かって広げても大丈夫であるというようにちょっと現段階で回答を頂いているものですから、スポット的に、何ですか、何mかを広げるというよりも、道路に沿って、その方がお持ちの間口分を一定幅で広げていくと。縦長にすると

いったイメージとなるかと思えます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 あそこ入り口のところが今すぐく壁になっていて入りづらいんですけども、あそこら辺のところをもうちょっと入り口のところもね、要望したいというところがあるんですけども、その辺はどんな感じですか、今。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 貴重なご意見として承ればと思いますので。

○星委員長 ほかに質疑はないですか。

相馬委員。

○相馬委員 118ページの一番上のところで、公有財産購入費ということで道路用地というふうになっておりますが、野崎跨線橋通りの道路排水施設の用地購入ということなんだろうと思うんですが、どのぐらいの、目的は排水なのか、何かよく分からないんですけども。どういうふうな形にするためにどのぐらい購入するということなんでしょうか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらについては、事業自体は、野崎跨線橋通りの道路改良ということで、県の事業。そういう中で、その道路の排水の処理については、各地元自治体が請け負うというようなこととなっております。ですから、これは野崎のところなんで、一方は大田原が同じような形で進めているところであり、線路をまたぎますんで、水は2か所に、簡単にいうと行く形になりますので。そういったところで、那須塩原分は市のほうが受け持つ形。結果として道路課かそれに対するものを造るというようなところで、こちらについては、今ちょっと地権者のほうと鋭意細部は詰めているところなんですけども、基本的にはまだちょっと面積もきちんとした確定ができていないところなんで

すが、最近、道路改良事業に事前につけております調整池というような形のものを作るというようなこととなります。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、これに対するのは、財政負担というのは県の財政負担で、歳入か何かがあるということなんでしょうか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 市の単独で行う事業となります。

○星委員長 ほかがございますか。
部長。

○大木建設部長 この野崎跨線橋通りについては、当初、県道になっていなかったと。本来であれば県道になっていないので、大田原市と那須塩原市が整備をするという部分も可能性としてはあった中で、JR線をまたぐ大きな道路なんで、何とか県道に認定して県にやってほしいというような要望を大田原市と那須塩原市で連携して県のほうに要望していました。最終的に県は、2市をまたぐ道路だということなんで、新たに県道という形で認定してやるという条件の中で、道路排水施設、雨水の排水だけは何とか地元の市で用意してくれないかといいますか、協力してくれないかという協議の中で、那須塩原市分については那須塩原市、大田原市分については大田原市ということで、おの雨水排水の施設を造るということになってございます。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。
森本委員。

○森本委員 そのすぐ下なんです。河川総務費の中で、河川愛護会に34万5,000円の補助金を出しているとなっておりますけれども、河川愛護会というのは、市のホームページを見ると、写真コンクールなんかを見たりとかしているんですけれども、

これは市の団体じゃなくて別の団体というか、会員がどのぐらいいて、どんな活動をしているのかというのをちょっと教えてもらいたいそれと、全然、市とは関係ない団体なのか。

○星委員長 係長。

○角田河川係長 河川愛護会につきましては、現在36団体ございまして、どちらかという河川の流域の自治会の方を中心に組織してもらっている形になります。

今年度については、活動としましては、先ほど委員のほうでおっしゃった写真コンクールであったり、あとは河川愛護活動ということで、市から補助金を受けた上で各団体に交付金として支払いを行っているようなところの活動が主です。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、その36団体は全て自治会なんですか。

○星委員長 係長。

○角田河川係長 ほぼ各自治会がなっております。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、市としては補助金を出すということだけで、ほかのお手伝いとか、まるっきり活動は別ということでよろしいでしょうか。

○星委員長 係長。

○角田河川係長 そのようになります。

○森本委員 分かりました。ありがとうございます。

○星委員長 ほかがございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 全く同じ場所で、今もうちょっと掘り下げて聞きたいんですけども、今、絵か何かを描いているという……

○星委員長 写真。

○鈴木委員 写真を撮っているということなんですけれども、愛護会に補助金を出しているの、自分としては周りの土手とかをきれいにしてくれと

か、ごみ拾いしてくれとかね、そういうイメージがあったんですけども、そういう活動はやっていなくて、写真だけ展示しているような団体なんですか。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 この河川愛護会は、愛護会長は那須塩原市長がなっております、その会に今言った登録団体36団体と。この愛護会の中で、先ほど写真コンクールというのは河川の写真をコンクールの中に入れて、河川の清掃とかそういった啓発、それをやっている。

併せて、愛護会のほうに補助金を34万5,000円やったものですから、愛護会からまた各登録団体のほうに清掃とか草刈り、そういった活動をやっているものに対して補助を出しているということ。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 私、1つなんです、117ページの豊浦佐野線のJR佐野開墾の拡幅の工事、JRに委託して2億1,000万。その工事の内容を教えてくださいませんか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 こちらJRの委託分については、何度か先ほどから言っておりますが、踏切を広げるといふようなところで、それに関わる工事費プラス、あと、純粋な踏切分の工事費というのがありますけれども、やはり鉄道の敷地、軌道敷の中ということで、それに事前に準備する、附帯してくる電気施設関連等々の準備等の額も入っているところでございます。

なおかつ鉄道の条件として、夜間に工事を行うというような条件がついておりますので、そういったところで日中の工事よりは金額のほうもその分割増しとなっている等々ですね、それらを見込んだ金額というふうになっております。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 昨年も多分、予算計上されていて、今年も計上して、いつぐらいにその工事が終わる予定なんですか。

○星委員長 課長。

○増子道路課長 先ほども言いましたが、令和2年になります。来年度には完成する予定です。

○星委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

そのほかとして委員の皆さんから何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 (道路の要望件数について)

○星委員長 議事進行を山形副委員長に交代します。

〔副委員長と交代〕

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 (道路の修繕について)

○山形副委員長 ここで議事進行を星委員長に交代します。

〔委員長と交代〕

○星委員長 ほかに、そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で道路課の審査を終了いたします。

道路課の皆さん、お疲れさまでした。

ここで執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時39分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎建築指導課の審査

○星委員長 ただいまから建築指導課の審査に入ります。

建築指導課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 議案第29号 那須塩原市手数料条例の

一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○松村建築指導課長 (議案第29号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 143ページの例えば、ちょっと意味がよく分からなかったんですけども、143ページ中段のところの(1)のこういうふうに条文が変わると、先ほど2つの建物が一つ、違う、1つずつ申請を受けられるようになったとかという感じのイメージで受けたんですが、この(1)の部分というのは具体的にどういうふうに変更になるんですか、手続自体は。

○星委員長 課長。

○松村建築指導課長 具体的なものを申し上げますと、今想定されている、私が考える中では、例えば東京駅周辺の再開発事業、大手町周辺再開発事業をやっていますが、その中で1つの建築物がありまして、そこからエネルギーを供給するような事業がございます。それを他の建築物にエネルギーを共有する、別のビル。それを今度は建物1つずつごとに認定しまして、それを審査して、審査手数料が変わりますんで、それを別々に審査したやつを今度、1つずつ審査手数料を足して合わせた額が想定されるようなものです。

○星委員長 よろしいですか。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 ほかに質問ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第29号 那須塩原市手数料条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第29号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第10号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○松村建築指導課長 （議案第10号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

玉野委員。

○玉野委員 17ページだと思うんですけども、林業費補助金のところですね。一番下です。とちぎ

材のこれ200万とありますけれども、どのような、何点とかですね、どういう要件を満たせばこれを使えるかということを知りたい。

○星委員長 課長補佐。

○高橋建築指導課長補佐 これは、栃木県の県産材を使用した場合に、県から上限10万円の補助が出るということで、20戸分を計上しております。

○玉野委員 分かりました。

○星委員長 ほかにございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 112ページの上のほうなんですけれども、委託料で測量設計監理委託料、位置指定道路測量、位置指定道路というのはどういうものか分かっているんですけども、民間の人が測量して認定を受けてやっているんだと思いますけれども、ここでいう、行政側でいうところのこの位置指定道路測量というのはどういう形で使うものなんでしょうか。

○星委員長 係長。

○鈴木審査係長 位置指定道路の測量は、おっしゃっているように測量事務所さんとかが設計されているものが申請されているんですけども、これが古いものと、一部紛失しているものとかがありまして、その復元のための費用ということなんです。あくまで一度指定をしたものなんですけれども、行政側になればいけない書類が紛失しているんで、この図面を復元するというためのものです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これ予算ということで、じゃ現実にも、予算としての必要がある事案があるということで理解していいでしょうか。

○星委員長 係長

○鈴木審査係長 紛失している案件を調べに来ていらっしゃる方もいらっしゃるものですから、それ

はやはり行政側としては、ないという説明はなかなかつかないなということで、作成したいということですが。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました、趣旨が。

続いて、5001事業、その下ですね、狭隘道路整備というところで、これも50万は狭隘道路って狭いところなんでしょうけれども、やっぱり具体的事案があって取っているのか、補助事業なので利用したいのか、その辺、どういう事業なのかのご説明を頂けますでしょうか。

○星委員長 課長補佐。

○高橋建築指導課長補佐 これは狭隘道路、セットバックして、この部分を市に寄附した場合、その場合の測量と、あと分筆登記の費用について計上したものでありまして、今回1件分で計上しているんですけども、令和元年度は2件の実績がありまして、大体あっても年間一、二件ぐらいのもんですから、令和2年度については1件ということで計上させていただいています。

○鈴木委員 了解です。

○星委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 そのちょっと下で8001事業で特定建築物の耐震補強設計なんですけれども、こちら先ほどの説明ですと、今年度は1件もなかったと聞いたんですけども、それは耐震補強はほぼ済んでいて余りないということなのか、それとも申請が単純にされていないということなのかをお聞かせ願います。

○星委員長 課長補佐。

○高橋建築指導課長補佐 この該当する建築物で現在残っているのは1件だけある、旧塩原ガーデン、1件なんですけど、こちらの基本設計、これがまだ相手方の都合によって、まだなされていないとい

うことで。今後ちょっと予定というのはないんですが、ただ、申請があった場合に予算がないと対応できませんので、それで計上させていただいています。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、1件分として616万4,000円、このぐらいが大体かかるであろうという予測ということですね。

○星委員長 課長補佐。

○高橋建築指導課長補佐 1件分でございます。

○森本委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

そのほかとして委員の皆さんから何かございま

すか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部からは何かありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、以上で建築指導課の審査を終了いたします。

建築指導課の皆さん、お疲れさまでした。

これで建設部の今定例会における審査は終了となりますが、建設部全体として何かございますか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

○星委員長 以上で建設部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで10分間休憩にします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎その他

○星委員長 それでは、次第3、その他に入ります。

常任委員会の調査研究テーマ及び議会報告会での意見の取扱いについてを議題といたします。

それでは、ちょっと向こうに移らせていただいて、それでは、この常任委員会が発足したとき、研究テーマを決めて調査研究していこうということで決まりました。それは1年間弱なんですけど、たったところで、振り返りと今後の取組ということについて、皆さんで決めていきたいと思っております。

振り返りという部分で今、書き出してもらいました。皆さんのタブレットの中にもデータが飛ん

でいるかと思いますが、1つ目、魅力ある農観商工への挑戦、2つ目、未来志向の都市づくり、3つ目、ごみ減量対策、4つ目、市の観光施設管理の在り方、5項、市民目線の道路整備ということで取り組んでまいりました。この中で活動の内容といたしまして、皆さん見ていらっしゃるの、こちらのほうの画面でよろしいですか、見てくださっていますか。

こちらのほうの活動内容といたしまして、赤い文字のほうで書かせていただいております、右側のほうです。

視察に行きまして、まず1番の魅力ある農観商工への挑戦ということに関しまして、都城の視察で6次産業化を学んでまいりました。

2番目に関しましては、令和元年9月と11月に那須高林産業団地と、あと霧島市を視察しまして、現地の視察と企業誘致の取組を学んでまいりました。

3番、ごみ減量対策に関しましては、10月の大崎町の視察で勉強してきました。

4番、市の観光施設管理の在り方については板室健康のゆグリーングリーンということで、今の状態ですね、今回の条例改正のほうにもなっておりますが、研究してまいりました。

あと、5番、市民目線の道路整備といたしましては、道路課、生活課を呼んで勉強会を開いてまいりました。

こういった中で、あと1年間、このテーマに沿って活動していくということを考えたときに、もう少しテーマのほうを絞ったほうがいいのではないかと考えますが、皆さん、どうでしょうか。

それでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 先日、事務調査で行きましたアグリパル塩原、あそこも条例改正ということで、視察に

行ってまいりましたが、6次産業というところでは大変に参考になったのではないかと思います。

この中でどれか1本、皆さん、こちらの画面のほうも見ていただきながら、考えていきたいと思うんですが。

まず、それでは、今、画面を飛ばさせていただきました。今後の方向性ということで、右側のほうが空欄になっている表のほうをお送りさせていただいたんですが、方向性ということに関して、皆さんのご意見を聴きたいと思います。こちらです。

○鈴木委員 1個ずつ、全部ですか。

○星委員長 1個ずつ、もうやめるか、要は継続するかということだと思います。市民目線の道路整備に関しては、これは1年間のテーマでした。それで、執行部からの話も聞きました。今回、道路整備計画も出たところから、ここに関しては、もう十分、私たちの研究としては、テーマとしてはいいのではないかと私は考えたんですが、そのような形で、これは1年間で終了ということによるのでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 こちらのほうはここで終了させていただきます。

あと、市の観光施設管理の在り方ということなんですが、こちらのほうは、総務企画常任委員会と所管が重なってしまうんですね。というのは、箱の森プレイパークとか湯っ歩の里、もみじ谷大吊橋とかというのは、そちらが総務企画のほうになってしまいますので、私たちの管轄としましてはグリーングリーンになってまいります。その管理の在り方という部分では、今回もまた条例一部改正もありましたし、施設管理も、施設のほうにも視察してまいりましたので、こちらのほうも終了ということで諮らせていただいてよろしいで

すか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 ごみ減量対策に関しましては、大変にすばらしい大崎町の取組を学んでまいりました。那須塩原市の今後、こちらのほうのテーマとしては、どうでしょうか。取組として、ごみ減量化とこういう……

○吉成委員 委員長いいですか。

委員長の考えとして、5つあって、今、2つについては終了というふうに決定をして、残っているのが3つですよね。この1年間、これから1年間ということであれば、この3つのうちの1つのテーマぐらいじゃないとなかなか掘り下げて調査もできないし、なおかつそれを政策提言につなげていくということであれば、1つぐらいしかできないんじゃないですか。ということは、この3つのうちの1つというような考えでいいということですね。

○星委員長 そうです。3つのうちの1つで。

○吉成委員 了解です。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 そうすると、2番の企業誘致も、高林へ行きましたし、新庁舎建設ということは所管外になる傾向が多いんで、2もいいのかかと、終了でも十分かな。1と3の中でちょっと協議したほうがいいのか。

○星委員長 ごみ減量化対策と魅力ある農観商工への挑戦ということで、こちらのほうで絞らせていただきます。

どちらが、絞るといえるか、今残ったのがこちらのほうのテーマになるんですが、私の個人的な考え方を述べさせていただくのであれば、6次産業、農業発展ということに関しましては、青木の道の駅もこれからチーズの工場を造るということで変わっていきますし、先日見に行ったアグリパル塩

原も、これからジェラートを作ったりとか、地産地消のものをしっかり売り出していくというコンセプトの下で作り直しました。また、そすいの郷なんかもございますので、そういったところでは6次産業というところで取り組むという部分では、取り組みやすいのではないかと私は考えているんですけども、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

山形委員。

○山形副委員長 3番のごみ減量も焼却施設がね、大崎町はなかったということで、多分そうすると1番にして、今度、チーズフォンデュ選手権もやるし、そういったこともあると、やっぱり農観商工のほうにシフトチェンジして、そちらのほうでテーマを絞っていったほうが、1番が一番流れに乗っているのかなという気はいたします。

○星委員長 1番ということで、テーマを絞らせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 1番のこちらの、かなり、4つあるんですね、ここの有機農法クラインガルテン、遊休農地の活用、農業の発展ということで、農業の発展も那須塩原ブランドの価値向上を図るか6次産業か、担い手支援か農福連携化ということで出ております。ちょっとすみません、これ代表的な担い手と6次産業しか書いていないんですが、画面のほうにはそのように出ております。

その中で、やはりまた1つ、ちょっと絞っていききたいかなと思うんですが。

○森本委員 1つ。

○星委員長 1つというか、すみません、4つありますね。有機農法クラインガルテンか遊休農地の活用か農業の発展。

○森本委員 から1つだけなんですね。

○星委員長 そういうことで1つにしますか、それ

ともこれを大きなテーマにして、ここから。

○玉野委員 農業って、どんどん分断されてきちゃったと思うんですね。逆に、やっぱり今の4ですけれども、私は1の魅力ある農観商工、そういうテーマで4のことをね、可能性をつないでいくというかな。そういうことでは大きいテーマのほうでいっていただければなと思っています。

○星委員長 そのようなご意見出ました。

ほかにご意見ありますか。

〔「いいと思います」と言う人あり〕

○星委員長 では、そのような形で、こっちを大きなテーマに掲げて取り組んでいきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星委員長 ありがとうございます。

では、魅力ある農観商工への挑戦ということで、今後1年間、また取り組んでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、そのほかに委員の皆さんから何かございますか。

玉野委員。

○玉野委員 ①という大きなテーマという中で、こういう動きが起きたんだということは、この前、日経新聞の日曜版で出ていたんですけども、フランスのドンペリという、高価なですね。あの社長を28年やった方が富山に来て米作りをやっているんですよ。そして日本酒を作っているんです。それを来たもんで、来るに当たって、その地をその町が提供して、建物は隈研吾さんがやって、単品の米じゃなくてブレンドして、もう最高の日本酒を輸出すると。世界の中心は富山になる、富山の立山とか言ったかな。

だから、スマホで見ただけで分かれますけれども、富山、ドンペリ、白岩かな、日本酒と見ていただければ出ます。白岩だと思ったな。

そこには、隈研吾さんの設計、それと周りの風景とか水の問題、生物多様性を考慮して、ニュージーランドの環境の人が中へ入ってきているということで、そういう組み合わせってきている。出ましたか。

〔発言する人あり〕

○玉野委員　すごい日本酒を作る。それくらいに日本酒の魅力と和食がジョイントできて、世界をリードするだろうということを言っています。

○星委員長　情報としてですか。

○玉野委員　情報として。

○星委員長　そういったことを今度、勉強したものを提言というか、調査研究していくということでやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。



◎閉会の宣告

○星委員長　以上で今定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出をいたしますので、ご一任くださるようによろしく願いいたします。

これもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

大変にお疲れさまでした。

閉会　午後　２時３０分